

第百九回 参議院農林水産委員会 會議録第四号

昭和六十二年八月二十七日(木曜日)  
午前十時七分開会

委員の異動

八月二十五日

辞任

本村 和喜君  
上杉 光弘君

補欠選任

服部 安司君  
志村 哲良君

八月二十六日

辞任

志村 哲良君  
服部 安司君  
高杉 勉忠君  
八百板 正君

補欠選任

上杉 光弘君  
本村 和喜君  
渡辺 四郎君  
鈴木 和美君

八月二十七日

辞任

北 修二君

補欠選任

永田 良雄君

出席者は左のとおり。

委員長

岡部 三郎君

理事

高木 正明君  
水谷 力君  
宮島 澁君  
稲村 稔夫君  
刈田 貞子君

委員

青木 幹雄君  
上杉 光弘君  
浦田 勝君  
大塚清次郎君  
熊谷太三郎君  
坂野 重信君  
鈴木 貞敏君  
永田 良雄君  
初村滝一郎君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産大臣官

局長

農林水産省農畜

局長

農林水産省畜産

局長

農林水産省食品

流通局長

農林水産技術会

議事務局局長

食糧庁長官

水産庁長官

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

厚生省生活衛生

局食品保健課長

厚生省生活衛生

局乳肉衛生課長

本日の會議に付した案件

○大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する

法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会

衆議院送付)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回  
国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委  
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、高杉勉忠君及び八百板正君が委員を辞任  
され、その補欠として渡辺四郎君及び鈴木和美君  
が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) 大豆なたね交付金暫定措  
置法の一部を改正する法律案を議題といたしま  
す。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いた  
しておりますので、これより質疑に入ります。

○曾野久光君 きょうは大豆なたねに関する法案  
の審議であります。大豆はおかたんばく質で

あります。まず、たんばく質ということに絡むの  
で、海のたんばく質の方を先にひとつとつとつと

聞きをしたいというふうに思っています。

日韓政府間漁業交渉の問題については、私も委  
員会のたびにお聞きをしておるわけでありませ

が、まず、先日、八月の下旬に行われました交渉  
の状況等について御説明をいただきたい、このよ

うに思います。

○政府委員(佐竹五十六君) 八月六日、七日、ソウ  
ルにおきまして実務者協議が行われたわけでござ

います。今回の協議におきまして、日本側といた  
しましては現行協定の枠組み改正の必要性を再度

強調し、韓国側の理解を求めたところでございま  
す。これに対して韓国側の見解は、従来と一貫い

たしまして、現在の協定の改定の条件が成熟して

ないということでございます。

韓国側の主張を一応御紹介いたしますと、韓国

側としては漁業協定は単独に漁業協定だけとして

存在しているのではなくて、四十年当時、平和条

約を初め一連の諸協定とパッケージのものと考え

ていたことは認めるけれども、実態が変わったとい

う点ではほかにもいろいろ変わった点があるわ

けで、それらのものを直すならば初めて漁業協定

の改定の条件が成熟すると、こういう言い方でご

ざいまして、現行協定が永久に不変のものとは考

えていないし、また実態が変わったことも認める

けれども、協定そのものを見直しをする条件が熟

してないと、かようなことではございません。

これに対して我が方といたしましては、引き続

き枠組み改定の必要性につきましては主張し、協

議を続ける、そういうことを前提にいたしまし

て、当面本年十月末に期限が来るわけではござい

たしまして、第一点としましては、北海道におけ

るオットーロールラインからの韓国船の撤退、  
それから第二点といたしましては、西日本、主と  
して九州、山陰沖におきます国内規制の遵守、特  
に昭和四十年以降に制定されました沖合底びき  
るいはまき網の禁止ラインの遵守、これは現行日  
韓協定上は韓国側に遵守義務がないという仕組  
みになっておりますので、この遵守。それから第三  
点といたしましては、最近特に船名隠ぺい船、恐  
らく韓国船というふうに推定されるわけでござい  
ますけれども、船名隠ぺい船の操業がふえている  
という実態から見て、これに対して取り締まりを  
いかにするか、この三点につきまして具体的な  
説明をしたわけでございます。

これに対して韓国側からは、一部については受  
け入れられるものもあるけれども、しかしなお全  
体として、韓国側としてはそのまます承するわけ  
にはいかないと、かようなことではございまして、

かなりの隔たりがあるわけでございます。今後これらにつきまして具体的に一つ一つ詰めていこうとございまして、次回の協議を九月上旬に行うということで、具体的な日程につきましては外交ルートを通じて決めるというようにございまして協議を了したと、かような状況にございます。

○菅野久光君 何か十月末までとわずかな期間の中で、言えはさっぱり進展がないと言つてもいいような状況ではないかというふうに思いますが、対韓二百海里適用という、この韓国漁船問題の抜本的解決を目指す基本的な考え方ですね。これについては変わりはないのかどうか。あるいはその後、こういうあと二カ月というような期限を迎えて、この基本的な考え方を考えてきているのか。政府のこの対処の仕方、基本的な考え方というものを聞かせたいと思つてます。

○政府委員(佐竹五六君) 対韓二百海里適用問題につきましては、それが問題の根本的な解決の方策の一つであるという事は、私もそのとおりであるというふうに本委員会でも御答弁申し上げておるわけでございますが、他面、現在韓国に對して一方的に二百海里を適用するということになれば、現在の、これも御答弁申し上げたかと思ひますが、日韓漁業協定の破棄をしなければならぬわけでございます。したがひまして、二百海里体制に移行するためには双方が合意し、将来の操業秩序についてある程度合意した上でお互いに二百海里を引き合うというふうなことになるのかと思つてございまして、現在韓国側にその用意はないというわけでございます。そういうことから、私も二百海里体制移行と実質的に同じような内容の枠組み改定、つまり日韓漁業協定の改定を韓国側に申し入れたところでございまして、現在の状況につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○菅野久光君 十月末の期限切れを目前にして、悲願であります韓国漁船への二百海里法の適用というものが現実的には非常に難しいような状況だ、したがって基本的枠組みの見直しが実現困難とい

うことで、韓国漁船の段階的撤退を期待して、現行暫定措置の一部手直しによる決着と、こういったようなことで行かざるを得ないというふうにお考えだということに受けとめてよろしいですか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本的枠組みについては引き続き検討するけれども、少なくとも十月三十日までには解決すべきものとして三点を考えているわけでございます。

○菅野久光君 それでは、安易な妥協をしないという事で、この一年を最長とした協定の延長という事は、これは実質的には無理だと、できないというふうに今の段階から判断しているように受けとめざるを得ないようなことであります。

北海道の漁民は、この韓国漁船の操業によつて、二十数年来、漁場あるいは資源の荒廃、漁業秩序の崩壊、そして漁具被害等の塗炭の苦しみにあえいできたことはもう御承知のとおりであります。加えて昨年は国際的な二百海里体制の定着あるいは強化に伴つて北洋漁業の大幅減船の犠牲を強いられました。このような中で北海道沖と韓国済州島沖がリンクされた現行暫定措置の改定により事態收拾を図ろうとする事は、いたずらに北海道と西日本、この国内漁業の対立を誘引するものではないか。また、基本的には国内二百海里体制再構築への道を閉ざして、まさに我が国漁業の発展にとって重大な影響を与えるものであるというふうに思わざるを得ないわけですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 日韓あるいは日ソの漁業関係でございますが、これは相互に入り会ひをしていくような関係になつていくわけでございます。したがひまして、韓国周辺水域あるいはソ連周辺水域に出漁している漁業と、それから韓国あるいはソ連が日本近海に出漁してその操業によって影響を受ける漁業種類と、こういったものが出てくるのはこれはやむを得ないところでございまして、これはやはり国内調整問題として私どもが処理しなければならないのではないかと、このように

に考えておるわけでございます。私どもとしてはできるだけ公平な立場に立つてこの問題の処理を図りたい、かように考えておるわけでございます。

○菅野久光君 公平にということはこれは行政の私は原則だというふうに思ふんですが、現実の問題としては公平じゃないんですね。一方的に北海道の漁民に犠牲を強いているというのがこの日韓漁業の問題ではないかというふうに思ふんですが、その辺の認識はいかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 事実としては、北海道の漁民が確かに韓国周辺水域には出てまいらないわけでございますので、そういう意味では公平ではないかと思ひます。しかしまた逆に、北海道の沖合底びきがソ連二百海里の水域内で操業したために、ソ連のトロール船の日本近海太平洋岸における操業を認めているわけでございます。これは茨城なり福島、それから岩手の漁民にとつてみれば大変迷惑な話であるという事はあるわけでございます。

確かに受益する者とそれから被害、影響を受ける者とが一致しない場合には公平と言うことはできないではないかとおっしゃれば、そういう事実はこれは事実として認めるを得ないわけでございます。それけれども、その被害の受け方についてやはり例えば北海道の場合であれば少なくとも韓国船舶に国内漁業秩序を守ってもらひ、現在はそのもできていないわけでございますけれども、そういうことによつてやはり一定の日本の漁民である以上、我が国の他の漁民が一定の利益を受けるために一定の限度で、もちろん一定の限度はございまして、一定の限度で我慢していただくことはこれはやむを得ないのではないかと、そのバランスをどうやってとっていくかということが私どもの重要な仕事ではないかと、かように考えているわけでございます。

○菅野久光君 北海道と西日本との綱引きだとか何とかといふことが言われております。

トータル的に言えば日本対韓国ということ、それはお互いの取引の状況というものがあろうと思ふんですが、国内的なそういうバランスの形から言へばこれは大きな差があるわけでありまして、その辺について十分認識をして政府としてこれは対応していかなきゃならぬ。

そして、今の中で最低限国内規制の遵守と管轄権の行使、これをもう早急に実施すること、ここに最重点を置いてやるんだということでありまして、このことは韓国漁船の問題が出たときからずっとやっているわけですね。幾らやってもやってもなかなか解決ができてなくて、最近では先ほど長官が言われたように、船名を隠してどこかの国の船、何という名前前の船かわからないようにして、そして違反操業をやるといふようなところまできているものから、もうこれ以上の我慢はできないということになつてきているわけですね。

ですから、北海道の漁民の人たちを含めて二百海里をまずやるということが根本的なやはり漁業規制を守らせるなり、あるいは管轄権を行使できることになる。そういうことで早く二百海里の適用を言つていけるのであつて、四十年当時の漁業の問題も含めたパッケージの一つの問題だ。ほかのものも含めていろいろあるということであれば、ほかのものも含めてそういうふうなことの解決の道というのはどうなんですか。政府としてそれらも含めてこの問題を解決していくためには、そういったものも問題があるということであらば、もろもろの問題についてやはり総合的な韓国との間の交渉というものが持たれて、そしてこの十数年来大変な問題になつていく日韓漁業の問題を解決していくという道筋をたどるべきだ。これだけじゃだめですよということをやこうで言っているわけですから、そういう腹づもりというのは政府にあるんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど韓国側の主張を御紹介申し上げたわけでございますが、私も水産庁として答弁できる範囲を超えた問題でございまして、その点はお許しただきたいと思つて

けてございます。

それからまた、確かに国内規制の遵守ということはもう七年前あるいは十年前から主張をし続けられて、それでもできなかったのじゃないか、それをどういうふうな見通しがあるのかという御質問かと思うのでございますが、特に北海道のオッターラインについては御指摘のとおりでございますが、私も自身としても北海道の漁民にこれ以上の我慢をさせていただくことはできないというふうに判断いたしましたのは申すまでもなく北洋の減船でございます。韓国船に操業をさせる海域があるなら日本の沖底は減船しなくても済んだのじゃないかという御指摘はまことにごもっともでございますので、これを最大限の重点と考えているわけでございます。

そこで、私も政府間の交渉だけでは必ずしもはかばかしく進展いたしませんものでございまして、与党の水産部会の先生方に訪韓していただきまして政治的な立場からの問題の重要性、つまり日韓の友好関係を保つためにはどうしてもこの問題を解決しないといけない。この問題を避けて通ればかえって日韓が抜き差しならない状況になるというところを御説明いただきまして、韓国側もその事態についてやや認識を改めまして、韓国側というところで、この一年間そういう意味では私どもの交渉を取り巻く事情というものは若干変わってきたというふうに判断しておるわけでございまして、最低限先ほど申し上げました三点につきましては実現を図りたい、かように考えているわけでございます。

特に取り締まり権につきましては、これは協定を改定いたしませんと旗国主義は改められぬものでございまして、この点は私もとしましては大変いわば泣きどころになるわけでございますが、しかしとにかく船名隠し船が非常にふえているという事実があるわけでございまして、それに対して現在の旗国主義では機能しないわけで、何かいろいろ知恵を出すことを検討しております、何かそれによって少なくとも皆様方から事態がこう変

わったということについて多少なりとも評価していただけるような案で決着を図りたい、かように考えておるわけでございます。

○菅野久光君 とにかく二百海里の問題については、まさに北海道だけではなくて、最近特に韓国漁船に荒らされている漁民の人たちの悲願でもあるわけですから、政府としてもとにかく何とかしてこの方向に向けて今後努力をしてもらわなきゃならないというふうに思うんですが、過日米から何か新聞報道等を見ると、大臣の中で北海道と西日本との対立をおおるのかときき発言をしていような報道がなされております。極めて私は残念だというふうに思うんですが、これは大臣お聞きになつておるかどうかはわかりませんが、国内におも、対韓国との交渉をやっている中で、国内において少なくとも内閣の一員である大臣が仮にそういう発言をしたとすれば私は大変な問題だということに思っております。

このことについてはまた別な機会に申し上げなければならぬ、そのように思っております。けれども、少なくとも最長一年を限度としていままでの協定を延長したわけですね。それで安易な妥協をしないというところで約一年にわたって交渉をいたしましたけれども、結果的にそれがうまくいかなかったときに一体どうするか。国内規制の問題あるいは取り締まり権の問題は何としてもやらねばならぬという御覚悟のほどはこれは当然のこととして私はそうしてもらわなければならないと思っておりますが、それ以降、以降の問題ですから、また次の機会ということになるんでしょうが、そのときには政府としても相当なやはり漁業者に対する何らかの考え方というものを示していかなければこれはおさまりがつかないことに私はならざるを得ないというふうに思っております。また不測の事態が起きかねない。そういうふうな空気等もあります。当初九月の三日には北海道、そして四日には全国でという緊急の漁民大会が行われる予定でしたけれども、とてもその時期までは待たれないということ、この二十四日には北海道で、そし

てついでこの二十五日には全国の韓国漁船操業問題の全面解決を求める緊急漁民大会が持たれていというふうな状況であります。

こんな状況を踏まえて、あと残された期間わずかですけれども、対韓国漁船問題についての交渉に当たつての大臣の決意をひとつここで聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 先ほど来長官にお答えいたしましたが、要は日本の問題として日韓漁業交渉を最終的にまとめていきたい。日韓漁業協定を決めて以来の国際的あるいは我が国の変化というものもあります。韓国側の漁業の変化、発展というものもあるわけでございまして。そういう中で北海道と西日本云々という問題がありました。これら全体をうまく取りまとめていかなくてはなりません。

我々がまとめる場合にはいろいろな手段、方法はあるわけでございまして、お互い政治家として判断する場合にはソフトランディングを心得るといことが一番大切であるわけでございまして。そのソフトランディングをやる場合に日本全体としての傷をより少なくし、そしてまたそれぞれの地域の特性、事情というものが十分配慮した上での決着というものが一番望ましいと思っております。二百海里問題といいますが、根本的問題の解決、このアプローチには日韓の間に大きな相違があることは事実でございまして、大変な困難が伴うわけでございまして。

前回たしかお答えいたしましたと思いますが、日韓漁業協定の破棄に始まり、李承晩ラインと言われたラインの復活が始まるというふうなような問題は我々避けて、何とかして話し合いによらなくてはならないわけであります。こういふ基本的問題につきましては今後とも両方鋭意話し合いをし、そして先ほど申し上げました当面の問題につきましては何といたしましても全力を傾注して十月末までに解決をいたしたいという立場でございます。その際少しでも日本の全体のためにそして日本の漁民のために喜んでいただけるような案

が日韓双方の間でうまく結ばないものか、目下あらゆる方法を検討しあらゆる手段を通じて韓国側の理解を得るよう努力をいたしておるところでございます。

○菅野久光君 中曽根総理の任期が十月末までというところであります。大事な時期に農林水産大臣をやつておられる実力者の加藤大臣ですから、この大事な時期にまた引き続き農林水産大臣ということも十分にあり得るわけですから、そういう点ではぜひ責任を持って日本の将来のためにひとつ頑張つていただきたいというふうに特に要請をしておきたいというふうに思います。

では次に、ちよつと鯨の問題なんですが、調査捕鯨、それから生存捕鯨についてその後政府としてどのような努力をしておられるのか、その状況についてひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五十六君) 調査捕鯨につきましては、七月三十日当委員会の御決議をいただきました。不退転の決意をもって関係各国の理解を求めつつ、また必要とあらばIWCからの脱退も辞さぬ覚悟で、今漁期からの鯨類の調査捕鯨の実現に向けて最大の努力をすること、という、そういう御決議をいただきました。この御決議の趣旨に従いまして、私も関係国の理解を求めつつ、何とかことしの調査捕鯨を実現できるように努力しているところでございます。

まず、その一環といたしまして、我が国の調査捕鯨につきまして、これは疑似商業捕鯨ではないかという批判が国際的にあるわけでございまして、その非難を避けるために調査主体として国際機関が調査主体になつてもらえないかどうか、その可能性をまず一つ探っているところでございまして。それからまた、先回のIWCにおきまして延期勧告の提案者である米国に対しては海洋漁業部長を派遣いたしまして、米商務省、国務省の担当官に対し、我が国の立場の正当性、それからまた国会決議の趣旨を説明させたところでございます。これに対して米国側といたしましては、米国の置かれてある立場、つまり米国の国内法であ

るバックウッド・マグナソン法の発動をせざるを得ないという立場を繰り返しているわけでございます。日本側が条約上の権利ということで行使すれば、これはアメリカ側は法律、国内法に従って、この法律、バックウッド・マグナソンを発動せざるを得ないということを繰り返しております。平行線に終わっているところでございます。このように米側との事態を開閉する可能性についてはまだ出ていないわけでございますけれども、私も私としてはさきの決議も体しまして、引き続きあらゆる方途を通じて米側との理解を得るよう努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、生存捕鯨につきましては、生存捕鯨として米側のIWCにおきまして関係国の理解が得られるように、つまりこれが実現するためには条約の付表の改正が必要でございます、四分の三の同意が必要となるわけでございます、そういう意味でも関係国の理解が必要不可欠となるわけでございますが、現在IWCで認められております原住民生存捕鯨、これはアラスカ、グリーンランド、ソ連等について原住民生存捕鯨が認められておるわけでございますが、我が国の沿岸小型捕鯨について、それらの既に認められている捕鯨と同じような内容のものとするように検討して明年度のIWCに臨むことが必要であろうと考え、その内容についてさらに現在検討中、こういうことでございます。

○菅野久光君 調査捕鯨については、全く国際条約で認められていることが、アメリカのPM法というものを発動する、しかし実際は発動される前からもう漁獲量をどんどん減らされてきているわけですね。それを発動されて全くだめになってしまつと、関係する漁民やあるいは加工工場、そういったところが大変な状況になることはわかりますが、しかし一歩下がれば三歩押ししてくるということ、後退に次ぐ後退、これは私もこの前申し上げましたけれども、これでは全く国際条約なんというものが一体何のためにあるのかということ

にもなつてきますし、言えは全くめちやくちゃです。本当に今の日本のいろいろな、まあコムの問題なんかもそうなんですけれども、一方的にとにかくアメリカからやられたら、はい、それでございませうかとははいかなくても、それと似たような形でどんどん後退してしまふ。こんなことでは一体我が国の主権というのはどこにあるのかというところにならざるを得ないんで、やはり調査捕鯨は、あるいは生存捕鯨なども当然これはあつてしかるべきものでありますから、政府としては何としてもそれを実現するために今後ともひとつ努力をしていただきたい、このように思います。特に調査捕鯨の問題については、出漁の時期なども迫つておるわけでありまして、海洋漁業部長がアメリカに行つていろいろ努力されていることは新聞報道などでも見ておりますが、さらに一層のひとつ努力をお願いしたいと思つています。

海のたんばく質の問題についてはその程度にいたしますが、ちよつとこの前の二十日の衆議院の農林水産委員会で大田の発言の中に、三度目の米過剰は避けたいということ、水田農業確立対策で六十二年から六十四年度の目標を固定していることの意味は重い、しかしこの時の作柄、在庫数量、需要、ことしの転作実績を見る必要もある、三度目の過剰は起こさないように検討しなくてはならないという趣旨の発言をされたということ、あります。けさの新聞などを見ますと、七十七万ヘクタールというあの減反目標に対し実績は二%ほどふえているというようにございまして、それでまあ米過剰というようにございまして、そういうふうな発言をされると、すわ、ポスト三期のあの減反にさらにまた上積みをするんじゃないかというところを恐れているというのが特に北海道なんかの実態なんです。ここ六十二年から六十四年度の目標を固めたわけでありまして、それから六十四年度まではそういうことはないんだというところをこの際ひとつ明言をしていただきたいと思つてございまして、いかがですか。

○国務大臣(加藤六月君) 昨日の午後発表しました本年度の作柄、これは八月十五日調査でございまして、今後さらに九月十五日、十月十五日の調査、大体十月十五日の調査で本年度の数量はつきりしてくると思つています。もちろん早稲米地帯はもうほとんど収穫が終わつておるということ等がございまして、なおこの八月末から九月の天候その他いろいろの問題が今後の作況、生産量に大きく影響するものでございまして、先般衆議院の農水委員会御質問を受けて、私は水田農業確立対策前期三年、これは最大限守つていくようにしたいということも言つたわけでございますけれども、なおかつ米作というものは天候その他いろいろなものに影響を受けるわけでございます、そういう原則はなるべく変えたくないけれども、しかし絶対というわけにはいかない状態もあるかもわからぬ。しかし、そういう中で我々が考えているのは、ゆとりある在庫管理というものと第三次過剰を起してはならないという二つの大きなことを頭の中に入れて今後見ていかなくてはならない。前半の原則を守りたいという分と後半の分と、後半の分が大きくぐえられたのではないかと、思ひまして、翌日の農政クラブとの記者会見におきまして、そこら辺を私は、後半ではない、前半の分が大切であるということとを相当強くは申しておきました。

生産者、米作農民の皆さん方がせつかく血の出るような思いで七十七万ヘクタールの減反を実施していただいた瞬間に、さらにこれに上積みが来るのではないかと不安こそ、今後の我が国の水田農業を確立していくについて一番大きな障害になるという認識はつきり持つておるわけでございます。

○菅野久光君 何だかちよつと、わかるようなところもあるし、わからないところもある、やっぱりすべつと物を言えないんです。守らなければならぬと思つていて、思つていてるんじゃないやっぱりだめなんです、思つていてるのがいつひっくり返るかわからないので、六十二年から六十四年まではこのポスト三期で決めた七十七万ヘクタール、それは実質的には二%上回つていゐるんで

すから、それは守ります。そして、この米の過剰対策については、大変困つた問題だと思つていゐるから何とかしなければならぬが、減反の上積みなどというところで解決しようとは思われないとか、思つていないとか、何とかそういうことを農民の人に、回りにくい言い方じゃ、ちよつとあれなんで、わかりやすい言葉で言つただけでせうか。

○国務大臣(加藤六月君) 問題は食糧制度を守る、食糧制度の根幹を維持していくということが一番大切でございます。そして仮に何らかの、政府あるいは団体、農民等との間の施策に誤りを生じて第三次過剰というものを招いたら、これは食糧制度そのものがぶれるんです。その基本を我々は食糧制度の基本を守ることが第一義でございます。そこがあるわけでございます、そのために我々はいろいろな手法を講じ、今回も水田農業確立対策というものを打ち出して、政府も国会も、そしてまた生産者の皆さん方も大変苦しい思いをしてこれをやつてもらつておるわけでございます。

要は食糧制度の基本を守ること、に尽きるわけでございます。その食糧制度の基本を守ること、これを念頭に置きながら、お互い十分考え、検討して、政府も国会も、そして団体も生産者もやつていこう。したがって、自主調整保管というふうなことも団体にも今回から新しくやつてもらつたわけでございます。そういうものもものを念頭に置きながら、もちろん水田農業確立対策、昨年度大田の議論、各界各方面の意見を聞きながら決定したものでございまして、これはあくまでも守つていきたい。しかし要は食糧制度の基本を崩さないようにするということ、これが一番大事です。

それからその次は、そういう基本的精神やお互いが一生懸命、政府も国会も団体も農民もやつていつておるけれども、第三次過剰というふうな状態が起きたら、これは食糧制度そのものを守ることは難しくなるという前提に立つて、いろいろな

配慮、相談をしていくというわけでございますから、そこら辺はよろしく御理解のほどお願い申し上げます。水田農業確立対策前期三年は決定したことでありまして、最大限これは守るようになっています。このことは当然のことでございます。

○菅野久光君 守るのは当然のことだということ、当然のことを当然のようにひとつやっていたら、どうも政府の言うことは、あの高率補助の問題も一年限りというやつが次になつたらまた出してきて、一年限りというやつがまた出るものだから、今度は三年にするというやうなことを平気でやられるので、非常にそういう意味では心配をしておるわけでありまして、余り今後のことについて、今でさえも不安な思いをしているわけでありまして、不安な思いをさせないやうに特段のひとつ今後の御努力をお願いしたいと思ひます。

今度の大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案でございすけれども、今度の制度改正に当たっては大豆研究会を設置して、ここから報告書をもつて、そして報告書に沿つた形で今度の法案が出されてきたいきさつがありまして、この報告で、「交付金制度については、国産大豆の生産性の向上及び品質の改善を促進するとともに、過度な財政負担への依存からの脱却を図る」との観点から、その根幹を維持しつつ、以下の方向で改善を図る必要がある」ということで、交付金制度の改善の方向を示したわけでありす。

それは四点になるというふうに思ひますが、まず第一に、基準価格の算定に当たつて、農業バリエイ価格を基礎として現行算定方式を見直し、「生産費、需給動向、物価等を総合的に勘案する方式に改めること」、そして第二に「基準価格を種類、銘柄又は等級の別に定めて定めることができるやうに改めること」、第三に「標準販売価格に最低標準額を設定すること」、第四に「本制度の運営に当たつて、大豆の生産性の向上及び品質の改善が一層促進されるやう努めること」。

このやうになつております。

そこで、大豆研究会の報告で言う「過度な財政負担」、換言すれば適正な財政負担というのとはどうあるべきだというふうに考へておられるのか、そのところをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま先生からお話の報告にございまして大豆研究会でございすますが、この研究会におきましては学識経験者ということで各種の、実需者の方々はもちろんでございますが、実際に生産をされている方々あるいはその団体、あるいは行政の関係、その他の方々がお集まりになりまして熱心な御議論を賜つたわけでございます。

ただいま先生御指摘のところは、この大豆研究会の報告におきましては、これも申し上げる必要はないと思ひますけれども、大豆そのものの、特に国産大豆の意義というところから解きほぐしまして、現在実施をしております交付金制度といつたやうなものについての御提言を賜つた、こういうことでございまして、その中に先生ただいまお読みいただいたやうな「過度な財政負担への依存からの脱却」といった点も御報告の中にあつた、こういうことでございす。

この言葉は、ごらんのように、やや抽象的な意味におきまして、過度でない財政負担というものが必要だと思へたやうなところがあるやうに我々は理解しておりますけれども、この歴史というものを四半世紀にわたつて振り返つてみますと、もちろん物価等々の問題はございすけれども、当初五億円の程度の負担金といつたやうな状況でございまして、その途中で一億円前後といつたやうな事態もあつたわけでございますが、一つは最近におきまして国際市況の極端な需給の緩和といふ問題もございす。さらに円高の問題もありまして、輸入大豆の価格低下の影響というものもございまして、内外価格差は拡大をしております。具体的に交付金の金額の絶対額で申し上げますと三百八億といつたやうな状況になつてい

けでございす。そういう状況を、生産者の手取りの水準となる基準価格の中におきまして交付金の割合といふまじやうか、財政負担の割合といふものを見ますと、六十三年産でもかなりの高比率になつていられるわけでございます。

こういう状況を踏まえまして、昨年十一月の農政審報告、これは「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」ということに関連いたしまして、この点、関連の御提言があるわけでございます。財政負担に大きく依存することなく、可能な限り生産者、消費者及び実需者の納得の得られる価格でいふば農産物を安定的に供給することという提言がございす。これが今後の我が国の農業の課題とされていられるわけでございます。大豆につきましても基準価格の水準を生産性向上を反映したものとするために、算定方式の見直し等の指摘がなされていられるところでございす。

このような情勢に対応するといふことを考へてまいりますと、私もといたしましては、価格政策あるいは構造政策の諸施策といつたやうなものを通じまして、できる限り農家の方々に生産性の向上あるいはコストダウンを図つていただくたい、そういうものの中で、さらに国民各層が国産大豆に期待しているやうな良品の生産流通を促進していただきたいというふうに考へるわけでございます。先生御指摘の、この財政への過度の依存といつたやうな点の具体的内容につきましても、私もこれは国民各層の納得し得る水準、そういうやうなことで、今後とも具体的な水準といふものはどういふところにあるのかということも考へながら、本改正案あるいは研究会の御提言の方向といつたものを探つていきたいというふうに考へていられるところでございす。

○菅野久光君 現行方式は、農家が生産性向上に努力すればその成果の多くが手取りといふことに入つてくるやうな仕組みになつておるんですね。逆に改正案は、生産性向上が進めばこれは基準価格の引き下げだとかといふことで、農家の平均的手取り価格の引き下げに結びつきやすいわけ

す。そうなるやうな農家の生産意欲を損なうやうな面がある、そういう心配もあるわけですが、しかしどつちをとるかといふことで今回は改正案をとつたわけですね。そういうことで、農家の生産意欲を損なわないために、これは大豆研究会の報告あるいは農政審の報告等も言つておりますが、どういふ配慮がなされるかという点、これは考へていかなきゃならないことだといふふうに思ひます。政府は、この算定方式の変更がこれらの作物の生産に及ぼす影響についてどのような見通しを持っておられるか、あるいは生産農家にどんな影響を与えるといふふうに思つておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま先生お話しのことでございますが、私もその理解では、この交付金制度におきましては具体的な販売価格、それと基準価格の差といふものを埋めていくという形になつております関係から、具体的なところにおきましては、販売努力の問題とか、あるいは生産状況といつたやうな、意欲が具体的な数字の上で反映しなくとも、その価を埋めるというやうに悪用されるという事態といふものの危険性といふものがあるやうに我々思つたわけでございます。

もちろん、交付金制度といつたやうなもので四半世紀の中にいろいろ場面がありましたけれども、この制度によりまして今日の日本の大豆生産といつたやうなものが、かつてはかなりの低い水準まで落ち込みましたけれども、水田利用再編対策といつたやうなことも相まじまして、今日のやうに生産性の向上あるいは具体的な生産量の拡大といふ方向の局面に入つてきたやうに考へておりますが、今申し上げましたやうな状況の中で、具体的な状況の変化の中で、さらに生産性の確保と農家所得の安定といふものが図られるやうな制度といふものに変えていただきたい、こういうことを考へていられるところでございす。

先ほど先生御指摘のやうに、大豆研究会においての相当の議論といふことにおきましても、制度発足後の四半世紀の経過、その間におきまして生産



事情あるいは需給の事情の変化といったようなものを御議論賜りまして、現行制度におきましてこの変化に的確に対応し得ない場面も生じてきているという御認識があったわけでございます。このような状況に対応するために、大豆及び菜種に対する交付金制度につきまして生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上、さらに生産性の向上のほか品質の改善に資するというような制度にするということで、今次の改正をお願いをしているわけでございます。

農家におきまして、これまでの当初の考え方であるいは今回の考え方においてどういう影響があるのかという御指摘の点でございますが、私どもといったしましては、この交付金制度というものの存続の中で、今回の改正をもちまして大豆の生産性の向上あるいは品質の改善というものが日本農業において図られまして、さらに農家のお立場の上でも農業経営の安定が確保されていくのだらう、そういうふうにごえるところでございます。

○管野久光君　いろいろと言われておりますが、  
大体限られた時間の中でやるものですから、局長  
の方の答弁、どの質問者も同じだと思いますけれ  
ども、要領よくひとつ簡潔にお願いをしたいとい  
うふうに思います。

それで、今回のこの大豆をめぐる内外の情勢が大変厳しいことは、これは生産者自体もよくわかっているわけであります。まあ私の住んでいる北海道におきましても、品質の向上だとか、あるいは需要に応じた品種への誘導及び生産性の向上には関係機関や団体が一体となって努力しておりますが、この種のものには成果が上がるまでにはなかなか時間がかかるんですね。しかし生産者は今回のこの大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正の動き、これが百八国会、前国会に出された、そのことによって強い不安を持っておりました。その不安の結果がこの五月十五日調査の作付動向においてはつきりとあらわれてきているわけです。

六十一年産の実績は二万三千七百ヘクタールでありますが、六十二年産の動向でいきますと約一

万九千ヘクタール、前年対比八〇％、これは作付面積です。これが出されたために二〇％も作付面積が減っているんですよ。これは六十二年産の作付指標面積が二万四千三百ヘクタールですから、このことからいきましても五千三百ヘクタールも減っているというような実態がある。農家の人もやっぱり自分たちの経済をよくしていくために、自分たちのつくる作目の価格がどうなるかということ、これは敏感に考えるわけでしょう。ですから、こういったような実態になってきております。

加えて、でん粉の問題なんかもいろいろありまして芋の作付の面積なんかも、これも生産調整ということで、ぐっと下げられる。そうした中で、どこへも逃げ場がないから農家の人たちは雑豆の方に行つた。そうすると、これは今度ガットの問題で、何か聞きますと二千ヘクタールほど多い、これがあつたらこれは自由化はもう守れない、だから何とか今のうちにこの二千ヘクタールをつぶさしてくれと、こういうような話があるというふう

に聞いているわけです。これは今もう目の前に案がなっているんですよ。それはとっちゃいかぬ、つぶしたという実績がなければ自由化は守れないぞ、だからもうみんなの責任でつぶせと、こういうふう

に言われているようであります。その辺のところはどんなことなんでしょうか。

○政府委員(浜口義廣君)　ただいま先生、北海道におきます豆類の動向についてのお話をされたわけでございます。我が国の全国的な状況におきまして、昨日発表さしていただきましたけれども、各都道府県におきます転作関係で大豆の生産状況というものを見てみました場合に、もちろんこれだけ転作大豆ではございますけれども、各種いろいろの作物の中で大豆の生産の計画というのは対前年比におきまして三五％の増という状況になっております。ただいま先生御指摘のとおり北海道におきましては減少というような形ではございますけれども、全国的なの中では大豆というのは大幅な伸びというようなことになっておりまして、いわば

これまであぜ大豆の形で作付をしておられた農家の方々、水田におきましてのかんりの広域で生産組織を挙げてつくられようということで、あるいは地域輪作農法の拡大、展開といったような考え方にはお立ちいたいただきます、大豆の生産というのが振興をされているわけでございます。

もちろん都道府県におきましてもいろいろの勘案すべきほかの作物、具体的に申し上げまして、例えば雑豆と先生おっしゃられましたけれども、小豆との關係をどういうふうに考えていくかといふことで、農家の方々のいろいろの選択がありうなつたといふふうに思いますけれども、都府県におきましては大幅な大豆の作付といったようなものが行われたわけでございます。一方、これも先生御指摘のとおり、北海道におきましては、端的に申し上げまして、小豆との格差というようなものもいろいろお考えの上でそちらの交換といふものも行われたというふうに我々理解しておりますけれども、大豆、小豆におきましては、これは北海道等々といふいろいろ御商談をいたしまして、現在種々米国との關係で厳しく自由化を迫られております雑豆につきましては生産を制限する、生産を調整していただくという前提の上で作付の計画といふものを決めていただいているわけでございます。そういう中で、これは行政あるいは系統の中でもいろいろ事前の計画といったようなものが十分あったというふうに我々理解しておりますけれども、結果的に大豆と小豆との勘案といふものを、北海道におきましての交換が行われたといふことで、いわば当初の小豆の計画生産に対してましてかなりの生産が見込まれるというようなことになつたといふふうに理解をしております。

そういう状況におきまして、当初の計画等にな  
おされるべく、水田農業確立対策におきましてもそ  
でございしますが、いわば計画的な生産といったよ  
うなものに依りまして、その中でいろいろな市  
式、いろいろな考え方ということで、実際のもの  
をそれに合わせていただくような御努力を賜つて  
いるというふうに我々理解しております。

いう意味で、全国的な問題、あるいは北海道におきますいろいろなほかの作物との問題といったようなものも、私も必要動向に応じまして生産が図られていくべきであらうと、そういうような観点に立ちますと、具体的な局面におきましていろいろなか考え方に応じまして調整の努力をとっていただくものではないかというふうな考え方に立っているわけでございます。

○菅野久光君 全国的に大豆の作付が伸びたんだと、こんなの当たり前の話で、七十七万ヘクターという減反面積をふやしたんだから、これは大豆か麦かどつかにいかなきやならないのは当たり前ですよ。転作大豆をやらざるを得ないところと、それから畑作専業でやっているところとの差というのはこれは大きく違うわけですよ。畑作専業農家と、転作で大豆か麦かという選択を迫られて小麦だけつくるわけにいかないということで大豆を持ってくる。そんなことはもう違うのは当たり前じゃありませんか。それを、全国的な動向はそういうのではないというようにことを言われるというのは私は心外だというふうに思わざるを得ません。そこは私は局長の認識というのはおかしいのじゃないかというふうに思いますよ。

それから、今の雜豆の問題なんですけれども、そうでなければもう自由化は守れない、本当に守れじや二千ヘクタールをつぶしたら自由化は絶対に守れると。そういうことを農水省が今の段階、それは農水省の指導あるいは団体の指導、いろいろあると思いますけれども、それが本当に守れるという確約が得られるのであれば、私は農民の人たちも泣く泣く目の前のやつをやっぱりつぶさなきゃならぬと思うんですが、もしもつぶしたはいけれどもそれが守れないという事態になったときに一体責任はどこがとることになりますか。簡単に言ってください。

○政府委員(浜口義廣君) 具体的な問題等におきまして、例えば十二品目等々におきましての私どもの考え方というのは、諸外国の要求に関連いたしましたて、地域地域の重要作物について、最後まで

で日本の重要性、日本の農作物の重要性ないしは地域における位置づけというものを主張いたしまして、その努力を傾けているわけでございます。

○菅野久光君 いや、考え方はいい。もちろんそういうことでやってもいいか。だけれども、実際にそれができなかったときに、それじゃこうやってもうこれはやらぬと守れないのだからというので、現地で指導してつづさせるその責任者、団体の人たちに、これが守れなかったときに、じゃ、どこが責任を持つのかということですよ。これは大変な問題じゃないでしょうか。本場に政府として責任持つてそれは守る、守るからこれはつづけてくれということと言えるような状態なんですかということなんです。もしもそうであったときには政府としてきちっと責任をとってもらわなければならぬんじゃないかというふうに思うんですが、そのところはいかがですか。

○政府委員(浜口義廣君) 繰り返すようでございますが、私ども交渉の過程においてその農作物の重要性というものを挙げて主張し、あらゆる手段を、説明の方式を使ひまして説明に努力をしていくわけでございます。そういう意味におきまして、今後とも具体的な事例等も挙げながら先生御指摘の考え方に立ちまして説得をしているわけでございまして、説得といいますが、主張しているわけでございまして、そういう意味で今後とも政府の考え方に立ちまして進めていくところでございます。

○菅野久光君 いずれにしろ、そういう事態であるということであれば、ちゃんと責任者との間できちっとした意思統一をして、そしてやらなければ、私は後で大変な問題、これ起こすのじゃない

かというふうに思いますので、あえてこの点を指摘しておきたいというふうに思います。

そしてまた、今回のこういったようなことを通じて私が思いますのは、これはもう六十二年産から大豆や菜種のこのことについて、このことを適用していくということは非常に無理があるのではないかとこのように思うんです。いつも私は思うんですが、もう実際につくらせておいてしまつてから、後からこの価格を決めたりするということはちょっとおかしいんじゃないか。ですから私は、手順としては、本来ならば法改正をして、そしてその上で価格の決定、それに従つて自分の経済、農家の経済、経営の経済、そういうものをずつと経営状態などを見ながら作付を決めていくということが筋道ではないかと思うんですよ。

いつも私はそのことを思うんですよ。もうつくつちやうから価格を決める、あるいは法律を改正する、こういったようなことで、これはたまたま継続審議になったから今やっていると、これは計画なんというのはいや、雪のあるうちにやるんでして、前の国会で決めていただければそんなことないなというところは、これは絶対ありませんよ。やつたとして四月でなければこれはできないわけでありまして、そんなことで私は無理があるんじゃないかというふうに思いますが、この辺については大臣どうでしょうね、これ。手順の問題含めて、価格決定とかそういうものを先にしてから次の年度で適用する、もう現実につくつちやうしているものを、つくつていく最中にこういったような価格決定などの問題をやるということとは逆さまじやないかというふうに思わざるを得ないということですよ。

○国務大臣(加藤六月君) 六十二年産大豆の基準価格につきましては、他の畑作物と同様に十月三十日まで決定することになっております。したがって、できるだけ早期に生産者等に本改正法の内容の周知徹底を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。そういう意味におきましても、ひとつ速やかな御審議をお願いいたしたい、お願いでございます。

○菅野久光君 終わります。

○福村健夫君 大臣、申しわけありません。今菅野委員への答弁を伺つていて、どうも菅野委員が聞きたいということについて大臣と今度御答弁が極めて食い違つておるような感じがしておりますので、なおその辺は私も確かめたいというふうに思います。

要するに、農家が生産計画を立てていく上で、計画を立てるときにはもう来年度の収入、肥料設計からいろいろなことをみんなやるわけなんです。収入、支出をやつたりはじいて計画を立てるわけですから、そうすると価格というのは、できてしまつてから収穫をしたときの価格が決まつたものでは困るので、言つてみれば事前に価格が決まつてないかなんじやないか、そういう仕組みになつていかなきゃいかぬのじゃないかと、こういう観点から聞いたと思ひますので、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜口義廣君) 両先生からの御指摘の点につきましては、私どももいたしましては、現下におきます農政審議の報告あるいは大豆研究会の報告といったようなものに依拠いたしまして、できる限りこの具体的な方向というものを事前に農家の方々にもわかたせていただくというふうなことで行つていかなければいけないというふうに思つております。また、今御指摘のように、法案の提出等におきましてもできる限り事前に行うようにというところでございまして、もちろんこの提案等におきましても、前国会において提案をさせていただいたというところでございまして、私どももいたしましては、この具体的な内容の周知徹底方、御法案を決定していただきました後、努力をいたしまして対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ないのかもしれませんが、これはこれからの課題というところで、私は提起をしておきたいというふうに思ひます。

そこで、菅野委員から、それこそ食資源としてのたんばく源の問題から、日本農業全体の観点等を踏まえながら、いろいろと大豆の法案についても質問があったわけでありまして、私はそこで今回のこの法案改正について集中的にいろいろとお伺いをしていきたい、こんなふうに思うわけでありまして、そこで、先日大臣から提案理由の説明がございました、局長からも補足説明が聞いていて、どうももっと詳しく伺いたいと思ひます。

まず最初に「畑作」においては輪作体系を構成する基幹作物として「大豆、菜種を位置づけておられるようでありまして、そうすると、畑作における輪作体系を構成する、こういうんですが、この輪作体系というのはどういう輪作体系を考えておられますか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の畑作における輪作体系の問題でございます。具体的な問題に入ります前に、水田等におきまして畑作と比較いたします場合に、水の力で養分が供給される等々から生産が比較的安定をしているわけでございまして、一方、畑作については、作物栽培によって地力が奪われるというふうなことから、どうしても輪作を組むことが我が国のみならず諸外国でも通例となつていくわけでございます。

どのような作物を取り上げるか、どのような輪作体系を組むかということにつきましては、我が国におきまして南北に長い状況の地形からいきましても、地域の気象条件あるいは土壌条件によってかなり違うわけでございます。

これも先生御案内のとおりでございますが、一つの例という形でやや典型的に申し上げてみますと、北海道の例えば十勝地方におきましては、豆類、麦類、バレイショ、てん菜というような四年の輪作体系を組んでおられるわけでございます。これが大体主流であろうというふうに我々考えております。一方、畑作地帯の代表的な地方として関東が考えられますけれども、この場合におきましてはカンシヨ、落花生それからカンシヨ、あるいはカンシヨ、野菜、カンシヨ、そういうような三年三作といえますか、二年三作といえますか、そういったようなものが組まれております。南九州におきましてもたばこ、大豆、カンシヨ、あるいは菜種、カンシヨ、麦といったような輪作体系が組まれて畑作の振興が図られていて、いろいろに考えております。

○稲村稔夫君 大豆を輪作体系を構成する基幹作物として位置づけをしておられる、こういうことでありますから、大豆を輪作体系の中でなぜこれを基幹作物として重視をしていくのかという問題が一つあるわけですね。それは今いじくもいろいろと言われた中に豆科の植物の窒素供給能力というふうなものを組み込んでいくということ、これはわからぬわけではございません。

しかし、今の例示の中でもありますが、例えばここでは大豆と菜種を並列に置いておられますので、そうすると大豆は、それでもわからぬわけじゃありませんけれども、菜種というようになりますと、これはおのずと大豆と純技術的になり輪作についての取り入れ方の考え方の違いは変わってくるのではないだろうか。つまり窒素の供給というふうな、そういうものとは変わってくるということになります。そうすると輪作体系というけれども、これは必ずしもそういう何という

のか、大豆、菜種というものを常に一つの基幹的作物として、一つの大事なポイントにして、そしてそれを中心にして輪作を組んでいくという考え方ではない、こういうふうに理解をしたいと思います。

それから、今も言われたけれども、気象条件、土壌条件その他立地条件の違いから、いろいろと輪作体系というのは変わってくるわけでありまして、そうすると、そういう体系の中でいけば必ずしも大豆、菜種というものが基幹作物というふうにはなっていない地域も結構ある、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(浜口義廣君) ただいま先生御指摘のとおりでございます。

まず、大豆と菜種というふうな形で現在の法律は一本になっておりますが、これは一つは油糧作物といったような点に視点を置かして一つの法律の組み方であったわけでございます。ただいま先生御指摘のとおり、私も申し上げた輪作体系といったような観点からも、今内容を御説明しましたように、各地域地域で異なっておりますし、大豆と菜種の位置づけといったようなものも輪作体系の中ではそれぞれ異なっているわけでございます。

さらに第二点に、先生御指摘のとおりでございます。この菜種についてだけ申し上げますと、菜種の場合は、先ほど申し上げたような形で麦にかわるべき一つの作付の場合に菜種が置きかえられているというのが、少なくとも明治以来これまでの状況でございます。また、菜種につきましては極めて生産が落ちておりますが、そういうふうな考え方に立ちまして畑作物におきまして菜種というのはいくつの基幹的作物として機能をしてきたというふうなところでございまして、

○稲村稔夫君 私が申し上げておりますのは、ここで「畑作においては輪作体系を構成する基幹作物」というふうな言われている、位置づけをされているけれども、地域によってはかなり違ってくる。例えば先ほど挙げられた関東なんかの場

合、輪作体系の中に大豆も入ってこないし菜種も入ってこないわけでしょう。ですから私は、これは主要な地域ではとかなんとかという言葉じりをつかまえて言うのではないけれども、そういうやっぱりもう少し正確な表現をしていただかないと、我が国の農林水産省が指導する輪作体系の中には必ず大豆が菜種が位置づけられているということにならなかつたら、この文案からいってらおかし、そう思うのでして、その辺のところはもっと正確な表現をきちんとしていただきたい、こんなふうに思います。

その次に、すぐ続いて「水田作においては地域輪作農法の導入等による水田農業の確立を図る上重要な農作物」という規定しておられますけれども、この「地域輪作農法の導入」という地域輪作農法というのが私よくわからぬのですけれども、ちょっと具体的に説明してください。

○政府委員(浜口義廣君) この「地域輪作農法」という言葉は、本年度から発足をいたしております水田農業確立対策におきまして、特に農林水産省といたしまして一つの柱として打ち出させていた際に使わせていただいた言葉であります。もちろんこの言葉が急に造語的な意味でできたということではございませんで、私も水田農業確立対策といったようなものを立案する場合におきまして、これまで実施をいたしました水田利用再編対策、あるいは稲作転換対策といったような過去におきます農家の方々が行われた経験といったようなものを十分議論を考えたわけでございます。

その場合におきまして、先生御案内のとおり、これまで二毛作とか、あるいはカタカナでございしますがブロックローテーションといったようなものが各地域で水田の転作におきまして実施の経験の中から生み出されてきたわけでございます。ブロックローテーションというような言葉はまさにそういう中で各地域地域におきます具体的な知恵をいたしまして転作の一形態として農家の方々が生み出されたものでございます。そういうたよう

な状況のもとに立ちまして私どもは地域輪作農法、農法という言葉は先生御指摘のとおりやや少し古めかしいことではございますが、日本の農法といったようなことも、いろいろな学者の先生方から日本農法の復興というふうな言葉で御提言なされたということもございまして。

それから一方、もう一つ「地域」という言葉でございますが、この地域という言葉につきましては昭和五十年代から地域主義といったようなことが言われてまいりました。地域という言葉をごまかすかという問題がございまして、私どもの考え方としては、これも端的に申し上げまして一つは集落といったようなものを考えられるんじゃないか、あるいはもう少し広くて旧村あるいは市町村という単位で考えていくべきではないかという議論がございました。そういうような過去のいろいろな実績あるいは経験、あるいは農家の方々のいろいろの姿といったようなものを見ましてここで地域輪作農法というようなことを言わせていただいたわけでございます。

この場合におきまして、私も考えておりますものを簡単に申し上げますと、集落等の一定の地域の広がりの中で集団的な田畑輪換というものをいうような合理的な土地利用体系を実現していく必要があるのではないかと。そういうことが我が国古来、二千年来培いました水田の持つ高い生産力を発揮する上で、一番転作の作物の定着を図り得る姿ではないかというふうに考えたわけでございます。

この実現のために私どもいろいろ言っておりますけれども、三つの点に絞って申し上げます。一つは、やはり排水対策というものがどうしても必要だという土づくりの問題でございます。土地改良等の、あるいは小規模土地改良等の関係の土づくりの問題としての排水の問題でございます。それから組織化を推進するためのいわゆる基幹的な施設といえますか、施設づくりの整備でございます。それから各地域地域においても、例えば北





問題になりますから、その商品価値の中に品質問題というのがありますけれども、その品質ということを使ったときに、何か品質をはかる物差しはあるんですか。今の例えはたんばく質が高いと、こういうふうに言われた。そうすると、たんばく質の量を基準にして品質を決めるんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 輸入大豆と国産大豆とといったようなものを比べてみますと、繰り返すようございませうが、たんばく質の高さということがあるわけございまして、その具体的な利用のされ方というものは、これは先生御案内のとおり、我が国の伝統的な食品として、例えば豆腐でありますとか油揚げでありますとか、あるいはさしにみそ、しょうゆ、そういったような点で見られるわけございまして、そういう具体的な中身、特に煮豆等におきましては、これは量はそう多くは確かにございせんけれども、ほとんど一〇〇%我が国の大豆が使われているわけございませう。

そういう点は、結果論といたしまして、なぜそういう煮豆について大豆が国産をもつてたつとして使われているかと言われる場合には、私どもはやはりたんばく質の高さといったようなものをまず出発点にいたしまして、もちろん味とかなんとかございませうけれども、そういったものに對する実需者方の評価が定まっているのではないかとこのように考えているところございませう。そういう意味で、先生御指摘の国産大豆の諸外国に比べて品質のよさといったようなものはたんばく質の高さといったようなものにあるものというふうに考えるところでございませう。

○稲村穂夫君 私はどうも今の御答弁ではよくわからないですね。というのは、品質のよさ、たんばく質が多いということですが、それならそれで結構です。そうすると、商品としてはその品質を保証するものは、たんばく質というのは、やっぱりこれだけ輸入大豆よりも、このものはたんばく質が高いんですよ。しかし、国産の大豆だといつたって品種によつてはいろいろなたんばく質

含有量のものもあるでしょう。そうすると、同じ国産大豆の中だって品質といったことは均一じゃないわけですね。ですから、こういうふうに言われるならば、品質というものが、一定程度の品質の基準というものが引かれていてもしかるべきなんではないでしょうか、こんなふうにも思うんです。

それからもう一つは、その品質というのは用途によつてもかなり違うわけですね。用途によつて求める品質の内容は性格が違ってくるわけですね。そうすると、今話をされたのは、納豆とか豆腐とか、それから煮豆とか、こういう話をされたわけだけども、必ずしも国産大豆でなければならぬというよりも、価格的に安くてしかも粒がそろっているとかなんとかということの方が品質的にいいということだつて用途によつては起こり得るわけですよ。ですから、品質的にすぐれているというふうに言われるからには、品質的にすぐれているということとをきちんとすることができると何かの物差しがなければ、今言うように、ただたんばく質が高いですと、こう言われたつて、私は畑を持つていないから何とも言えないけれども、私の庭でつくった大豆はたんばく質がそんなに高くないかもしれないよ。生産場所によつても品種によつても随分たんばく質の含有量だつて違ってくるんではないかとね。

だから、品質を云々されるのであれば、その品質について何かきちつとしたものをお持ちになつていらっしゃるのか、こういうことを聞いているんです。

○政府委員(浜口義廣君) ただいま先生御指摘の、いわゆる私も補足説明で書きました点につきまして、私の理解するところ二つの点だろうと思ひます。一つは、やはり良質であるかどうかという問題、それからもう一つは、やはり私が補足説明のときに申し上げました無条件でいいまいか、無前提で品質のよさというものは正しくないで、用途に応じましてそれを考えるべきじゃないか、こういう御指摘だろうと思ひます。

おっしゃるとおり、その点につきましては、特に後者につきましては、先ほど来たたんばく質の問題をるの申し上げているわけございませうが、この大豆におきまして、世界の生産から考えますと、大豆の用途としては油質というものがもちろんあるわけございませう。そういう点から考えますと、先生御指摘のとおり、油といったような点につきましてはむしろ我が国は劣位であります。例えばむしろ米国産の方が高い、こう言われておるわけございませう。そういうことはございませうが、私どもの言葉の意図する点は、先生御指摘の最初の方の良質の問題、それからもう一つ、これは言葉足らずではございませうけれども、食用生産としての品質といったような点に視点を置きまして申し上げていたのが真意でございませう。

確かに、全体の大豆の商品学というような形から考えますれば、我が国の商品の中でも大宗を占めております、八割を占めております油糧といつたような観点もこれは大豆の品種の中でもかなり大きい点であるというところは事実でございませう。ただ、私どもが、現在、国産大豆でこれから良質のものを追求していく、それから現に売れていくといったようなものは、言葉が十分ではございませうけれども、専ら食用大豆といひますか、油を除いた食用大豆の範囲というところから我々は議論をしていたわけございませう。

そういう意味で、先生御指摘のとおり、品質といったようなものを考える場合には、まず良質化、これからは我々のこの法案等で御審議を賜り、それから方向を示していただこうと考えております。悪いものではなくて、よいものをという意味における良質の問題。それからまた、どの程度のものに限定して我が国の自給力を考えていくのかといった場合に、油糧のものなのか、あるいは食糧のものなのか、こういうような問題におきまして十分その点を明確にしていかなきゃいけないという意味におきまして、先生の御意見を十分これから参酌していかなければいけないというふうに考えております。

○稲村穂夫君 局長、これは大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案、つまり、先ほどあなたもいみじくも言われたけれども、菜種を含んで油糧作物としての側面というのをかなり持っていますね。そして、なおかつ食糧としての重要な意味を大豆の場合には持っていますね。

そういったことを、今のお話のように、議論は食糧としてのことを中心にして議論をしていましてたというふうに言われるとちょっと困るんですよ。第一、この法律で扱うのは、例えば基準価格であり、そして最低標準額を今度は設けるんですよ、そしてそれは生産性の向上分を含むとか、それから良品質の大豆を誘導していくのだとかいふようなことがいろいろと述べられていますね。目的の中にあるわけですね。そうすると、例えば良品質の大豆を誘導していくといったときに、一体、我が国における良品質の大豆というのはどういうものなのか。その大豆の品質についての一定の見解がやっぱりきちんとしていていなければならぬ。そうでしょう、今度等級間格差もつけるんですよ。等級はどうやってつけるんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 等級の問題等におきましては、現行におきまして農産物検査法に基づきまして、これは生産者の形におきまして規の二というものと規の二というものがございませうが、規の二につきましては一等から三等までといったような検査を行つていらっしゃるわけございませう。

もちろん、これは先ほど来先生お話しのように、商品学といったしましての実際の慣行等々を踏まえて、粒のそりぐあいであるとか、あるいは夾雑物といひますか、いろいろなものが入っていないかどうかといったようなものを一つのロットを見ながら検査で決めているわけございまして、そういうものの中で等級といったようなものも現に行われております。こういうものはもちろん、先ほど申しましたように、規の二の場合等について流通というのが行われておりますが、そういったものが行われているものにつきまして

その点につきましてまず申し上げますれば、最低限度あるいは最高限度という二つの形で決めておりますが、端的に申し上げまして現状の見たて目、いわゆる物理的な形状といったようなものから差がなされているわけでございます。では、この場合におきますたんばく質の含有量等々の内容的な問題等につきましては、これは私どもの理解では、現行でも銘柄というものを決めておりますけれども、この国内産の農作物における大豆の中で決めておりますけれども、その銘柄の中に反映

ところが、物理的な等級ということだけでは解決できない問題がこれからいろいろと出てくるわけですね。それが今、先ほどのお話のように銘柄の問題だとか何とかという、市場の食いつきやすいものとかが、いろいろそういうものが出てきます。あるいは新しいものがさらに開発されていくという可能性もあります。そういう中で全体的に品質的なものを取りまとめていくことは非常に難しい問題ではないかと思えます。

にもかかわらず、ここで等級間格差をつけると

○政府委員(浜口義廣君) この具体的な点につきましては、今申し上げました三つの点を勘案いたしまして、私ども具体的な算定方式というものをこれから決めていくという形になります。そういう意味におきまして、実はこの大豆研究会というものを、生産者の方々あるいは学識経験者の方々等々お集まりいただきましてこれまでに議論を重ねてまいっておりますが、この法律案を御審議賜りました上で、私どもその大豆研究会といったよう

○政府委員(浜口義廣君)　ここで第三番目の勘案状況といたしまして、先生御指摘のように「物価その他の経済事情」というものを掲げており、またその他の場合の考え方といたしまして、行政価格は一般的な物価の動向と無関係ではないというより、うな考え方に基づいてこういう形を、価格の算定に当たりまして物価を参酌するという意味を含め

まして、このように書かしていただいておりますが、他の法令においても一般的であるというふうに我々考えております。

具体的に先生御指摘のとおりでございます。それから、じゃ、この物価の中にどういふものを盛り込んでいくのか、こういう問題が出てくるわけでございます。今先生御指摘のとおり、これまで二十五年間に行われましたバリテイといったようなものも確かに一面におきまして物価の一つの指標であつたわけでございます。そういう意味で、これまでの連続性等々も一方含めまして、この物価といったようなものを決めていかなければならないというふうに考えております。そういう意味で、具体的な意味は、じゃ、しからばどういふ具体的な消費者価格をとるのかあるいは卸売物価をとるのかといったような問題は、これから研究会というものにおきまして決めていただくという事になりますけれども、我が農水省におきまして、例えば米価審議会等々においての御議論、それからさらにそういったようなものの蓄積等もございます。そういうものを反映した生産者の方々あるいは関係の実需者の方々というふうなお集まりもあるわけでございますので、私どももいたしましてはそういう、この法律で決めていただくまですれば、そういうことの中で具体的なものをさらに詰めて価格の算定の一つの要素として、参酌事項として作業をさせていただくというふうに考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 「その他の経済事情」。

○政府委員(浜口義廣君) 「その他の経済事情」という御質問がございました。ただいまのところ、これは具体的に今私どもの中で考えております部分については、畑作物相互間の価格関係とか、あるいは他の農水省が決めております米麦価格といったような関係、そういったもの、あるいは経済事情一般といえます中に、その他の大豆または菜種の生産を取り巻く経済事情というふうなことも一つの具体的内容として考えていかなければならないのではないかとこのように考えております。

す。

○稲村稔夫君 これは輸入価格もその経済事情の重要なウエイトを占めることになる、こう書かれていると、そう受け取りますが、どうなんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の輸入の点でございますが、「需要及び供給の動向」というのが第二にございます。そういった点の方にまず私ども考えていかなきゃいけないのではないかと思っておりますが、広く言う意味で逆に第三……

○稲村稔夫君 「その他の経済事情」。

○政府委員(浜口義廣君) の中でも一つ考えていく具体的な要素であらうというふうに考えます。

○稲村稔夫君 納得ができるわけじゃありませんけれども、時間がなくなってきましたからもう一つここで聞いておきたいと思ひますが、今度最低標準額を決めるということですが、この最低標準額というのはどうやって計算をするんですか。算定方式はどうなりますか。

○政府委員(浜口義廣君) この最低標準額の算定の方法でございますが、国産大豆は伝統的な食品の原料として、輸入価格に比べまして、先ほどちょっと私も説明が十分じゃございませんで御指摘を受けましたけれども、輸入大豆に比べまして品質的にすぐれているというふうなことがあるというふうに理解しております。そういう意味で輸入大豆よりも一定の高値で、高い値段で販売されてきたというこれまでの地域実勢があるわけでございます。そういったこの水準が最低限維持されるように定めていきたいという意味でございます。このように最低標準額は国産大豆または菜種の販売として最低維持すべき水準として定められるということでございます。

この場合、じゃ、どういうことと考えるかというところでございますけれども、最低標準額を定めた趣旨、今のような形でございますので、国産大豆または菜種の販売価格の動向というのが一つございします。それから輸入大豆または菜種の販売価格の動向といったようなものが一つございします。

それにやはり想定される流通経費といったようなものがこの前提にならうかと思ひます。そういう三つの条件あるいはその他の条件を含めましてこの最低販売価格といった線を決めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○稲村稔夫君 細かいようですけれども、また「その他の」ことだなんてつけ加えられるから、その他のことって何だつて、また聞かざるならなくなつてくるんですが、大体、最低標準額というの、今度交付金と重要なかわり持つわけでしょう。決め方によつてこれは交付金の足切りというふうになりませんか。

○政府委員(浜口義廣君) 私どものこの最低標準額といったようなものは、基本的にはその販売努力のものとこのように考えておまして、現行制度がこれまで運用されてまいつております。もちろん円滑に運用されてまいつたわけでございますが、先ほど申し上げておりますように、現在の仕組みの上からは具体的に現実に販売をされたもの、それと基準額の間を十分に埋めるというふうな形になつておりますので、その点については現行の運用の状況を踏まえまして、一つの最低販売価格という努力目標を決めるということはいいいいというふうに考えているわけでございます。今、先生御指摘の足切りになるのではないかとこのことでございますが、私どもは一つのターゲットというところでそれをクリアしていただけるものというふうに考えておまして、結果的に足切りになるというふうなことはないとこのように期待をしております。

○稲村稔夫君 水田の転作大豆の場合には必ずしも技術水準が安定をしているわけでもなし、生産をしているものが決して良品質だとは言えないもの場合も結構あります。それから、立地条件、そういう転作の場合には立地条件等が幾ら努力してもそういう良質なものを生産できないということ、そういう地域もあります。いろいろなことがあるわけでありまして、やはり私はそう

いう中で生産者によつては最低標準額というのが、あなた方が意図していることとは違つて、やはり足切りの役割を果たしてしまふということもあり得るというふうに私は思つております。

ここで、もう時間が随分来て、厚生省にも来ていただいて、まだちょっと聞かざるやらないこともあつたのですから、この入り口の部分でここまで時間とつちやつたわけでありまして、この程度にしておきたいと思ひますが、最後にここで大臣に伺いたいんです。今までのいろいろと伺つてきた中で、それぞれ相違まだ不明確な点、これから掘り下げていかなければならない点、これから決めていかなければならない点、いろいろあるわけでありまして、一口に言つてしまふと、私は、どうも今度の改定というのは、大臣が大豆価格、菜種価格をお決めになるときに、物差しに使うのがゴムひもに目盛りを打つたような形で、大臣がどの程度引つ張るかなという事で目盛りが伸び縮みするような、そういう物差しになりはしないかということを大變懸念をしております。

いづれにしても、こうした極めてまだ、例えば品質問題一つ、これはまた後でいろいろ出るかも知れませんが、生産者の側からいって、品質についてのきちんとした体系的なものがまだ、何といひますか、チェックの方法といひます。それから、そういうものは確立をされていらないと思ひますし、商習慣としていかならないと思ひますし、それから消費者の立場からすればいろいろ問題が出てくるんじゃないかというふうにも思ひます。そういうこと、今例えば品質のことを言ひましたが、先ほど来のいろいろとありますように、不明確な点等があるわけでありまして、こうしてまだ明らかでない点は早急に具体化を進めていただいて、そしてゴムひもだなんていうことじゃなくて、だれが見てもわかる、こういう物差しではかれるようなことにしていただきたいと思ひますけれども、いかがでありますでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君) 私はよくゴルフをやつて、六インチ球を動かしてもいいというとき、金の六インチかゴムの六インチかと言つてよく笑つておつたのでありますが、金の物差しにして、わかりやすくしていく。そして大豆の品質の改善と生産性向上をやつてもらい、そして我が国の伝統的食品でありますみそ、しょうゆ、納豆その他の自給率をぜひ向上させていきたいと考えておるところでございます。

○稲村稔夫君 大臣のお答えで、もう一つ教えていただきたいんですが、今の食糧としての体制で見てもいい部分ばかりでした。そうすると、油糧の方は、これはもう外国の輸入に大体頼るといふお考えですか。

○政府委員(浜口義雄君) 先ほど来先生御指摘のように、大豆と菜種の問題というふうに、こう一つ併存しておるわけでございますが、大豆につきましては、私も事務的に見まして、やはり現行の中で油糧等においては日本の大豆という点についてはかなり難しい点があるというふうに考えております。やはり伝統食品と言われております大豆については、それはあくまでも食品と申しますか、みそ、しょうゆから始まりまして雑豆に至るものだというふうに私も考えております。

○稲村稔夫君 それで、ちよつとはしりまして、せつかくきよう厚生省おいでをいただきましたので、輸入農産物についての安全性のチェックの体制がどうなっているか、このことを伺いたいたいであります。

きよう、私はこのことを中心に伺うわけであります。まず、ただ例示として出すにすぎませんけれども、豪州牛肉から農薬がこの間アメリカで一つ問題になつて、今度は我が国でというふうなことになる。十二トンの流通を禁止ということとで新聞記事には載つておりますけれども、例えばこういうことが起つてまいりますと、外国で輸入農産物については、やはり一つは残留農薬のチェック体制というのが非常に重要な意味を持つてゐるんじゃないか、こんなふうに思うわけであ

りますけれども、残留農薬のチェック体制、具体的にどういうふうにしておられるのか。これで十分、今私から見えていくと、もうまるで洪水のように農畜産物が輸入されているという感じなんでありますけれども、その残留農薬に対するチェック体制というのは十分なんでありましょうか。これはそれに従事しておられる職員の皆さん、どこどこでそういうチェック体制をつくつておられるかというふうなことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(大澤進君) 食品の問題は、輸入、国内を問わず安全衛生というのが大要基本になるかと思ひます。特に輸入食品につきましても、外国から入つてくるということで水際でチェックをしてゐるところでございますが、現在輸入食品、農産物、もちろん食品でございますが、チェック体制は全国に二十カ所の海と空の検査をするところがあります。具体的には検査所というところがございます。これは北は北海道の小樽から始まつて、南は沖縄まで検査所があります。これは全国、食品の検査をやるところが二十カ所あります。そこに食品衛生関係の専門家である食品衛生監視員という職員を、専門職七十二名、全体で配置しました。

○稲村稔夫君 何名。  
○説明員(大澤進君) 七十二名でございます。  
○稲村稔夫君 けた違うんじゃないの。  
○説明員(大澤進君) いや、二十カ所で七十二名、二十カ所に窓口がございまして、ですから平均で三・三四名になります。大きなところは二けたの数字がございまして、いづれにしまして、食品監視員をそれぞれの窓口に配置いたしまして、輸入食品につきまして、書類審査を当然行うほか、必要に応じては細菌学あるいは理化学的検査を行います。

特に必要に応じてどういう観点からやるかとしますと、もちろん最近では放射能等、あるいはワインの事件がございましたが、国内外を問わず特別の問題があるという場合にはもちろんのこと、

あるいは輸送中について事故がしばしば起こることとがあります。あるいは水ぬれしたり海水ぬれ、あるいは機械の故障とかあるいは冷蔵冷凍の故障とか、その他そういう事故がある場合があるわけでございます。そういう事故のあった場合、あるいは本邦に初めてある食品が入つてくる、あるいは過去に違反があったと、こういう情報等を踏まえて、それらについては特に厳しくチェックしていく、その他につきましても一定のスポットチェックをやつていく、こういうことでチェックをしてゐますが、特に農産物の農薬の問題、これは先生御承知かと思ひますが、我が国は現在二十六農薬、五十三の食品につきまして残留農薬基準を設定してゐるところでございます。これらの基準に基づき、これを踏まえて、スケールにして適宜農産物の残留農薬もチェックしてゐる、こういう現状でございます。

○稲村稔夫君 私ちよつとけたが違ふんじゃないですか。今、私ちよつとけたを申し上げて大変失礼でしたけれども、しかしこれはかなり、こういうふうにしてゐるから有効に極めて迅速に体制がきちんととられていて大丈夫なんだということがお示しいただければ、それなりに納得できるものがあるのかもしれないが、一つは七十二名という体制というのは、今の農産物の輸入、大豆一つを考へても、今審議をしてゐるこの大豆一つにしても、かなりのほとんどの部分が自国の生産は二けたになつていないですか。そうすると、もうほとんどが輸入なわけですから、そうすると、その体制というものがこれは大豆だけだつて、実際はなかなか大変なことだと思ふんです。本当に真剣に残留農薬のことを心配したら、ということと、そうすると、例えば輸入先の国がどういう農業を使つてどういう処理の仕方をしている、輸送の途中にはどういう農薬の処理の仕方をしているか、こういうことがわかつてゐるから、それだけに特にこういう点は留意してやつてゐるんだとか、なんとかということがあれば、それも能率的な方法の一つかもしれない。その辺はどうなんですか。

要するに、農薬というものの使用状況というのは非常に大きな問題がある、我が国の中でも問題がある。ところが、それは我が国の中での問題だけではなくて、問題は相手国でどれだけの問題か、使われ方をしてきたか。そして船の中でかなり長い間、船で来るわけですから、輸送途中時間が

すか。  
○説明員(大澤進君) 今特に大豆に限つて申し上げますと、御承知かと思ひますが、大豆関係では、残留農薬基準、現在六項目定められております。BHC、DDT、パラチオン、マラチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、この六項目でございますが、さらに最近輸出国の……  
○稲村稔夫君 ちよつと声が聞こえない。今の薬品の名前、もう一度きちんと言つて下さい。  
○説明員(大澤進君) BHC、DDT、パラチオン、マラチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、これは大豆については六項目我が国で残留基準が定められております。もちろんこれらは基準の定めておるものについて検査をするともに、最近先生も御指摘のように、輸出国その他の食品衛生にかかる情報に基づきまして、今回は残留農薬でございますが、それらの情報を踏まえて必要な項目も追加していく、こういうことをやっておりますが、現在大豆につきましては、キャプタンについてもこれは我が国で基準がございせんが、キャプタンにつきましても検査をしてゐるところでございますが、過去最近の五カ年間でございますが、これにつきましてはこれらのそれぞれ項目で検査した結果、これまでのところ基準を超えたものはない、こういう状況でございます。

○稲村稔夫君 今の、基準を超えたことがないというの、それはそれなりに伺ひましたが、ただ安全性についてはいろいろと私は問題があると思ふんです。例えば去年のこれは農業新聞に出ていた記事でありますけれども、去年の二月に横浜の山下埠頭で臭化メチルの蒸着中に作業員が中毒で倒れたというふうな事実が載つたりしております。要するに、農薬というものの使用状況というのは非常に大きな問題がある、我が国の中でも問題がある。ところが、それは我が国の中での問題だけではなくて、問題は相手国でどれだけの問題か、使われ方をしてきたか。そして船の中でかなり長い間、船で来るわけですから、輸送途中時間が



かるわけですからね。そういう中でどういうふうにしてきたかということがわからないうと、私は実際の体制というのはいくらでも思いますが、輸入先国の農業使用状況、それから輸送途上の農業使用状況というのはこれは資料がありますか。データがありますか。

○政府委員(浜口義晴君) 今お話しした外国における農業の使用基準等の点につきまして私ども国内におきまして農業の問題を取り扱っている者として承知している点について簡単に申し上げたいと思います。

○稲村稔夫君 いやいや、ちょっと時間がないから、データをお持ちですか。

○政府委員(浜口義晴君) 基本的な農業の使用基準というふうなもの、米国におきまして登録をされております使用基準、登録の使用基準につきまして私どもデータを持っております。

○稲村稔夫君 それはアメリカだけ。

○政府委員(浜口義晴君) はい、アメリカについて持っております。

○稲村稔夫君 よその国でも皆あるわけでは、例えばそういうことがきちっとしていればこんなことが起こる前に、もっとアメリカでもって牛肉が問題になってくる前にチェックをすることというのができたのじゃないかと思うんですね。私、ここで申し上げたいのはそういう安全性について例えば相手国の輸入先の使用状況等についての、きちんとした、何もアメリカだけじゃないんですからね、いろいろなところから来るんですから、輸入しているんですから、そういう体制をきちんとしてもらわなければならないというふうに思うわけです。

で、きょうは私は法案の審議ということでやってまいりましたけれども、もう時間がなくなってしまうから安全性についてはもうこの辺で打ち切らせていただいて、最後に一度大臣に伺いたいと思うわけでありまして、今水田農大豆、菜種いづれにいたしましたも、今水田農

業確立対策ということと結びつけて一方では推進をされているという部分があります。それから畑作の専業の地域もあります。ここにはいろいろな違いというのがあると思いますけれども、特に水田農業確立対策と結びつけていく限りにおいては、先ほどの管野委員の質問ではありまじせんけれども、これは政府が推進をしていく、政府が推奨していくという、そういうことについての大きな責任があると思うんです。そういう中で私は今後もう大豆はばかばかしいからつくらないよというふうなことになるように、そのことは特に強調をしておきたい、大臣がその点を十分に心がけていただきたい、このことを大臣の御決意があればお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 今回の法改正に伴いまして国産大豆、菜種生産を後退させないばかりか前進させる、そういう意味に今回の法改正の趣旨もあるわけでございます。私としては、先ほど来いろいろ御議論いただきました点を十分踏まえまして前進させるように図っていききたい、こう考えておるところでございます。

今もちょっと話をしておたんでありますが、例えば需要拡大というので最近アメリカ製の技術を使った豆腐のアイスクリームが大部分東京都内にも出回っております。先般試食も相当いたしたみたのでありますが、国産大豆を使って国産の技術で豆腐アイスクリームという非常に栄養価のあるおいしいものが何か普及する方法はないか、やれないかなとここでひそひそ話はすることをおっしゃるのであります。そういうあらゆる努力をして前進させるように頑張っていきたいと考えております。

○稲村稔夫君 大豆づくりが冷たくならないようにお願いいたします。

○委員長(岡部三郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時十七分開会  
○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○刈田貞子君 私は、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案を質疑させていただきます。昨日から報道されております豪州牛肉の汚染について質問をさせていただきます。

本日、厚生省分とそれから農水省分の記者会見資料をいただきましたけれども、それらを讀ませていただいて、まず一番最初に私が遺憾に思ったことは、これはまず厚生省に伺うわけですが、今回のこの汚染事故、これはいわゆるデイルドリンの問題でございますが、これはアメリカからの情報が入らなければ、我が国の水際チェックはできていなかったというふうな了解してよろしいでしょうか。

○説明員(難波江君) 私ども厚生省といたしましては、六月下旬に情報をちょうだいしたわけでございますけれども、アメリカ政府ではなくて、アメリカ政府と豪州政府の間でいろいろそういうこととあるというところをほかのルートを通じて承知したところでございます。

○刈田貞子君 いずれにしても、我が国の水際チェックでは確認できなくて、そして横浜、神戸、東京と、既に上陸して、そして畜産事業団の倉庫に入ってしまったというものであることには間違いないわけですね。

○説明員(難波江君) 厚生省といたしましては、輸送から輸入時における検査につきましては、輸出等の種々の情報を入しながら、必要に応じて必要なものについて検査をするという体制をとってきたわけでございます。今回の牛肉の問題につきましては、六月下旬に情報入手しました後、直ちに米国並びに豪州政府に対して正式に事実関

係の確認及び対応策について詳しい情報を入れるよう求めてきたところでございます。それらの情報に基づきまして、七月十七日以降三つの検査所に入ります牛肉について検査をすることとしたわけでございます。そのうち現在まで判明した検査結果の中で、一部からデイルドリンが検出されたということで、昨日発表したような必要な処置をとることとしたところでございます。

○刈田貞子君 それからもう一つは、今回問題になりましたこのデイルドリンとDDTとヘプタクロールの三種については、牛肉に関する許容値の基準がなかったということも一つあるんじゃないでしょうか。

○説明員(難波江君) 残留農薬の基準値につきましては、直接農薬を使用する野菜であるとか果実等については我が国でも決められていたわけでございますが、食肉の場合の農薬というのはいわゆる汚染物質でございます。そういうことで、かつて我が国におきましてDDTあるいはBHC等の汚染が高かった牛乳等につきましては暫定規制値を決めたところでございますが、その時点では牛肉等につきましては特に問題はなく、その後我が国が順次農薬の使用が禁止をされるというふうなことで、その後実態値も非常に下がってほとんど問題ないレベルにあるということで、特に食肉につきましては暫定規制値を決める必要がないという判断から決めてなかったところでございます。

○刈田貞子君 それで、急いでWHOの基準にのっとって、我が国でも基準を決めたわけでありまして、それによつて、この豪州牛肉を検査することによつてどのくらいのものが汚染対象となると考えられますか。

○説明員(難波江君) 厚生省が実施いたしましたものは、現在まで判明したのは三十検体でございます。その中の一検体が基準値を超えているというところでございますが、オーストラリア政府の検査の状況、あるいはアメリカ政府の検査の状況

等から見ても、汚染のあるものは非常に限られた検  
体であるということがわかっておりますので、我  
々が今後検査体制を強化してもそうたくさん  
ものが出てくる可能性は少ないんじゃないかとい  
う一応推定はしております。

○刈田貞子君 生体輸入の分の牛肉ございま  
すね。こういうものについての汚染はどのように検  
査をなさいますか。

○説明員(難波江君) 食肉として輸入されるもの  
につきましては、先ほど申し上げましたよう  
に、輸入時の検査体制を強化することに対応する  
ということでございますが、生体で輸入されまし  
て、いわゆる屠畜場直行という形で国内の食肉の  
処理場で直ちに肉に処理されるものにつきましては  
、都道府県に対して、それらについて検査  
をし、違反があった場合には排除をするようにと  
いう指示をしたところでございます。

○刈田貞子君 そこで、先ほど来お話ありました  
ように、我が国では既に十何年前にこの有機塩素  
系の農薬というのは使用中止の状況にあるから、  
その基準等も設けてないし、それからまた、それ  
に対する検査等もなされていなかったということ  
になるんだらうと思うんですけれども、私は消費  
者問題の出身なものですから、そういう話をつい  
出すわけですが、IOCU、世界の消費者会議で  
すね。こういうIOCUなんかの会議に参ります  
と、我が国で使われていないDDTやBHCが発  
展途上国、第三国に輸出されている。そして、そ  
ういう国でそういうものが使用されていて、つま  
り今回は、これはオーストラリアを私は発展途上  
国とは申しませんけれども、その手のブーメラン  
現象が起きているというようなことは既に情報と  
していろいろあるはずなんです。だからやっぱ  
りそういう世界の事情をしつかり踏まえた上で検  
査体制というものを私は強化していただきたい  
と、このように今回のこの事故を通して思うもの  
でございます。

ちょうど概算要求の時期でもありますので、先  
ほど来同僚委員の方からも水際チェックの体制に

ついて大分お話が生まれまして、単位が違ふのじゃあ  
りませんかという七十二人の話が出たわけござ  
いますけれども、こうした検査官の状況なんか  
も、もつと私は、まあこれでもふえたことはよく  
存じておりますけれども、もつと強化をしていか  
なければ今後やはりこうした手のことが幾らでも  
起き得るということを思いますので、これは厚生  
省の方に希望しておきますので、どうぞこうした  
検査体制しつかりしてほしい、こういうように思  
います。

それから農水省の方に伺いますが、この汚染さ  
れているであろう牛肉が畜産振興事業団の倉庫に  
しまつてあるわけでございますね。これについて  
は、農水省としては今後どういう対応をなさるん  
ですか。

○政府委員(京谷昭夫君) 昨日、厚生省の方から  
豪州産牛肉についての検査を強化して実施する  
と、またその残留基準も示されたので、私ど  
もとしては、現在これから新たに輸入されるもの  
については、水際におきまして必要な調査を行  
つて、安全が確認されたものだけを国内で受け取  
る。それから現在既に国内に入つておるもので畜  
産振興事業団が在庫しているものにつきまして  
は、厚生省から通告をされました基準に従いま  
して検査を行いまして、そこで安全性が確認され  
たもののみを放出をしていく。さらに民間段階に在  
庫されているものにつきましても、事業団の措置  
に準じた措置を講ずるよう、昨日関係業界を集め  
まして早速に指導を行ったところでございます。

○刈田貞子君 豪州政府の方からの回答として、  
五月二十五日以降はその検査体制を強化したとい  
うことで、それ以後出荷されたものについては問  
題ないということでございますから、五月二十五  
日が一応そのボーダーラインになるわけですけれ  
ども、それ以前のものというのはどのくらいある  
んですか、それは確認されてますか。

○政府委員(京谷昭夫君) 畜産振興事業団が在庫  
しております豪州産牛肉、八月十五日現在の状況  
でございますが、総体として一万二千トンござ

います。その中に、五月二十五日以前のものと以  
後のものの内訳については現在チェックをしてい  
る最中でございますので、直ちに答えすることは  
できません。

いづれにしても、私も、厚生省から示さ  
れました考え方というのは、五月二十五日以前の  
何といひますか処理が行われたもの、及び従来の  
内外での検査によつて基準値を超える残留量が検  
出されたサンプル牛肉の製造工場がこれが特定を  
しておりますけれども、この工場から購入された  
ものすべてについては一〇〇%のカーパー率で検査  
を行う、それから五月二十五日以後に処理されて  
きたものについては一〇%以上のカーパー率で検査  
を行うという基準が示されておりますので、これ  
に沿つて適切に検査を行つて安全なものを放出し  
ていくという体制で臨んでおるつもりでございま  
す。

○刈田貞子君 今回のこの例でもわかりますよう  
に、農薬汚染というのは、直接植物だけでなく、  
植物を介してこういうものの中にも残留してい  
くということがわかるわけですね。したがいまし  
て、これから質疑しようとする大豆の畑につい  
て諸外国ではどんな農薬の規制をしているかとい  
うような質問が午前中出たわけでありましたけれ  
ども、そういうものだけを知らぬものではなくて、今度  
それを食べて、飼育しているものにまでそういう  
ものが残留していくというふうなことに付いて  
私たちはやっぱり知っていくかなければならない大  
きな教訓であつたらうと思ひます。

そこで、大臣、これから秋にまた、秋といつて  
もそろそろ輸入牛肉の交渉等も始まるわけござ  
いますけれども、消費者はやはり安定的に供給し  
ていただくことを第一としながら、しかし安全性  
を確保していただくというところは一番の食物の根  
幹でございます。そしてしかも外国産の物とい  
うのはなかなかそれが確認しにくい状況にあるとい  
うことの中で、やはりこうしたものの安全性を確  
保していく上では、かなりのコストはかかるかも  
しれないけれども、大事な行政の仕事としていか  
なければならぬというふうに思ひますけれど

も、大臣の御所見、この件について、一言承りた  
いと思ひます。

○国務大臣(加藤六月君) 食べ物の安定供給とい  
うことと、その食べ物が安全であるということとは  
何よりも大切なことでございます。特に、最近国  
民の間から安全性に対する強い要請がますます強  
くなつてきておるわけでございます。農林水産省  
としましては、厳しい財政事情、苦しい予算の中  
ではございますけれども、こういった動物物検査  
問題につきましては今まで以上にやりくりをし、  
大いに充実するように頑張らなくてはならない、  
省内でいろいろ勉強し、申し合わせもしておる  
ところでございます。

○刈田貞子君 畜産局長さん、ありがとうございます  
です。それから厚生省さんどうも御苦労さまでござ  
いました。

それは本論の大豆の方に入らせていただきま  
す。私は午前中の稲村委員のお話を伺つていて非常  
に納得しかねる部分から、大変つまみ食ひにな  
りますけれども、伺わせてみていただいたとい  
うふうに思ひます。そこで、今回のこの改正で、  
先ほど稲村委員が何回も重ねて尋ねておられた品  
種、銘柄、等級等について格差をつけていくとい  
う話のところを私も実は質問の中に入れてあるわ  
けですけれども、あの話を聞いている限りでは私  
もよくわからないんです。やっぱりわからない  
んです。いろいろ昨日何うとこころによりますと、  
きのう私が通告している段階でグループピングの  
話が出てきた。市場評価の高いもの、それから中  
ぐらいのもの、それから奨励できないものという  
うな分け方の話をなさつたんですが、これはどう  
いうことでしょうか。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま先生御指摘の  
品質による格差はどういうふうにつけるかという  
問題でグループピングのお話をされたわけござい  
ます。これにつきまして先ほど来お話にございま  
して、私どもの考え方ということにつきまして申  
し上げますと、大豆の品種別ということにつきま

しては、現在農産物検査法に基づきまして農産物規格規程に規定されております種類、銘柄、等級別を指すというふうに我々は考えております。

もう一度申し上げますと、種類といはしますと普通大豆と種子大豆というふうに分けられますが、それぞれに大粒、中粒、小粒、さらに極小粒の別が現実にあるわけでございます。それから、銘柄というのは、先ほど稲村先生の御指摘ございましたが、銘柄とは産地、品種、銘柄ということでございます。現時点におきまして十四の産地、品種、銘柄があるわけでございます。さらに、等級でございます。等級は品位区分を指すわけでございまして、これは普通の、先ほど種子大豆、普通大豆と申し上げましたが、この普通大豆におきまして規格一と規格二がございまして、その規格一は一等から四等、規格二は一等から三等というふうに現実には区分をされているわけでございます。

この基準価格を種類銘柄別に定める場合におきましては、市場のマーケットでも品質評価等を考慮いたしまして、米麦の銘柄格差等を参考にいたしまして、種類、産地、銘柄に応じて数ランク程度にグループングをして格差を設けることになるというふうに我々予想、考えてはおりますけれども、具体的な格差を設ける仕方につきましては、改正法の成立後に速やかに農産物団体あるいは実需者の団体等の代表者及び学識経験者から成ります、これまでも実施してまいりましたけれども研究会というものを開催していただきまして、ここで検討を行いましてランキンングづけの区分をさしていただければというふうに考えておるわけでございます。

なお、先生の御質問にはございせんが、等級間格差につきましては、もう既に農産物検査法におきまして等級別の品位、この場合は、先ほどのことを繰り返すようにございせんが、物理的な整粒ぐあいであるとか被害粒のぐあいであるとか、そういったものもございせんが、それを厳に行われておるわけでございます。そういうことで、こ

れに着目をしていまして、現に市場流通で形成されております具体的な金額の格差あるいは基準価格及び販売価格の水準、需要動向等々のことを考慮いたしまして総合的に勘案していききたい、こういうふうに考えます。

○刈田貞子君 局長、私があるべく前委員の質問に答へないような形で質問しているつもりです。で、お答えも答へないで答えてください、そのお話午前中聞いたばかりですから。

それで、もっと端的に申し上げますと、どうも今言われた、グループングができそうなものものにさらに基準価格の参酌要件を付加して、そして具体的にやった場合にどんな価格になるんですかというところが本当のこと言うとなんか一番実数、数字が知りたいわけですよ。だけれども、それはまだ出ませんというふうにおっしゃるのならお伺いいたしますが、六十二年分のもはこれを既に適用するといふ、十月から始まる今年度、大豆年度ですね。その中で使っているでしょう。施行期日はもう近づいているんじゃないですか。それなのに、まだこれから一生懸命検討いたしますという段階のものなのか、それとも、もうその下敷きを持つていらっしゃるけれども今は発表できないというのか。そこをとおっしゃったらいかがですか。今すぐその数字を言いますという実勢価格に響きますので言えませんが実は下敷きはできております、これを通していただければすぐスタートできる状況になっているというふうになつてはいるのか、本当にこれからさらにこれを、参酌要件を乗せて実際にやっていくのか、どちらかなんです。それで、後段の部分の方だったから、そんな急いでスタートする必要はない。これからもうみんなまたさらに一生懸命考えようじゃないですか、こう言いたいのでございせんか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘のこの品質の格差の場合は、今ある申し上げましたように、やはり現実の中から時間がかかるもの、現実におきまして等級ができていくということからすると今

の状況をこの基準価格に反映をしてできるものと二種類あると思います。そういう意味で、先生御指摘の点についてお答え申し上げます。この点につきまして、等級間格差につきましては法案成立後早速に実施できる体制に現実にあると思ひます。ただ、種類の銘柄等につきましては、やはり私も、それが十分関係者の納得を得るというふうなことを考えなければいけませんので、これにつきましてはやはり研究会等についても十分御議論を賜りたい、そういう考え方であります。

○刈田貞子君 大豆研究会で相当もう御議論なさつたんでしょう。私はできていと思つて質問しているところなんです。私にはできません。よろしうございせんか。

そうすると、さつき菅野委員のお話の中で、北海道では大豆の生産がほとんど下がつてきているというふうな話が出ていましたね。一方で、その他地域は大豆の生産がふえてきている。ところが、六十年の実績でいくと、北海道地域では第二次生産費はカバーできていないけれども、その他地域では第二次生産費はカバーできていないというふうな状況にあります。そういうことも含めてこの生産費の問題が一番やっぱり課題になると思うけれども、今いろいろおっしゃつたけれども、その作業をやることによって、そういう従来からなおかつ生産費さえカバーできないような基準価格がよくなるのか悪くなるのか教えてください。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘の北海道の問題でございますが、北海道を含めまして、大豆につきましてはこのところ一たんかなり低迷をしておりまして生産量が現在の生産強化策、あるいは具体的な転作の展開といったようなものでふえてまいつております。そういう意味で、昨今といひますか、昨年、ことしにおきまして北海道の問題というのは、端的に申し上げますと小豆との連携というところの反映のところではないかというように思つております。基本的に言ひまして、生産の面は、我が国におきまして動きをいたしましては

ふえていくというのが傾向だと思ひます。そういう中におきまして、一つは技術上の問題、それぞれ、例えば収穫の段階とか、あるいは具体的な作付の段階等におきまして技術の進歩によりまして、この点につきましては今後とも基準価格という全体の数字の中におきまして、この交付金制度の枠組みの中で大豆の生産は各地域において伸びていくだろうというふうに考えているところでございせん。地域におきましていろいろ大豆自体が、繰返すようにございせんけれども、かつては自給体制、あざ大豆というところから特に都府県の場合あつたわけでございせんけれども、そういうものが輪作農法の確立といったようなものの中でやはり本当に商品として、売られるものとしてつくられる。そういう形になつてまいりました。生産性向上というふうな形で出てくるものだとおもうに思つておるわけでございせん。

具体的に申し上げますと、共助会等におきまして、やはり反当ですね、一般の平均が百七十七キロと言われておりますけれども、三百五十キロぐらいのものがかなり輩出しているわけでございせん。そういうような作付の計画というものが、現実には地域間格差というものが先生の御指摘のとおりございせんけれども、米と同じようにと申しますか、他作物と同じように日本農家の方々の知恵と努力で発展をしていくだろうというふうに考えますので、私も基準価格の中で誘導策と申しますか、品質の格差等々のものが十分機能すれば、その中で各地域でそれぞれの大豆生産の有力な農家、生産地帯というものがかつてのような勢いで出てくるものだというふうに確信をしております。

○刈田貞子君 生産性が向上するということは、法改正することによって自給率も上がっていくというところでございせんか。

○政府委員(浜口義晴君) 自給率の前にやはり生産自体が現状よりもふえるということだと思ひます。一方、そういうことはもちろん需要というものがふえていくという状況にありますので、達観

してまいりますと、その中でどの程度の位置づけというふうになるかという問題がありますが、まず食用につきましては、その需給の点につきましては少なくとも生産のスピードの方が高まる、高まってもいい、あるいは高まるように努力したい、そういうことでございますので自給率を高めていきたい、そういうふうな考えです。現状の時点よりは少なくとも大豆に限って申し上げますと、大豆におきまして食糧の生産につきましては自給率を高める、高めていきたい、こういうことでございます。

○刈田貞子君 四十七年、四十八年のときの豆腐騒動のとき、私は消費者運動のリーダーをやっておりましたね。国会の先生方が中国大豆を手にとって、こういうものは消費者ニーズに合うかどうかというのを聞きに来られたことを私覚えておりますけれども、七円から十円ぐらいたった豆腐が一気に七十円、百円になってしまったという、あの時期のことあの教訓はやっぱり今後とも生かされていかなければならないわけですね。私は自給率を確保していくということは今後において非常に大切な課題だと思ふんですけれども、この法改正することによって、まず生産性が向上される、完全に生産がふえていくというこの見通しはつくけれども、自給率がどうなるかということについてはまだ先は見えないというふうに考えていいんですか。

○政府委員(浜口義晴君) 先ほど私が申し上げましたことは逆でございます、結論として言いますと、私どもといたしましてはやはり自給率を高めていきたい、こういうことでございます。ただ、言い方として、くどいようですけれども、生産の増強が先にありまして、それから需要がどうなるかという問題がございますから、直ちにということとがございせんが、まず生産を増強し、したがつて需要以上の生産力を増強し自給率を高めていく、こういう考え方に立ちたい、そういうことでございます。

○刈田貞子君 それでは、時間がないので、私は今の国内産の需要を高めていくにはどんなふう

していけばいいのかわかるかというところの御通告、申し上げた一番最後のテーマから逆にさかのぼって、時間がある限りやってみたいと思います。

それで、国内産の利用の状況を調べてみると、豆腐業界が一〇%、しょうゆ、みそで九%、納豆で二〇%というふうです。また煮豆業界は一〇%、その他いろいろゆばとか豆乳とか高野豆腐、もろもろあります。それは微々たるもので、この辺の国産大豆を使用している業界の利用度、利用率というんですか、使用度というんですか、これがいかにも低いということ、私は今回びっくりしたんですね。豆腐、油揚げ業界で一〇%というのはいかにもものだらうかということですね。(品質がいいにもかかわらずね)と呼ぶ者あり)

そうなんです。品質がいいのかかわらず、なぜ使わないのかというのいろいろあれさせていたたいて、大豆供給安定協会のアンケートを見ました。そしたらそれに、あなたのところはなぜ国産大豆を使用しないのかという質問に対して、二%ほどではあるけれども、必要ときに買えないという回答があるんですね。必要ときに買えないという回答がありますね。これは非常に重要な回答であります。それで今後国産大豆の使用をふやしていくための五つの御質問をさせていただいたうちの二つに、適期の生産体制と、それから出荷体制をつくっていくことが大変な問題になっていくであろうということを私は申し上げるわけでございます。それがとりもなおさず生産地へ波及して、いわゆる付加価値が乗った、必要のときに出荷をすれば高く売れるわけですから、そういう付加価値の乗った大豆を生産していくというふうなことがついていくわけでしょう。だから、私はこの必要ときに必要なものが買えないということが非常に問題だというふうに思つて、これを一つチェックしてみました。

それからもう一つは、一体それではいつが一番ピークになっているのかというのを調べてみたところ、大豆は全農、全集連によって交付金大豆が

動いているわけですが、大体販売のピークというのは二月から四月に山があるんです。このグラフ、供給安定協会がおつくりになったデータですから、そちらでもお持ちだと思ひますけれども、四月からあたりのところに山が来るわけ。ところが具体的に今度は販売価格の推移を見ますと、そこが一番安いときなんです。私は、それは結局量がたくさん出回るから価格が落ちるという考え方もあると思うんですけれども、逆に一番販売価格の高いのはやっぱり十二月から一月のときですね。これは非常に今度実需者の方の需要があるときでしょう。ところがそのときに出荷できる体制になっていないというのが非常に問題だというふうに思ふんですけれども、一番最初に御提案申し上げた適期の生産体制、出荷体制の問題についてはどのように思われますか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘のとおりでございます。国産大豆は先ほど来申し上げておりますように諸外国と比べても品質でもありまして、具体的に国民の方々は伝統的な食品だということで大いに外国産に比較して使つていただきたいというふうに考えるわけでございます。この点につきましては先生御指摘のとおりだと思います。

そういう意味で、一つはもちろん国産大豆の作期あるいは収穫期というものがかなり現実に影響するという点が一つあると思ひますけれども、もう一つはやはり地域におきまして作物の生産形態がある意味では零細、ある意味では分散をしていてというふうなことから、統一的、均一的な商品としての大豆を収穫できていない、そういうふうなことが等も起因しているというふうに思つております。一つは、そういう意味で生産の状況の中で販売の体制に十分諸外国の大きなロットで入ってくるものに対抗できていないということと、それから流通問題だろいうふうなことに我々は考えているわけでございます。先生御指摘のとおり、我が国の伝統的な食物についてそれぞれ一〇%とか九%とかそういう状況であります。確かに

先ほど一つだけ申し上げましたように、煮豆につきましてはこれは全部一〇%ということではございませうけれども、私どもといたしましては今申し上げた流通の問題という隘路を、ボトルネックを克服するような体制を整えてできる限り国産大豆を日本の消費者の方々、あるいは実需者の方々が使つていただきたい、こういうふうに考えているものであります。

○刈田貞子君 国産大豆を使えばおいしいのはわかつてるんですね、みんな、業者は。国産大豆を使うメリットというの、ここにアンケートで出ていますけれども、つくった製品の味がよくなるというのが大部分、六〇%答えていますね。だからわかつてるわけよ。だけどやっぱりこれは今言ったコストの関係であるとか必要となるときにというふうな問題があるんですね。例えば煮豆業界なんかにしても暮れなんかいい豆を煮込みたいわけですよ。ところがその時期にいい豆が出てこなかったり、こういう状況があるようでございます。市場にも聞いてみました。それからみそ、しょうゆで九%。しょうゆはこれは今脱脂を使っているようですよ。例外だと私は思ふんだけれども、みそに限って言えば一〇%国産の大豆を使つてもいいと思ふのね。ところがこれやっぱ非常に使用頻度が少ないわけでございますけれども、実は寒仕込みなんというときに大量に欲しいんです。そのときに国内産が我々がつかうほど供給できないというふうなことを言っているんですね。だから今言った私は適期における生産体制を組むということもこれから物すごく大事な要因だと思ひますので一度念を押して言わしていただきたいと思います。

それから、今ロットの話が出ましたけれども、このロットの大口化の問題については、やっぱりこれは言う側、使う、かわる側にとって大口化によつていろいろメリット、デメリットがあると思ふんです。例えば入札に参加する業者でも小口なら買えるけど、中小の卸でしようね、小口なら買えるけど大口ロットになれば庶民の資格が出

てこないというようにあることもあり得るわけでございますから、やっぱりこうしたロットの編成についてもやはり実需者及び消費の状況を十分踏まえた上でロット編成をしていかなければ、大きくすることだけがいいことではない。確かにコストは下がるでしょうけれどもいいことではないというふうに思ふんですけれども、このロット編成はいかがですか。

○政府委員(浜口義廣君) おっしゃるとおり、やはり需要側の要請するようなロット体制というのが生産側で常に弾力的に編成できることが必要だと思ひます。言うなれば、おっしゃる通りに地域の小さな加工業者というもののについては小さい形、それでも全国的な消費という形で加工されるようなところについてはできる限りそれに応じるような、均質のものを大量にできるような生産体制が必要だと思ひます。ただこの点、現実の姿は、生産だけを申し上げますと、出荷体制というものが極めて小そうございます。先生御案内のとおりでございます。六十一年の集荷数量で農協単位に見ますと、百俵未満のものが約半数近くやっているといたうこととございまして、やはり基本的にはこの出荷体制の零細さというのが起因しているのだらうと、先生もこれ御指摘のとおり、これが流通経費の増高という形になるのだらうというふうに考へております。

○刈田貞子君 まさに大豆研究会もその辺のところを指摘しておられますよね。やっぱりそういうところが変わっていかないと事実上国産大豆の利用度も上がっていかないし、それからやっぱりこれは価格の問題とも大きにかかわってくる、つまりこれは全部付加価値を乗せていくというテーマなんです。そういうふうに私は思ひます。したがって、そういう問題をこれからかなりの形で改善していくためには相当な努力が必要だと思ひますし、これまでこういう努力がされてこないので、そして交付金等に頼ってきたこの大豆をめぐる体制というものについてはやはり反省もあつてもいいかなという部分を少し私は勉強してみ

思ひました。

もう一つは調製の共同化の問題ですね、乾燥調製の。これなんかについてもやっぱり大口化をしていかなければいけないわけですね。こういう体制づくりをしていくために今後どういうことか、考へておられるかどうか。これがやっぱり調製、選別等を含めた作業が統一化されていくことによつて品質も均一化していくわけでしょう。そうすると、例えば今回のこのアンケートを読ませていただきますと、なぜ国産大豆を使わないのかというもののの中に、品質が非常にまちまちで使にくいというアンケートがあるんです。その回答が三二%あるんですね。そういうしますと、やっぱりこの品質の統一化ということも今後大きな課題になつてくるであらうというふうに思ふんです。これは次の検査体制の問題にもかかわつてくるというふうに思ひますけれども、この乾燥調製の共同化というようにのことについては今後どんな御指導をなさつていくつもりでいらつしやいますか。

○政府委員(浜口義廣君) ただいま先生御指摘のところは、流通の問題と生産の問題をつなぐ極めて重要な点だというふうに思つております。そういう意味で、一つの収穫段階での広域的な共同乾燥施設の整備を図ることがどうしても国産大豆をこれから振興していくための喫緊の課題といひますか、キーポイントである、先生御指摘のとおりだというふうに考へております。

そういうふうな施設ができ、かつ生産体制が組め得ますれば、これも先生御指摘のところとございしますが、品質の均一化と出荷の単位の大化というものが実現できるのではないかと。カントリーエレベーターといったようなものが既に麦であるとかあるいは米におきまして各地域で具体的な姿として展開をされております。そういうふうなものにつぎまして大豆は極めておくれしているわけでございます。そういうものを契機といたしまして大豆の生産と流通というものが改善されますれば、今のところ他穀物に比較してしまつて極めておくれている状況でございますので、逆に申し

上げれば、大豆の発展の余地が極めて残されている、これからもそういう改善の努力あるいは施策の充実というのが相呼応しますれば国産大豆の発展が図られるというふうに確信するものでござい

ます。

○刈田貞子君 先ほど言われたように、既に単収三百を超える技術というものはあるわけですね。ところが、やっぱりそれが標準化していかないと、そういうことも含めて、こういう共同化が進んでいくことは、そういうものをやはり普及していくことにもまたつながっていくというふうに私は思ふんです。そういう意味で今まさに言われたとおり、これからこのところがやっぱり大事なキーポイントであらうというふうに思ひます。

それから、アンケートに大変興味があつてしつかり読んだものですから、その検査体制のことについて話が出ておりました。これは食糧庁の方

の検査体制についても、これは実は先ほど言つた品質とか規格とかいうものとまた連動してくる話になるんですけれども、この中では、いわゆる等級がこんなにあつていいのとか、品質がこんなになくさんあつていいのとかというふうなことも出ていふんです。だけれども、それは生産段階が小口でばらばらに適地に合つたものとして皆上がつてくるから規格をつくるよりしようがないというふうな、こういうことになつていふんだらうと思ふんですけれども、これからこのことによつていろいろその生産段階の技術も進み、いろいろ良品種がだんだん推奨されて出てくれば、ここに当たる検査の状況もまた変わつてはくるだらうというふうに思ひますけれども、今の段階では細かい規格のものをいろいろな格差で検査していかなきやならないというものが現実だらうと思ひます。

これはやっぱり声として一番ある声は、等級数

いるんですよ。それから種類別に分けることのその苦勞さとか、そういうのがアンケートの中には返つてきておりました。これは私はさもありなんというふうに思ふんです。ただ問題に思つたのは、同一等級または産地間による検査にばらつきが多過ぎるということが一つこれはあるわけですね。この辺のところについては、適正検査という意味からどんな御意見をお持ちでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) お尋ねのございました同一等級、産地間で検査にばらつきが多いというふうな御意見についてでございますが、御案内のとおり、検査規格におきまして例えば整粒歩合で申しますと、大豆の規格その二という規格で申しますと、整粒歩合が一等の場合は九〇%、二等の場合は八五%、三等の場合は六五%ということと

ございまして、整粒歩合におきまして一定の幅があるわけでございます。

一定の下限値のところでも区切りますものですが、同じ二等のものの中でもぎりぎり二等になつていふものから一等にかなり近いものまでというこれは検査規格というものを非常に細かく決める限りにはある程度の幅というものは出てまいるわけでございます。そういうことによりまして若干の差が生じますことはこれはある意味ではやむを得ない。さらに、それをできるだけ縮めるといふことになつて、等級をもつとふやさないわけにはいかないという問題になつてまいります。今申しましたように、また倉庫の中で、はいつけをしますときに別ばいにする数が多くなるといふふうな問題もございまして、そういうものと兼ね合

いで等級の数を決めていることによりまして幅の問題がございまして。

それから、ただそういうことだけでは、もちろんこの問題、説明がつくというふうには私ども割り切つていふわけではございせんので、やはり検査をいたします場合に検査規格に即して公正な検査をするために検査官が現場で検査をします技術を常に錬磨をしていかなければいけない。そのために私ども、検査技術向上のために検査官に対し



ます研修でございますとか、あるいはまた鑑定会というふうなもので一種のコンクルのようなのをやりましたり、いろいろな形で検査の技術の向上に努めているわけでございます。また、等級ごとの検査標準品というふうなものをつくりまして検査を実施します際に検査官にこれを携行させるというふうなことで、技術の上でも的確な検査の実施ができるように心がけておるところでございます。

○刈田貞子君　そちらへ通告しておきました私の五番目の、国産大豆を使っているというところで販売促進活動の推進というテーマを挙げておきましたけれども、これは私は今まで自分が運動でやってきたことの中で感じてきたことがいろいろあるもので、その前に流通局長に伺いたいんですけれども、今検査体制の中でしっかりと等級別、種類別で検査していますね。ところが、丸大豆の小売の小袋物、三百グラム入りとか二百五十グラム入りの小袋入りの大豆が相当流通しているんです。

今、御存じのとおり、各社のメーカーさんお出しでございすけれども、電気みそづくり器というのがあるのね、大臣。大豆を圧力がまですすつふします、入れます、おみそができるんですね、その機械の中に入ると。それから電気納豆器、あるんです。電気みそ、納豆。豆腐づくり器もあるんです。私は、かつてはかりで、自分でこういうふうにかき回してつくっていた時代があるけれども、上手にできないんです。難しいんです。本当にこの子大豆という国産大豆を使いますと、いい豆腐ができて、そして中国大豆を使うとなかなかいいフレーバーが出てこない、こういう感じを持った者の一人でございます。主婦の間で手づくりでそういうものをやっていくのが時流として出てきております。

今、食生活は、物すごいインスタント物に偏っている食生活のこのナウい派閥と、物すごく手をかけていこうとする、食生活を楽しまながらここに付加価値を乗せていこう、そういう食生活をや

つていこうと、極端に分かれていますね。この手づくりをやっていく人たちの間で実は小袋物が出ているんです。これは数字等は押さえられないと思ひますけれども、そのことについてこれは私消費者の立場から申し上げたいんですが、品質表示法による一括表示、これ局長、やってもいい。生産段階でせつかく等級別、何別、品種別なんてやって一生懸命判定してもらっても、小袋で流れる大豆には何を言うてかわからないんです。産地が書いてあればいい。新物なんて書くのもありますけれども、表示も含めて全部ばらばら。これは一括表示の規定がないのね。これはいかがなものでしょうか。

○政府委員（浜口義廣君）　ただいま先生御指摘のところは、現在低迷をしております、まあ低迷という言葉はいいかどうかわかりませんが、大豆の需要の拡大の問題ということだと思ひます。そういう意味で、一般消費者の方々がグルメ志向の上から少し自分で手をかけてやろうというところは、貴重な動きといえますが、これから大豆の需要拡大にプラスの大きなルートの問題のように思ひます。そういう意味で、御指摘のような一般消費者が小袋入りの大豆を購入する際に、どういう産地であるとか、あるいは銘柄、品質等の内容が十分把握できるようにすることもどうして必要のようには私考えます。そういう意味で、この表示の統一ということにつきましては、大豆研究会というものを今までやってきたその延長の中で、大豆研究会で生産者の方々あるいは実需者の方々、あるいは消費者の意向を代表する学識経験者の方々の御意見を出していただいて御議論していただくと思ひております。

今御提案の先生の問題につきましては、その上で関係局といいますが、流通局長参っておりますので、農林省の内部でも相談をしたいと思います。そういうふうな考えでもございす。

○刈田貞子君　食品流通局から御意見ないんですか。

○政府委員（谷野陽君）　ただいま表示の問題の御質問でございますが、表示一般につきましては私

どもの方で検討させていただいておるわけでございます。

ただいま農畜園芸局長からお答えがございましたように、最近いろいろなものについてこれを包装した小袋で売るといことが行われておるわけでございます。その表示につきましても、大豆に限らず、いろいろな私どもの方にも御意見が寄せられてきておるわけでございす。加工食品につきましては、JASのようなものがございまして、統一的なルールを決ましてマークを付しておるわけでございすけれども、そういうものの以外のものでございす表示をどのように考えていくかというところは、最近の物の流通の実態から申しますと大変重要な課題になってきていますので、はいかというふうに考えておるわけでございす。

そういう観点から、私も思ひましたけれども、いろいろな種類の品物につきまして、あるいは地域産品については地域JASでございすとか、あるいは新しい新食品等につきましての表示の考え方というものを従来から逐次打ち出してきたおるわけでございす。今後、ただいまお話をございしましたような農産物そのものもしくはそれに非常に近いものについて消費者の皆様のところへ直接お手元に届くもの、それもいわゆる小袋物等のいわゆる消費者包装のものについての表示の問題につきましても十分検討を重ねてまいりたいというふうに考えるわけでございす。

○刈田貞子君　さっき大臣、アイスクリームの話をしていましたね、アイスクリーム。奇技だと思ひただけけれども、その前に私がJAS委員会において仕事をさせていただいたところ、今の消費者の部屋の室長の島さんが一生懸命研究していた植たん、一生懸命研究していたんです。植物たんばくね。あれが一時ブームになった時期があるんです。私もあの時代に植たんを一生懸命やりました。今はレトルト、それからあと何に使っているかな、魚肉ハム、ソーセージに使っていますね。入れていますね。ああいうふうな使い方があ

です。

それで、植物たんばくについて最近余り熱入れてないの。これだけのぐらいい生産量になっているか、私も調べようと思ひて一生懸命やったんですけれども、量はわからないんです。後でわかったら教えていただきたいんですが、アイスクリームの前にもっとそういう手元の一番使いやすい状況に大豆をつくらせて、そして、植たんの用途というのはあるんです。私、あのときにこの植たんをクッキーに焼きました、クッキーに。そうしましたら大島さんにえらい褒められました、これは大変な開拓だというふうに言われたことがあるんです。実にいいクッキーなんです。

私、今一生懸命国産大豆の需要拡大の話をしているんです。大臣。もう確かに一生懸命昔からよくやってきた人はかなりなんです。手づくりみそもやってきた、手づくり豆腐もやってきた、国産大豆が一番いいのも一番よく知っているわけ。それにしても熱の入力方がもう一つじゃないかなというふうに思ひます。もっとも国産大豆使用のための、今局長、販路拡大の努力とおっしゃいましたけれども、それがやっぱり広がっていない。生産地が一生懸命たつくるようになっているんですから、やっぱりこれを一生懸命運動させてやっていくのは非常に大事な課題だと思ひます。

それで、豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、ゆばとか高野豆腐のようないわゆる伝統食品ですね。これに対して、私、JAS委員やっていいたときにミニJASをつくりましてそういうの、地域認定制度をつくらせて地域認定食品というのを決めて推薦、推奨してあげていた時期があるんですけれども、こういう制度の中でもどんどんやっぱり二次加工食品というふうな種類のものを推薦してあげていって、国産大豆の用途を広げていくというふうなこと、こういうものも非常に大事だと思ひます。前は、今お豆腐なんかにしてみれば充てん豆腐のスタイルしか残っていないと言ひたいほど手づくり豆腐はなくなつてしまひましたけれども、JASの工場認証では充てん豆腐は対象に入

っていなかったんです。今どういう状況になって  
いますか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘がござい  
ましたように、JASの対象とした品物は、  
いわゆる加工食品で比較的加工度が高いものを中  
心としておりまして、地域的に流通する品物  
につきましては地域食品認定制度、いわゆるミニ  
JASで対応しておるわけでございます。これに  
つきましては、ただいま先生御指摘のとおりいろ  
いろと御協力をいただきまして現在かなりの品物  
がミニJASの対象となっておりまして、その中  
で一番多いのがたまたま御指摘の充てん豆腐でござ  
います。これにつきましては二十五県でいわ  
ゆるミニJASが制定をされております。あと大  
豆関係では油揚げが二十四県、納豆が二十県にお  
きましては、いわゆるミニJASが制定をされてい  
るところでございます。

なお、先ほど植物たんばくの御質問がございま  
したので手持ちの資料でごく簡単に申し上げます  
と、現在植物たんばくの年間の生産量は六万二千  
トンでございます。これは、率直に申し上げます、  
現在のところ、搾油をいたしまして大豆と分かれ  
たいわゆる油分以外の部分、これが植物たんばく  
として売られておるわけでございますけれども、  
この用途も大変拡大をしております。最近  
はいわゆる物にまざるのではなくて単独に植物た  
んばく食品として、例えば空揚げのような形で流  
通するようになつてきておるわけでございま  
して、そういう意味では大豆のたんばく食品とし  
ての認識が高まる上では大変重要な役割を果たし  
ているのではないかと考えておるわけ  
でございます。

○刈田貞子君 いずれにいたしましても、これか  
ら国産大豆の使用をふやしていこうとする業者の  
方が多いんでございまして、五五・一〇の人が現  
状よりなお取り扱い数量をふやしていきたいとい  
うことを言っているわけです。だから、取り扱い  
たいのだけれども取り扱いがたい状況をつ一つ  
やはり削除していかなければ、これは伸びないわ

けですね。だから、そういう意味から言いますと  
も、国産大豆の使用を進めていくために、私は重  
要な御提言を申し上げていると自分で思っており  
ます。

最後に、大臣に一番最初の質問に戻りまして、  
今回のこの法改正をすることによって、大豆生産  
の向上が見込めると思いますが、いかがですか。  
これによって質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(加藤六月君) 午前中もお答え申し上  
げたわけでございますが、今回のこの法改正によ  
りまして、国産大豆の振興、そして生産性の向  
上、品質の改善を図るというのがねらいでござい  
ます。そして実需者のニーズに応じたいにやっ  
ていきたいというのが法律の裏にある本當のねらい  
でございますので、よろしく御審議をお願いした  
いと思います。

私も、需要拡大というので今ここで話をしてお  
ります。先生のおっしゃった小袋というのは、それ  
は一般消費者はどういうルートで店頭へその小袋  
は並べてあるんだということを両局長に今尋ねて  
おったところでございまして、一般消費者がそう  
いうものに対してさらに入手しやすいように、そ  
して今御指摘にあったような産地とか銘柄とかが  
できるようなことを講じたり、また大豆の用途で  
高野豆腐のお話が先ほど先生からも出たわけで  
すが、国産ゼロという数字になつておたが違ふよ  
と、我が家では寒い夜は豆腐を切つて高野豆腐を  
つくるようにやつて、随分使つておるんだからゼ  
ロとは言わせないと、こういうことを言つたり  
なんかしておるんですが、こういう面もあるいは  
PR等をやつていきますと、いろいろおもしろい  
自家用のいい大豆の変つた製品の使い方等も出  
てくるんじゃないかと、いろいろ知恵を出しまし  
て、食物用の我が国伝統食品あるいは新規食品を  
含めて国産大豆で賄つていくように、自給率の向  
上を図りたいと考えておるところでございまして。  
○下田京子君 法案の質問に入る前に、豪州産牛  
肉の残留農薬問題で質問します。  
二十五日に、大臣、共産党国会議員団として、

この問題を重視して検査基準をつくつて回収せ  
よ、こういうことで申し入れしました。そのとき  
大臣は、基準をつくつて国民に迷惑をかけないよ  
うにしたいけれども回収は難しいなと、こうおっ  
しゃつたようなんですが、ただ、きのう発表され  
た内容を見ますと、回収のために努力するような  
ことがいろいろと書かれてある。これはこれで評  
価したいんですが、ただ御報告いただいた  
ことで果たして問題がないのかという点で大変い  
ろいろ私は問題を感じております。

この点をまず指摘して、最初に農畜園芸局長に  
聞きたいことは、この検出されたDDTある  
いはディルドリン、ヘプタクロール、いずれも有  
機塩素系の農薬なんですけれども、どのような毒  
性を持つものなのか、そしてかつて我が日本国で  
は四十六年使用禁止に至つた経緯、端的にお答え  
ください。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘のDDT、  
ディルドリン、ヘプタクロールにつきましてお答  
えをいたします。

これはいずれも有機塩素系殺虫剤でございま  
す。DDTは作物残留性があるということでござ  
いまして、昭和四十六年に販売が禁止され、登録が  
失効しております。ディルドリンは土壌残留性が  
あるために昭和四十六年に土壌残留性農薬に指定  
されまして使用規制が行われましたけれども、昭  
和四十八年に登録が失効しております。ヘプタク  
ロールにつきましても、これら一連の使用規制の  
中で昭和四十八年以降農薬としての出荷は一切な  
くなりまして、昭和五十年に登録が失効しており  
ます。

○下田京子君 大事なところが抜けているん  
です。この有機塩素系農薬、いずれも発がん性物質  
というところで問題にされている、そういうことで  
すね。

○政府委員(浜口義晴君) 今申し上げましたよう  
に、農薬的にはそれぞれにつきまして作物の残留  
性それから土壌残留性及び……

○下田京子君 いやいや、発がん性あるかないか  
聞いているだけ。あるんです。

○政府委員(浜口義晴君) 等について失効をした  
ところでございます。私どもそれについてはそ  
の疑いがあるというふうに考えております。

○下田京子君 そうなんです。  
それで、厚生省にお聞きします。今回の豪州の  
牛肉、この残留農薬問題で第一にはつきりさせた  
いことなんですけれども、三十検体を検査した  
で、WHOの許容値を超えるディルドリンが検出  
された。これは一・二四ppmというふうな程度  
に聞いているんですけれども、その他のものがどの程度  
検出されたのか、いづれ公表いただけますか。

○説明員(難波江君) 現在までに検査結果の判明  
した三十検体でございますが、先生御指摘のよう  
に一検体からディルドリンが一・二四ppm出た  
ということでございますが、その他の検体につ  
いては、DDTにつきましてはほとんど検出されな  
いレベル、具体的に申し上げますと三〇ないし  
四〇ppbの範囲で検出されたということござ  
います。それからディルドリンにつきましては、  
先ほどの一検体を除きましてはほかは一〇ないし三  
〇ppmぐらいのレベルで、いわゆるバックグラ  
ウンドレベルの検出、ほとんど無検出に近い状態  
であつたということでございます。

○下田京子君 いずれ資料をいただきたいと思  
うんですが、次に検査実施機関なんですけれども、  
これはどの機関が行うんですか。国立衛生試験所  
及び厚生省の指定した検査機関というふうに発表  
されておりますけれども、幾つの機関で、何人の  
体制で、いつまでにやれるのか。

○説明員(難波江君) 先ほど御説明申し上げま  
した三十検体、まあその他追加をしております  
が、国立衛生試験所でやっております。きのう発  
表いたしましたように、今後の監視体制の中での  
検査は、現在までの厚生省が考えておりますのは  
八つの検査機関の十三検査施設を考えてございま  
す。

○下田京子君 一回言つたらちゃんと答えてくだ  
さい。人数、いつまでも言つたんです。

○説明員(難波江君) 具体的な機関の人数につ  
いては、私、今承知をしておりますけれども、こ

の十三検査施設全部で一週間に大体六百検体ぐらい検査できる能力があるということで、検査能力としては十分対応できるといふふうに考えております。

それから、どれぐらいかというところ、この残留農薬の検査は、通常の状態で行われますと、検体が持ち込まれてから大体七日間ぐらいで検査結果が出るというふうに言われております。今後ほとんど検体を取って持ち込みますので、順次それらの検査結果が出てくるということでござい

す。

○下田京子君 今、八検査所それから十三検査室と言いましたか。

○説明員(難波江君) 施設です。

○下田京子君 施設ですか。どここのかは後でいいですから資料だけですね。よろしいですね。

○説明員(難波江君) 結構でございます。

○下田京子君 次なんです、生体輸入、これは全体では昨年三万五千頭、豪州から二万八千頭と伺っていますけれども、都道府県等にこれから具体的な指示通達を出しになって実際の検査をやりたいということですが、どのような通達をお考えですか。

○説明員(難波江君) 多分きょうじゅうに発送できると思いますが、乳肉衛生課長名でオーストラリア産の牛肉に対する輸入監視体制その他を説明した上で、なお都道府県に対しては、直接生体で輸入されてと畜場で処理されるものについても同様に検査をし、その結果、基準値を超えるものがあつた場合には販売を認めないような処置をとるようというところで通知を出してございます。

○下田京子君 きょう通達出すのですから通達の中身ぐらい今お話しになったってしるべきなんです。これはまた後でいただくことにしますけれども。

次に、DDT、ディルドリン、ヘプタクロール、これらが牛の脂肪中に残留されたの

か、えさからの移行と考えられる、こういうふうなお話なんですけれども、原因は明らかになって

いますか。

○説明員(難波江君) この問題が発生いたしましたから、厚生省といたしましてオーストラリア政府に対してその原因につきましても照会をしてきたところでございますが、現在まで回答の寄せられた中身といたしましては、限定された州または地域においてこれらの農薬が使われたことによりまして環境を汚染し、飼料、水等を介して牛の体内に蓄積されたものだろうというふうに考えているというふうな回答が寄せられております。

○下田京子君 畜産局に質問しますが、現在の話なんですけれども、飼料、水等を介して、でもって生体に移行されたと考えられる、こういうことなんですけれども、畜産局は現地に畜産事業団も持ちですね。それから商社等と連絡もとれますね。ですから、どのようなえさに何が原因でそういうものが使われて、そして生体に移行して残留されたのか、承知していただけますか。

○政府委員(京谷昭夫君) 私どもも今回の残留問題の発生原因について豪州側の在日大使館を通じて事情を聞いておりますけれども、ただいま厚生省の方からお伺いした以上の情報は得ておりません。

○下田京子君 厚生省のみならず、私は畜産局として、つまり農水省として独自にどのような対応をされたかということを知りたいんです。今のえさ等々、そういう原因にかかわるところをみずからの努力で調査されたかされないのか。

○政府委員(京谷昭夫君) 私どもとしては、やはり外国で起こっておることでございますので、外国側の政府に対して、その残留原因について調査の上、その内容を判明次第、我が方にも説明をしてほしいということを申し入れてあるわけでございます。

○下田京子君 全くそれは相手国任せですよ。自主的な責任というものを感ぜてないんですか。私があえてなぜ畜産事業団や商社の話を出した

んですか。取引商社どのくらいなのか。三十六商社、ここにいたしておりますが、全部申し上げるともありませんけれども、いつも名前に上がってくる問題の三菱商事を筆頭に、これはジェンテック、グリーンのあの毒入りワインのときも出てきたんです。たばこのデカンパという成長促進剤ですか、そのときにも出ています。この三菱商事を含めてそれから三井物産、住友、伊藤忠などなど大手全部あるわけです。そういう商社からの聞き取りなされていきますか。

○政府委員(京谷昭夫君) 私ども輸出農産物の安全確保について第一義的な責任というものは輸出側にあるというふうに考えておるわけでござい

ます。

確かに我が方も在外公館もございするし、あるいはまた畜産振興事業団の外国への駐在事務所もございする。あるいはまた、商社活動を行っております。それぞれ独自の機能役割を果たしておりますが、私ども、やはりこの種の問題というものは相手国政府のバイパスを通じて相手国政府の見解をよく聞いていただく対応をすべきものであるというふうに考えるわけでありまして、もちろん、その信憑性について必要がありますれば私どもとしても相手国政府の了解のもとに必要な調査をしていくというところが通常の方法ではなからうかと考えております。

現在、このところ、少なくとも畜産振興事業団駐在事務所あるいは我が方の商社出先等を通じて今回の原因究明をするための調査は今のところ独自には行っておりません。

○下田京子君 必要があれば独自の調査を行うということだけでも、必要性を認めなかったというところになりますと、大臣、これちょっと問題だと思ふんです。つまり、そちらの話聞く前に私の質問をよく聞いてください。六月段階で現地での問題になったんです。そしてそのときに厚生省に連絡をとった。厚生省はすぐにそれぞれアメリカの大使館あるいはオーストラリア大使館に問い合わせを行った。厚生省待ちだったんです、農水省

の態度は。いまだに畜産事業団やあるいはまたそのした商社等からの聞き取りをやっていないということは、必要がないというふうな、まだ、いまだに感じているということですよ。

私、大臣ね。製造工場、これは当該工場という形で出ているんですが、一体当該工場というのは幾つぐらいあるのかなど今聞きたいんですけれども、いずれにいたしましても、独自に情報を得るということも必要です。独自に調査をする必要です。そうした上で相手国政府に必要があればきちっとした対応を求めたいということなんです。独自の調査を得ること抜きにして全く相手国任せというところになれば、発表がなかったら事知らなかったということになります。そういう点で、大臣、私はぜひこれは検討していただきたいと思うんです。えさからもしくは水から移行したというふうな形でそれがやられていくかまだにはつきりしてないんですね。もしえさというところになれば、草地だけでなく濃厚飼料なんかもあるでしょう。麦もあるかもしれない。等々、えさ問題にも発展していきかねないことだと思ふんです。ぜひその点の検討をいただきたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 今回の残留問題の原因究明につきましては、私ども引き続き豪州政府に対してその解明なり判断について聞いていただしていきたいというふうに考えておるわけであります。その結果をまちまして、私どもの調査が仮に必要であることになりましたら、やはり相手国の国内問題でございますので、相手国政府との相談の上でこれは対応していくべきものだというふうに考えておるところでございます。

それからまた、えさあるいは水を媒介にして今回の問題が発生しているのではないかとというふうな認識が相手側にもありますし、その可能性もあり得ると思っております。さすればその原因解明の上に立ちまして、こういった汚染問題が発生することを防止するための具体的な措置を相手国

政府にやはり求めていきたいというふうに私ども考えておるわけでありませう。

○國務大臣(加藤六月君) 私はことしの一月オーストラリアに参りまして、ある農場を視察いたしました。主として日本向けの牧場であつたわけでございます。そのときあの水の状態はどうであつたかな、あるいは、牧草を相当刈って積んでおりましたが、あの牧草かな、あるいはえさをやっておるところ、あるいはその場所も視察したりなにかしたんですが、そういうことを思い浮かべながら御質問を承つておつたところでございますが、先ほど畜産局長がお答えいたしましたように、過度の内政干渉的なことにならないように、しかしまた、ある面では安全な肉類を国民に安定供給する、そういう問題を十分配慮しながら関係省庁とも、そしてまたオーストラリア政府とも緊密に連絡をとりながら、安全という問題を重視していく行政を展開していこうと考えております。

○下田京子君 大臣がおっしゃる通りに、内政の干渉にならないようにというのは当然なんです。同時に自国の自主性、今おっしゃったように、安全な食糧を安定的に国民に供給するという責任からして、私繰り返し申し上げておきますけれども、独自に商社、畜産事業団、これらの聞き取り等は当然なされるべきだというふうに承知いたします。よろしいですね。

○政府委員(京谷昭夫君) 私ども、この原因究明問題については第一義的にまず豪州政府からの回答をこれからの追求をし、また必要な措置についても豪州政府の内政問題としてまず処理をしてもらうということが本来の姿であらう。その過程におきまして必要な調査活動等が必要でありますれば、私どもの出先機関を通じて必要な情報を収集し、相手側の改善策を促進するよう最大限に努力をしたいと思っております。

○下田京子君 あくまでも商社、畜産事業団からの独自の調査をやるかやらないかというのをはっきり答えてないじゃないですか。やるんですか、やらないんですか。私は必要だと思ふんです。

そこで、大臣に資料を届けてくれませんか。問題は、相手国政府云々というのは、これは私は大事だと思ふんです。しかし日本に入ってきている問題からも検出されているんです。お聞きしましたところ、実は豪州産牛肉の残留農薬だけについて今回は検査を強化するということなんです。ただし、これを契機に食肉全体についての残留基準値を暫定的につくつたと、この暫定的につくつたということは必要なことなんです。しかし検査は豪州産の牛肉しかやらないということになると問題です。

何が問題か。ちょっとごらんください。東京都食品衛生監視員協議会、これは東京都衛生局の研究室が五十七年から六十一年までに行つてきたものなんですけれども、特に「食肉類」のところをごらんになってみてくれませんか。食肉は十一種類二十八検体行つております。そして、どういふ結果が出ておるかといふと、ページ二十六のところをごらんください。どういふふうになっているか。「二十八検体中十八検体から農薬を検出し、検出率は六〇%と高かった。食肉の種類別検出状況は、母数が四以上のものでは鶏肉一〇〇%、馬肉六〇%、牛肉三三%、豚肉二五%」というところで、特に鶏肉の検出率が高いというんですね。特に余り食べられておりませんけれども、ウサギ肉やスズメの肉からはBHC、DDTの検出量が高かった。確かに基準値以下ではあつたけれども、こういったものから検出されたということなんで、別途(「スズメも輸入しているんです」と呼ぶ者あり)スズメも輸入しているんですよ。それで見てください。これが六十年と六十一年度と。大臣、厚生省にだけ回しちゃつて、ごらんになつてないじゃないですか。それがだめなんだつて言うの、厚生省任せにしちゃ。局長、何にやにやしながらやられているんですか。おかしいですよ。もう笑つてなんかおられないじゃないですか。細かく言いませんけれども、例えば豚肉なんかオーストラリアだけじゃないんです。韓国産の

中から出ているんですね。馬肉はアメリカなんです。それから、いやスズメもかと言つたけれども、これ中国なんです。鶏肉はタイなどなど。というところで、資料を後でよくごらんいただきたいんですが、畜産局長、こういう情報を知つていましたか。

○政府委員(京谷昭夫君) 具体的に拝見しましたのは初めてでございます。

○下田京子君 厚生省、御存じでしたか。

○説明員(難波江君) 食品衛生監視員協議会の研究成果として、東京都から入手しておりました。

○下田京子君 いつ入手したんですか。

○説明員(難波江君) 七月上旬でございます。

○下田京子君 つまり発表されてからなんです。私はこの種の研究をやられていたというのはもう昨年から知つていたんです。ただし基準値を超えてない。しかし日本では輸入食肉についての基準がないから、これはいつか問題を提起しなきゃならないなと思つていた。先ほど他の委員に対して、世界各国、いろいろ水際チェックができるように情報等集めていとおっしゃつていました。情報集めてないですよ。情報を集めていたんだつたら、こういうようなことが現地のアメリカの新聞で問題になつて初めて出るなんという話はないと思ふんです。そういう点で大臣、私は重ねて言いたい。独自に調査、聞き取りというのが大事なんです。

もう一つ、牛肉だけでなく、こういう状況です。それから、問題が起きてからではなくて、せっかくなつたこの食肉輸入についての基準、これに合うような形で速やかに情報を得る。と同時に、それらにやっぱ検査が行えるように体制をこれから強化していただくための検討をしてください。

○國務大臣(加藤六月君) 厚生省ともよく相談し、また他の関係省庁とも相談して、安全という問題には十分に配慮していきたいと思ひます。ただ、先ほどから先生のお話をずっと承つて、もし私がそれにイエスというように言うと言いますと、ほかの方面に利用されて、JCIAをつくる

意向があるというようにとられてもかまいませんから、そういうことは私はお答えしないことにしております。

○下田京子君 ただ、検討の必要はあるでしょう。さっき言ったように、今回の事件というのは、安全基準もなしに農産物を輸入して、拡大していくことがどんなに、大臣が言われておるうちに、国民に対して安全な食糧を安定的に供給するという点から問題があるか。そういう問題を投げかけたことだということの御認識はございますでしょうか。

○國務大臣(加藤六月君) あります。

○下田京子君 それが大事なんです。であつたら、具体的な対応という点で、私はやはり相手国任せでなくて、本当に輸入依存で、今またアメリカからそういう要求が非常に大きくなつていふ。実は大臣、私きょうこれは御質問しませんが、牛肉の話なんです。今度はECからやられていふホルモン剤が使用されている、とんでもないから輸入禁止するぞという話があるんですね。かつてこの成長ホルモン剤が残留している牛肉を食べたブルトリコで三千人も異常成熟児ができて、十五カ月で乳房が大人のようになったとかというようなことも報道されていることをいいたたいです。こういうことについて後ほどまた機会を見て御質問しますけれども、本当に日本政府が責任を持って今不足する物のみを輸入する、しかも輸入に当たっては万全な基準を設けて、しかもきちとした体制をとるといふことがいかに大事なのかというのを繰り返し私は指摘しておきたいと思ふんです。

次に、法案の質問に入ります。法案に即して御質問を以下申し上げますけれども、今回販売を主たる目的として生産を行っている生産者の生産費を価格算定の一つの要素に入れてきましたね。衆議院の答弁を見ますと、基準を決めるのだったら二十から三十アール規模を区切りにしたいんだ

と、こういう御答弁がなされているんですけれども、この規模の生産農家数、収量数、販売量、幾らでしょう。

○政府委員(浜口義廣君) 一つの計算といたしまして二十アール以上の収獲面積の階層といたしたものを具体的に考えております場合の作付面積、これは八千九百ヘクタール、農家数におきまして二十万戸強でございます。

○下田京子君 二十アールは全体のどのぐらいになりますか、シェアとして。

○政府委員(浜口義廣君) シェアで申しました場合に、作付面積でいいますと、全国計が十三万八千ヘクタールというふうに一応置きますと、シェアの数字から六五%に達するのではないかと考えます。一方農家戸数でございますが、今申し上げました数字を全国計で割ってみますと、この全国計の場合百二十八万戸というものをとりました場合に一六%になります。

○下田京子君 収獲量、販売量は計算できないんですね、お答えがないから。大豆の作付規模が全国平均七アールでしょう。北海道を除いて他の都府県の平均が六アールですね。十アール未満の都府県は七・五%を占めているんですね。北海道でさえも四七・四%ということになりますね。ですから二十アール以上の生産費ということ、その平均値で価格を考えるんだ、こういうことになりまして、この大部分の大豆作農家というものが政府の価格政策から除外される、こういうことになりますね。

○政府委員(浜口義廣君) この法案の考え方でございますが、基準価格の算定に関連いたしまして、現行のバリエーション価格を参酌する方式から、販売することを主たる目的として大豆または菜種の生産を行っていると思われる生産者の生産費というものを参酌する方式に改めようとしているわけでございます。そういう形になりますれば、やはり主たる販売を行っているという形になりますれば一つの積算として今のようになりなうかと思ひます。ただ作付面積等につきましては今お答

えしたとおりでございます、約六割を超えるという形になりなうかと思ひます。

○下田京子君 ですから、今お認めになったように、販売を主たるという形で今度生産費の出し方をも変えていくわけでしょう。だから結果として大豆作農家の半分ぐらいが価格政策から除外される、否定されなかつたわけですね。平均生産費は「販売することを主たる目的」という形にしている場合に、それに限定していったときに基準価格というのは幾らぐらになりますか。

○政府委員(浜口義廣君) 基準価格の積算につきましてはやはりこの価格の決定前にお示しをするといひますか、試算につきましてはお話をすると、このことにつきましてはやはりいろいろ問題が起ころうと思ひます。また、私どもの考え方といたしまして、先ほど来申し上げておりますように、この法律案を成立させていただきまして、具体的な算定方式について関係者の御意見を大豆研究会の場というところを通じてお聞きをし、それで決めていただくという考え方でありまして、そういう意味で、事前にここで幾らという具体的な数字をお示し、お答え申し上げるということは現時点で差し控えていただきたというふうに考えます。

○下田京子君 それじゃ、角度を変えますが、販売を主たる目的として生産を行っている生産者の生産費、その生産費はお出しできますか。整つてますか、数字が。

○政府委員(浜口義廣君) 私ども、この価格算定の前に統計情報部から出てまいります生産費、そういうものに基づきまして計算をするという形でございます、そういう意味においてまだ私どもその生産費というものを入手しておりません。

○下田京子君 いえ、昨年の六十一一年なら六十年であつてもサンプリング調査というのをやってやっていますから、法律が通つたらすぐに今のよう形で販売を主たる目的とした生産を行っている農家のいわゆる生産費でいくわけですから、それで計算ができる、きちつとした基礎的

なものでは整っているのかと聞いているんです。私はレクチャーのときには整つてないと同じでございました。サンプルは九十だ、なので無理だと。六十二年から百九十に伸ばしてやっていくから実質来年からは可能かなと言つていたんですよ。どうなんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 具体的に私にお答えしたわけじゃございませんのであれですが、私の同僚がお話を申し上げたと思ひます。このことにつきましては、具体的にそういう数字に基づきまして、法律に基づいて改正された生産費という形で価格の決定の時期においては本年度、この法律が可決していただければ本年度におきまして、来年度以降を含めまして、それで計算をしてまいれる条件が整つてまいれると思ひます。

○下田京子君 六十二年産について生産費に基づく計算できるんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 私どもはデータでもそろえて、それに基づいてやりたいというふうなことを考へております。

○下田京子君 やりたいというんじやなくて、やるのかと聞いているんです、私は。

○政府委員(浜口義廣君) やれる条件が整つていという意味でございます。

○下田京子君 じゃ、もう繰り返しやめます。いずれにしても、それでしたらお示ししたきたいと思ひます。もう十月、間もなく価格決定ですからそのときにわかるでしょう。

次に、需給動向と経済事情を参酌して云々といふことが書いてあるんですけれども、現行法二条二項一号の中には需給動向を参酌するという条項はないんですね。今回なぜ入れたのかということなんです、恐らくこれは国際的な需給動向を参酌するということではないんだらうか。つまり、そうなりますとどういふことか。国際的に生産量が今一億トンスね。輸出量が二千万トン、在庫量は二千四百万トンスで史上最高で、何と生産量に対して在庫量二四%ということになります。ですからこういうことと無関係ではなくなるんだよ

ということに理解してよろしいんでしょね。

○政府委員(浜口義廣君) これは先ほど稲村先生のとときの議論もありましたけれども、この時点で私の解釈といひますか、私どもの解釈について申し上げたいと思ひます。

御案内のとおり、今回三つの要素を……

○下田京子君 もう端的に答えてください、質問していることに。

○政府委員(浜口義廣君) 端的に申し上げまして、やはり先生のおっしゃる点の国際的需給一億トンとかいうようなベースの問題は第三の範疇というふうには理解しております。

○下田京子君 三つの要素がある、第三の範疇に入ると。しかし、いずれにしてもそれは大きな要素になるわけですね。これはどういうことを意味しているのかといひますと、御承知のように、大豆というのは投機商品ですね。その代表みたいなもの、この乱高下たるや物すごいものでしょう。昭和三十一年に一ブッシェル当たり二百五十五セントでございましたのが四十八年になりますと七百二十セント、ところが五十年は五百四十九セント、逆に二年後、五十二年で七百十セント、今、六十年です、これが五百四十四セント、非常に乱高下する。それから日本に対するCIF価格がどうなっているか、資料をいただいておりますけれども、昭和三十五年、トン当たり三万四千二百八十円、ところが大豆バニクの影響を受けて五十年、トン当たり何と八万三千八百三十八円です。そして現在、六十一一年です、三万八千七百一円ですけれども、これは異常円高の影響の中だといひますけれども、こういうことの中に日本の大豆をもさらしていくということは、これは否定できないわけですね。

○政府委員(浜口義廣君) その他の事情という中で、外国のそういう事情、あるいはグローバルな、世界的な規模での過剰状況というものを勘案するかという点につきましては私ども肯定的に、肯定的にといひますか、そういうことだといふ



うに申し上げます。ただ先生のお話のように、しからば、じゃ、そういった乱高下あるいは商品の市場におきましていろいろな値動きを、そのもの自体を寄与したとして、価格の中に反映するかということは私どもやそれについては否定的であります。

というのは、これまさに先生が御質問の中でおっしゃったように、そういう具体的な乱高下自体のものをつかまえるということとはなかなか難しいやうでございます。私どもは第一におきましてやはり第一のカテゴリーの中に出しました生産費等々の生産条件というものを土台に考えまして、それに付加的にと申し上げますか、後順位の需給の状況、さらに全国的、世界的な状況というものを参酌条件という形でやや抽象的に申し上げましたが、勘案していくべきだというふうに考えております。したがって、先生の御質問のように、具体的なアップダウンを繰り返しているものを如実にいいますか、そういうものの反映というのは事実上にもなかなか難しいやうでございますので、先生の御指摘の点については、前半についてはイエスであり、後半についてはノーであるということでございます。

○下田京子君 国際的な需給事情を参酌するということが否定してないわけですか。これはどういふことかとなると、結果としてこういう価格の乱高下が国産大豆の価格にも反映してくるんです。いみじくも、それでもって、内外価格差が云々でもっていろいろな攻撃の材料にも使われているんです。

○下田京子君 国際的な需給事情を参酌するということとは否定してないわけですか。これはどういふことかとなると、結果としてこういう価格の乱高下が国産大豆の価格にも反映してくるんです。いみじくも、それでもって、内外価格差が云々でもっていろいろな攻撃の材料にも使われているんです。

○下田京子君 国際的な需給事情を参酌するということとは否定してないわけですか。これはどういふことかとなると、結果としてこういう価格の乱高下が国産大豆の価格にも反映してくるんです。いみじくも、それでもって、内外価格差が云々でもっていろいろな攻撃の材料にも使われているんです。

ります。昭和三十六年十月三十一日付の参議院の委員会での内容なんですが、かいつまんで申し上げますと、「需給事情を端的に現わす」というと、貿易の自由化の供給が非常に多くなる」、「特に需給事情と書くのは影響もよくないだろうというので削られ」というんですね。こういうことなんです。しかも、当時大豆の自給率はどうかだったかといひますと、御承知のように三八％、現在わずか五％なんです。こういう状況からいいますと、この需給事情を反映させるということがどんなに影響が大きくなるかという点ではこれは否定できません。

○政府委員（浜口義廣君） この法律ができて二十五年たっているわけでございます。先生御指摘のとおりでございます。当時の自由化の問題、あるいは先ほど来諸先生から御指摘のある四十七、八年の問題、それから現時点というものにつきましては、やはり相当の基本的な言うべき状況が変わっております。

特に四十七、八年を前後といたしまして、世界的に六、七千万トンオーダーでありましたものが、やはり各国の需給等の緩和あるいは生産増強によりまして一億トンのオーダーにならんとしております。そういう状況は、極めて大きな大豆の生産、大豆の需要といったようなものを取り巻く変化だというふうに理解しております。したがって、そういうものの反映というのは、先ほど制定当時のお話をお聞きになりましたが、そういう点を十分勘案しておりますけれども、具体的に変化といったようなものの大きさというものも考えているところでございます。

○下田京子君 いいますか。今の変化を考えたら、むしろ国内の生産量、自給率をどう高めていくかということに柱を置かなければ、国際的な生産量一億トンでしよう。しかも、すごくだぶついているわけでしょう。なのに日本はわずかの自給率五％になっているんです。こういう状況の中で考えれば、正しい答えは、国内にあって生産振興、自給率向上、これが百点満点の答えだ

と思うんです。そう理解してよろしいんですね。○政府委員（浜口義廣君） 先ほど来大臣及び私から申し上げてお答えもしておりますように、この大豆におきましての国産大豆の優位性、品質のよさ、それから流通の問題あるいはその他から、私ども現時点におきます基本的問題としては生産の振興である、さらにその結果としての自給力の向上であるというところはたびたび申し上げておるわけでございます。そういう意味におきまして先生御指摘のとおり、生産部面におきましての生産増強、生産の振興ということはおっしゃるとおりでございます。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○政府委員（浜口義廣君） 先ほど来大臣及び私から申し上げてお答えもしておりますように、この大豆におきましての国産大豆の優位性、品質のよさ、それから流通の問題あるいはその他から、私ども現時点におきます基本的問題としては生産の振興である、さらにその結果としての自給力の向上であるというところはたびたび申し上げておるわけでございます。そういう意味におきまして先生御指摘のとおり、生産部面におきましての生産増強、生産の振興ということはおっしゃるとおりでございます。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○政府委員（浜口義廣君） 先ほど来大臣及び私から申し上げてお答えもしておりますように、この大豆におきましての国産大豆の優位性、品質のよさ、それから流通の問題あるいはその他から、私ども現時点におきます基本的問題としては生産の振興である、さらにその結果としての自給力の向上であるというところはたびたび申し上げておるわけでございます。そういう意味におきまして先生御指摘のとおり、生産部面におきましての生産増強、生産の振興ということはおっしゃるとおりでございます。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

○下田京子君 自給率の向上でなくて自給力の向上と生産振興ということですが、いずれにしても国産大豆の生産を振興させていこうということは否定されなかった。

三十一一年ぶりに引き下げた経過を考えますと、大豆たね交付金の規定も全く同じなんです。だから、経済事情はこれは専ら私は財政事情じゃないか。これは入るか入らないかというところ、それは入りますというところなんですけれども、農政審議会を見まして「転作による生産量の増加及び販売価格の低下によって財政負担が増大しており、ますますその傾向が強まるおそれがあるため、現行制度の見直しが必要課題となっている。」のだからというわけでもって、いろいろとまだ条件が整っていないのに、まず現行価格の政策の見直しということが出てきたんではないかと思うんです。この財政負担の軽減ということがやはりまず目的であって、次に生産性向上というのが手段になってきているんではないかというふうに私は理解できるんです。

なぜかというところ、これは端的に聞きたいんですけれども、六十一年産大豆、六十二年当初予算でもって交付金は二百三十六億円でしたね、予想。実際には三百十億円の見込みになるだろう。では六十二年産大豆はどうかというところなんです。これは農水省、昨年十二月末に試算されていて北海道の農協中央会の資料等にも出ているんですけれども、四百六十億円になる。つまり二百三十億から三百十億になって四百六十億になる。だから、もう何が何でも、財政的な負担はどうにもならないのでこれを削れ、農政審議会も言われているのでこれはやろう、こういうことになったんじゃないんですか。

○政府委員（浜口義廣君） まず、具体的に財政負担の本年度といいますが、本年度産が四百六十億になるという状況ではございません。確かに先生御指摘のとおりいろいろな試算がございまして、一部のそういう試算の中に我が農畜園芸局の事務ベースでいろいろの試算をやったということをおぼろげに否定してはおりますが、現実的に今おっしゃったような金額、ただいま六十一一年産でいきますと三百八億でございますけれども、例えばそれが一挙に四百六十億というやうなことになる

○政府委員（浜口義廣君） まず、具体的に財政負担の本年度といいますが、本年度産が四百六十億になるという状況ではございません。確かに先生御指摘のとおりいろいろな試算がございまして、一部のそういう試算の中に我が農畜園芸局の事務ベースでいろいろの試算をやったということをおぼろげに否定してはおりますが、現実的に今おっしゃったような金額、ただいま六十一一年産でいきますと三百八億でございますけれども、例えばそれが一挙に四百六十億というやうなことになる

○政府委員（浜口義廣君） まず、具体的に財政負担の本年度といいますが、本年度産が四百六十億になるという状況ではございません。確かに先生御指摘のとおりいろいろな試算がございまして、一部のそういう試算の中に我が農畜園芸局の事務ベースでいろいろの試算をやったということをおぼろげに否定してはおりますが、現実的に今おっしゃったような金額、ただいま六十一一年産でいきますと三百八億でございますけれども、例えばそれが一挙に四百六十億というやうなことになる

○政府委員（浜口義廣君） まず、具体的に財政負担の本年度といいますが、本年度産が四百六十億になるという状況ではございません。確かに先生御指摘のとおりいろいろな試算がございまして、一部のそういう試算の中に我が農畜園芸局の事務ベースでいろいろの試算をやったということをおぼろげに否定してはおりますが、現実的に今おっしゃったような金額、ただいま六十一一年産でいきますと三百八億でございますけれども、例えばそれが一挙に四百六十億というやうなことになる

○政府委員（浜口義廣君） まず、具体的に財政負担の本年度といいますが、本年度産が四百六十億になるという状況ではございません。確かに先生御指摘のとおりいろいろな試算がございまして、一部のそういう試算の中に我が農畜園芸局の事務ベースでいろいろの試算をやったということをおぼろげに否定してはおりますが、現実的に今おっしゃったような金額、ただいま六十一一年産でいきますと三百八億でございますけれども、例えばそれが一挙に四百六十億というやうなことになる

のというのがあろうと思います。今先生がおっしゃったのは、私のそんなところ、基本的な品質のよさというものと具体的な実施の場合にお

きます価格との関係からどちらが商売に有利かというふうなことの問題点の指摘的な発言だというふうな思っております。もちろんそういう意味におきまして、やはり現行の流通の中で規格というものは現にあるわけでございまして、既に実績上におきまして何らかの差で取引をされているというのが大勢でございます。そういうものの中でやはり一般の人たちが基準となるような規格のもとでそういう品質の差が合理的に納得のいくように決められるというのが、私はやはり筋ではないかというふうに考えております。

○下田京子君 そうでしようか。皆さん方がよく参考になりますが、国際的な中でも、大豆生産の大半を占めるアメリカで銘柄規格ございまして、等級はありますけれども、ないですよ。しかも、それらがどつと輸入されてきているんです。同じようにそれが国内で利用されているんです。なのに、日本にあっては厳しい銘柄規格がどうして必要なのかということなんです。

これはもう指摘にとどめますけれども、さらに申し上げたいのは限度数量です。この限度数量がどうなるかという点で大変心配されているわけですから、生産性向上、品質向上、これを誘導するために一定の限度数量を決めるわけですから、五十九年度から、大豆、これは一部規格外大豆が除外されるようになりました。六十年になって全部除外された。四等大豆は六十一年に五〇％除外されて、六十二年に全部除外されたんです。ですから、現実にはこうやって運用上は改悪してきてたんですね。問題なのは、今後三等まで除外していくんでしようか。

○政府委員(浜口義廣君) ただいまお話しのように、規格外あるいは四等大豆といったものを現実の問題としてアメリカから導入される品種との対抗上という観点も含めまして実施をしてみたいことは事実でございます。そういう意味におきまして、先生御指摘の三等大豆というふうなものについてどういう扱いかということでございます。私どもの現時点におきまして考え

におきましては、三等大豆というものにおきましては、もちろん一等大豆、二等大豆に比べての劣位はあるわけでございましてけれども、この点におきましては諸外国との競争というものについて対抗し得る品質を持っているというふうに思っております。したがって、今後の生産の振興等において三等大豆を現時点におきまして切っていくとか、あるいはそういうふうなものを特別な扱いにするというふうなことは現時点では考えておりません。

○下田京子君 現時点で考えていないということは大変なことですが、ただ、それはあしたまた考えるというふうなことも残して置くわけですが、そういう問題があるということも指摘しながら、この限度数量なんでも、政令で三十一年一三十四年の平均販売数量などを参酌して十九万トンにすると、こうなっているんですが、長期見通しとの関係でいけば十九万トンでは私は問題だと思ふんですね。全体の長期見通しでいけば四十二万トンということをおっしゃいます。この四十二万トンというものが現在の交付金対象比率では五六％ですから、それを掛けますと二十三万五千トンというところで十九万トンを上回ります。それから、現在の自家保有販売量ですが、これ十一万七千トンですから、これから見ても三十万三千トンというところで十九万トンを上回っているわけなんです。

いづれにしても、長期見通しそのものを四十二万トンでいいなんというとは思っておりません。しかし、さっきおっしゃったように、生産振興、自給率向上ということになれば当然十九万トンが限度だということにはならないでしよう。それをさらに伸ばしていかうというふうに理解して当然でしようね。

○政府委員(浜口義廣君) 今の点につきまして、限度数量をどういうふうな考えていくかという問題を御提起になりましたけれども、具体的な数字として私どもその数字を幾らにする、あるいは今お話しした三十一年から三十三年の大豆の平均出回

り量の数量の十九万トン強の問題との関連づけでどうする、こういうことを今の時点では考えておりません。

○下田京子君 そこが大事なところなんです。財政事情は考えてないとか、国際的な需給はそれは第三番目の柱とか言われておりますけれども、実際に国産の大豆をどれだけ高めていくかということは本当に大事なことです。考えていけば、十九万トンじゃなくて、むしろそれはふやしていきたいという方向だということでしょうか。数字が出てしまふべきじゃないですか。ですから、こういう点でやはり大豆振興、農家の生産意欲向上というなら、十九万トンを限度としてなんということではなくて、やはりさらにそれを量を増大していく、むしろ財政的にも価格政策の改悪で本当に問題を起さないように農家の再生産と所得を確保していく方向を考へることだということを私は申し上げたいんです。私は、今回の価格政策の見直し方というのは大豆の第二次安売政策じゃないかと申し上げたいんです。

る言いたいことたくさんあるんですが、それはなぜかという点、大豆は御承知のように輸入制限一切ありません。関税もありません。いわば丸裸でしよう。国際的には、何度も申し上げておりますけれども、空前の過剰で相場も低迷しているでしよう。それを理由に内外価格差縮小ということでもって大変な攻撃も受けて、そして国産大豆の価格を引き下げていくというわけじゃないですか。輸入もふやしていく、こういうことになつたら一体どうなるかということはどうも明らかなんです。

私は、問題さらに言いたいのは、日伯セラーード農業開発事業なんです。このセラーード開発というのは、第一次の試験事業で七九年から四年間でやられましたね。第二次の段階に今入っております。と思ひますが、大豆について作付面積、第一次で一万六千四百五十五ヘクタール、拡大計画一万六千九百九十九ヘクタール、合計して三万二千三百四十四ヘクタール、間違いないですね。

○政府委員(眞木秀郎君) おっしゃったとおりでございます。

○下田京子君 そうしますと、このセラーード開発について具体的に融資等もやられているわけですが、海外経済協力基金を通じて何百億円、何％融資されているんでしようか。

○政府委員(眞木秀郎君) 海外経済協力基金の方は本格的な事業に充てるための費用として融資を行っております。融資額は第一段階で五十一億です。拡大計画においては三百四十九億、合計四百億円で。大臣よろしいですか。問題なんです。面積でさっきお話し申し上げましたように、これ合計いたしますとどうなるか。三万二千三百四十四ヘクタール、これだけの作付は、これは日本の大豆作付の何と四分の一に匹敵するんです。北海道の作付面積の一・四倍に当たるんです。しかも、今、国内の大豆生産農家が非常に苦しんでいると

きに二・五％の低利融資、こういうことを行っているんです。そしてその生産量も大変ふえております。こういう状況で本当にこれからまた拡大していくということになりますと、今申し上げましたように世界的に一億トンの大豆生産がなされているのに、ブラジルでの大豆生産を振興させて、それで日本への輸入をして国産大豆がつぶされるというふうな図柄が出てくるじゃありませんか。このことについてどうお考えですか。

○政府委員(眞木秀郎君) セラーードの拡大計画におきましては、試験的事業とそれから本格的な事業を加えまして、約十五万ヘクタールの耕地をつくるということになっておるわけでございますけれども、その中で現在大豆が先生御指摘の面積というところでございまして、そのほかの作物もあるわけでございます。

いづれにいたしましても、現在の大豆のこの地区の生産量といふのは、ブラジル全体の作付面積九百二十万ヘクタールに比べますと〇・四％

ということ、ごくわずかでございます。我々もいたしましては、開発途上国援助ということで、中長期的に見ればやはり先進国での過剰というものは二十一世紀になった時点において開発途上国の食糧不足をようやく補てんするというような状況でございますので、中長期的に見ましてこの開発途上国援助の一環として、世界の食糧需給の安定という、そういう見地からこの事業を行っていただくわけでございます。また、これは直ちに開発輸入というものを目的にしているわけじゃございませんで、結果的に、ブラジルの大豆が今でも百二十万トン程度輸出されておりますけれども、セラード地区の中のものがあるというところはありますけれども、直接に日本への開発輸入等を目指してやっているものではないということをお願い申し上げます。

○下田京子君 いずれにしても、今第一次で全体で六万ヘクタールの規模の中で試験事業のときに大豆だけで一万六千ヘクタールやった。これは平均しての話で、多いときには約二万四千ヘクタール作付やっていると。ですから、本格事業も含めましてこれを仮に倍にいきますと、さっきも申し上げましたけれども、国産の二分の一どころか半分を超えるような作付面積になるんです。今、経済局長はブラジルにおいてはわずかだということをお願いしたが、日本に比べたらどうなるかということなんです。大変な状況なんです。現在であつても日本の作付面積の四分の一にも当たると言います。それが拡大されていったら六割を超えていくことになるだろう。あぐくの果てに二・五％の低利融資ですよ。

そして、何とこれはだれのためにやっているのかということ、申し上げますと、今おっしゃいました開発途上国への援助は必要です。しかし、それらが本当にその国の人々のために役に立つものかどうかという点なんです。ここにもまたいろいろ出てくるんですが、商社が押しなべて悪いとは申し上げませんが、かなりの商社がずらっと参加しているんですね、全部一覽表あり

ますけれども。そしてこれらの事業に全部関係してきているんですよ。低利融資でもって、商社が絡んで日本に大豆を輸入しないなんという、そういう確約がどこにありますか。現にブラジルからだつて輸入されてきているわけですよ。まあ輸入のほとんどがアメリカでありますけれども、しかしそういう点での開発輸入という点で非常に問題がある。

むしろ国産大豆をもう少し振興していくという点で、繰返し申し上げておりますが、言葉だけの自給率向上、生産振興ではなくて、具体的に生産が確保されるような、そういうものが必要ではないか。せめて大臣、この点でだつて問題になっておりますけれども、例えば汎用コンバイン、これはもう質問する時間がないから、最後答弁にいたしたいんですけども、新農機などおやりになっていて約一千台、二分の一補助金出してやっていると。しかし転作奨励金四万円もらつてでも三百キロとて約十二万円だ、所得にしますと六万程度だと言います。現実には今百五十キロもとれないような状況が明らかになつておりました。これは福島県の湯川村で四機入つておりましたけれども、転作奨励金がなくなつたらもう赤字なんです。

ですから、本当に機械の更新期に助成なりあるいは現在借りている農家負債の金利の引き下げ、こういうことについては積極的に考えていかなきゃならぬだろう、この点についての御答弁を求めて質問を終わります。

○国務大臣(加藤六月君) 農産物価格に占める農具の比率というものはより安くしていくように今後とも最大限努力していかなくてはならない、関係方面とも十二分に意見交換をやりながらやっていきたい、こう思つておるところでございます。そしてまた、いろいろな面におきまして、昭和六十三年度予算におきましても、こういう面に対するいろいろな援助、助成方法等も考えるようにいたしておるところでございます。要は我が国の農業をして、より生産性を向上させるように、

そして品質のいい品物を安定的に供給していくためのものもろの英知と努力を結集してやる覚悟でございます。

○三治重信君 今度大豆、菜種の補助金のやり方で、今までのパリティ方式から生産費方式に変える、こういうことでありますが、私は考え方がずれば筋が通ると思うんですが、筋だと思ふんですが、ちよつと遅過ぎた。非常に遅過ぎた。考えを、これを切りかえるのが、早ければ十年ぐらい前に切りかえておくと、きょう今日のこの円高の経済状態の中で非常に耐えることができただろうと思うんです。

この円高の中でこういうふうな切りかえをやる、午前中同僚の方から北海道の作付が変えるという情報だけであつたというふうに、非常に私はやはり農家としてみれば恐怖を感じるような状態だろつと思ふんです。その大きな原因は、私は円高で農産物の価格が下がる、下がっているときだつたことだと思ふんです。そういう意味において非常にこの切りかえの考え方はいいけれども、これは現実をやつていく上においては非常に困難に思ふんです、農家に対する説明の仕方が非常に難しい問題だと思ふんです。

その一つは、やはりパリティ方式から生産費方式に変えるということは何かつたら、やはりこれは生産者から見れば価格を引き下げられるんだなと、こういうことを感ずる。感じないようには説明すると、今度はこれからやつていく政策が矛盾をしてくると思ふんですね。だから、パリティから生産費方式へどうして変えるんだということがけさから質問になつておるんだけれども、その説明では、これは何といふんですか、市場経済に入る、また外国輸入大豆に対抗する品質のいいやつ、そして何と申しますか、生産費を安くする。

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕  
こういうことには説明つくんだけれども、農家に對して今まで農水省がやってきたいわゆる生産農家に対する手取りを減らさないのだということに

ついでのやり方は全然これじゃ説明つかぬと思ふんです。

そういうことであるわけなんです、よほど私はこの説明のやり方を変えていかなければならぬ、こういうふうな思ふわけなんです、その変える方式をきょうから説明していくとまた同じ説明になるかもしれないけれども、それは農家に対して手取りが減る傾向にいきますよと、これに対する対応策を農家はききんと考えてくださいよというふうな言い方まででなければ、この方式は、私は法律は通るけれども、今度は実際の農家の方とすれば、皆さん方農水省がやろうとするこの大豆の作付面積を拡大しようというやつと逆の方向にこの法律はいくのじゃないか、大まかに考えると逆の方向にいくのじゃないか。こういう心配をするわけなんです。その間の逆の方向に行かぬ歯どめは何を考へるかということになるわけだと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の基準価格の算定方式をこの法律におきまして変更していただくわけでございますので、具体的にどういふ説明をするのか、あるいはそういう意図をどういふふうに表明するのかということが極めて重要な課題であるわけでございます。

まず、私どもは繰返し御説明をしておりますのは、ただいまの先生のお話にもございましたように、時期におきまして現在の状況のとき、いつから実施するかというタイミングの問題があるというお話しのとおりでございます。既に私どもの考え方、この現行法律は二十五年といひます、長期にわたつて実施をされておりました、その間世界的な大豆の需給等も波動的にあつたわけでございます。いろいろの経験を積んでいくところでございます。そういうものの中で一番強調してまいりたい点におきましては、二十五年前と現在の時点というものが、やはりある程度かなり大きな一つは農家の生産条件といひますか、生産構造といひますか、そういう点に変化したといひところにあるわけでございます。その点を第一

的義に御説明を申し上げているわけでございます。

これはかつて大豆生産の農家というのは、生産の観点だけをつかまえますすれば、ほとんどの農家の方々が必死にこれに従事をしてこられたということでございまして、その当時の数字を挙げますれば四百数十万戸の農家の方々がやっていた。ところが今日におきましては百二十万のオーダーになつてきている。これが第一点でございます。

さらに内容的に申し上げますと、需給の關係にも関連をいたしますけれども、これは自家の消費というふうなことが主体になっておりましたところ、販売農家といったような方とというのは未分化であつたと思えます。そういうようなところで今日商品生産といつたようなものが出てまいりました、それがかなり大豆生産の生産性の向上とか、あるいは労働時間のダウンとか、そういったことをリードしていただいているわけでございます。そういう意味で生産構造というものが大きく変わりました今日に至っております。

一方この販売農家といった点をトレースしてみますと、具体的に物売るわけでございます、そういう意味で、かつての二十五年前の状況を、アメリカの大豆とかあるいは中国の大豆との競争条件というものがさらに加わっておりますから、どうしても消費者の方々、あるいは先ほど来議論がありますように、販路拡大といったような点に視点を置きますと、品質の問題といったようなことがどうしても出てまいります。流通の問題が出てまいります。そういうような点からやはりこの中におきまして私どもが唯一に目指すといえますか、唯一にというと語弊があるかもしれませんが、基本的な目指す点というのは消費者の方々あるいは実需者の方々が納得をしてやっていただくというような価格水準、あるいは具体的に好んで使っていただくという品質の問題というふうに考えるところでございまして、その点につきまして私ども説明の重点を考えているところでございまして。

そういう意味で、現実を取り巻く農家の方々の状況といったものは、実需者の良質な品質を求められているということも受けとめていただいておるといふふうに考えておりますし、またやはり具体的な状況におきまして、一方では平均的には百七十七キロという水準でございますけれども、私ども共励会ということを催しますと三百五十キロの農家の方々というのは各地にいらっしゃるわけでございます。

〔理事高木正明君退席 委員長着席〕  
これにつきましては、一方ではコンバインの問題  
あるいは具体的な乾燥の問題というものは関連い  
たしますが、そういう状況からくれば、一つの汎  
用コンバインというものが昨年から実用化されて  
いるというような状況から考えますれば、やはり  
射程距離にかなり水準を上げていくという状況に  
立ち至っているのではないかとというようなことが  
ございます。

そういう意味で、先生御危惧の農家の方々に對する御説明といった点について私ども意を用いまして、現状に置かれております厳しさといひましようか、逆に言ひまして大豆の發展性といひましようか、そういうったような点につきまして農家の方々にも十分御説明をしていきたい、あるいはこれを取り扱つておられる方々というのは系統組織を中心にしておられるわけですが、その方々のルートを通じまして農家の方々にも納得をしていただきたい、そういうふうと考えているところでございます。

○三治重信君 大体私も余り納得ができないんだけれども、それで、大豆、菜種だけだね、農産物の支持価格政策の中で不足払い方式をやっているのは。そうすると、結局不足払い方式をやっているのは、ほかの農産物の方は輸入したやつにみんな課徴金を取って、そして国内品に上積みしてごっちゃごちゃにまぜて、そして売っている。だから、こういうやり方に対してはこれはだんだん私は国際的な市場開放を迫られると思うんですね。日本の農業に対する、バレイシヨでもカンシヨで

も、それから、後でこれは聞くんだけど、砂糖でもでん粉でも、これは開放を迫られたときの対応というのは、それはちょっと対応できぬのだからと思うんだが、これから日本の農業で、開放経済の中で生産を奨励し、維持して対抗していくためのいわゆる農業価格政策というのは、私は、この不足払い方式をやって、そして農家に生産の拡大をさせて、そして両方から経済的にペイするような努力というものがあって初めて開放経済に對抗される日本農業が成り立つと思うんです。

そういう中で、パリティ価格というものが農産物の国際化というものをやっていく場合における主な障害と考えられた理由は、さっきの説明と逆なことなんだと思うんだけど、それ以外に、パリティ価格の決定ではなくして、農産物の国際化における流通を国際価格並みにしていって不足払いをやつていこうという場合のパリティ価格では、どうも都合が悪かったということは、先ほど言われた理由以外に何かありますか。

（政府委員（浜口義昭君）） これは繰り返すように、  
 ございますけれども、一番の基本は、このパ  
 リティというものを基本といたしますか、参酌方式  
 でいつた場合に、やはりその基準年度の生産状況  
 といひましようか、あるいは生産構造というもの  
 を前提にいたしまして、それにスライドをして価  
 格を決めていくという状況がある場合には、この  
 パリティの方式というのは極めて有効であらうと  
 いうふうに考えております。そういう意味でこれ  
 まで二十五年間といひますか四半世紀実施をされ  
 てきたわけでございます。やはりその基準自体と

いったものと現状の問題が変わっていく場合には、バリエイ価格方式といったようなものにつきましてはやはり欠陥があるというふうに言わざるを得ないと思います。

そういう意味で、繰り返すようでございますけれども、しからば、じゃ、どういう点に重点を志向してやるかということにつきましては、現在の生産構造あるいは流通構造から求められておりますのは、より一層の、諸外国に対抗し得る足腰の

強い生産性の向上といえますかコストダウンであり、さらにまた良質の生産をよりつくりやすいような価格体系というものではなからうかというところでございまして、その二点に絞りましたお話を上申上げているところでございます。

○三治重信君　そこで、生産費を低下さしていくというのは、こういうような土地利用型の耕種農業だとか耕地面積を拡大する以外に生産費低下の方策はないと思うんですね。だから、農林省から出していただいたこの資料でも、北海道と内地とえらい生産費が違う。それから水田と畑作とえらい違うのはどういうことか。そうなりますと、水田の転作に大豆をえらい奨励品目の中に入れていえるのだけれども、畑作よりかえらい生産性が低い。これに対して縮める方策というものは、水田の大豆の生産性向上、同じ面積当たりの生産性向上の対策というものはどのようにしておられるのか。

それで、まとめて聞きますが、交付金の中に価格奨励金というのが入っておるね。生産振興奨励金というのが入っている、価格の中に。これは非常におかしいと思うんだけど、しかし、こういう奨励金の使い方、農家に余計つくつたら奨励金を出す、少ないやつには出さぬという、一つの生産費の調査を二十アール以上のところでやるというようなことになれば、そういう一定の作付規模以上の農家に対して生産奨励をやるけれども、こういうように小さいごちゃごちゃしたやつは、生産奨励金なんというのは、補助金なんていうのはやめる方が私はいいい、こういうふうに思うんですが、どうですか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の点は都合三点あろうかと思ひます。

まず第一の点は、生産基盤を拡大していくことが王道ではないかということでございます。この点につきまして、大豆の一戸当たりの耕地面積は、六十年あたり見まして全国平均でいきますと、わずかに七アールでございます。確かにこれと先生御指摘のように北海道で六十七アールございます。そういう大きいところもございますけれども、



れども、基本的に申し上げまして零細だということとでございますので、現実には生産力の一つの指標として出てまいっております汎用コンバイン、大豆のコンバインあるいは乾燥施設というような点を考えますと、やはり規模は大きくなるべきである、なるような技術的な状況があるというようなこととございまして、やはり少なくとも作業単位というものを大きくしていかうというような方式がどうしても必要だというふうに考えます。

その次にこれに派生する問題といたしまして、先生、これ今の御指摘のとおりでございますが、大豆の場合には極めていろいろな意味での格差があるわけでございます。地域間の格差もありませんし、さらに田と畑の格差が大きいとございまして、そういった場合におきましては、やはり水位といえますか、水田の水位の問題がかなり大豆の根に対する悪影響を与えるということから、収量に対する影響あるいは生産費の増高というのにつながらずと、やはり排水改良といいたしうか、排水をしやすくするという点が重大になろうかと思えます。そういう意味で田畑輪換という作付を頭に着きつつ、土地改良あるいは小規模土地改良といったようなもので、土地基盤の条件で排水改良を追求していくということが第二の問題であらうというふうに考えております。

第三の問題は、いわゆる奨励策の奨励振興補助金でございます。これはこの大豆の振興等におきまして、低迷してまいりました大豆の生産振興のために奨励金を別額で出したわけでございますが、その後この基準価格の中に振興奨励補助金を織り込むという形で麦と同様に納入したわけでございます。そういうことと関連をいたしまして、その時点からやや上向きの生産振興がなされました。

その後、転作といったようなことで、この大豆の振興が図られたわけでございますが、結論的に申し上げます、やはり奨励金の問題については、この中に、基準価格の中に入れたということ

が現実の問題でもございまして、そういうものの中で、農家の方々に実際に大豆を振興していただいたということもございまして。したがって、奨励金を含んだ基準価格の水準といったようなものが、私も今後の基準価格を考える場合の一つの前提になるのではないかとこのように考えるところでございまして。

○三治重信君 もう一つは、日本の生産性を上げるためには品種の改良だと思ふんですね。米は非常に品種改良でよくできているんだけれども、日本このやり方で大豆の品種改良というものがどういうふうに行われているのか。これはよほどやらぬと、耕種農業をやっている、米、麦に匹敵するような生産増強をやらうとすると相当品種改良をやらなさいかぬと思う。その中で、法案の先ほどの質問にもあつたけれども、こういうような原料の問題に銘柄とか種類なんというやつを法律に書いてやるのは余り意味ないと思うんだけれども、製品になつてしまえば、つくれば皆一緒になつて、あるいはいい品質のものとか余計なもので、あるいは結果として、一等、二等、三等、特等とかいうぐらいだけでいいんで、銘柄とかなんというふうなものでも品種改良の中へ余り取り入れぬ方がいいと思うんだが、種類ね。それどうなんですか。

○政府委員(畑中孝晴君) 大豆の品種改良は、現在在国とそれから県の試験場でやっておるわけでございます。先生おっしゃいました多収性、できただけたくさんとりたいという、それからまたこの高たんぱく品の品種というふうなそういう品質、それから大豆の場合には非常に病害虫が多いものですから、そういうものに耐える品種、そういうものを今そういう国立の試験場でつくつておる。現在大体五十五年前後の品種、そのころにできました品種が今主力の品種になつて流れておるわけでございます。

今の銘柄でございますけれども、やはり我が国の場合には、大豆の場合ですと日長、日の長さに

よつてかなり感度が違いますので、余り一つの品種で全国をカバーするといふわけにまいりませんので、ある程度品種の数というものをたくさんつくりますと、全体のいろいろな立地条件に応じてつくるべきでございまして、そういう意味で品種改良をやっておるわけでございます。稲に比べてというお話がございましたけれども、県も入ればましてかなりの人数を割いて品種改良をやっております。特に六十二年度からは大豆とかあるいは麦とか、そういったものの品質のいいものを重点的に早い時期につくつていこうということ、新しいプロジェクトも発足をさせたところでございます。

銘柄ということになりますと、その産地、同じ品種でも産地によつてでき方が違いますので、そういうものも取引のときの一つの材料になるのだからと思ひますが、私どもの方は、いわゆるいろいろな特性を持つて農家の人がつくりやすく、また利用する方がいろいろな目的に応じて使えるような、そういう品種を出していくという方が仕事でございます。いろいろなものを工夫して出しておるわけでございます。特に最近、みそとかあるいは豆腐というところだけではなくて、納豆用の品種というふうなことで、六十二年度に新しくコズという名前前の品種を出しましたけれども、これなどは放射線を利用した新しい育種法に基づいた品種でございます。そういう用途に応じたものを研究開発しているということでございます。

○三治重信君 これは先ほどの質問との関連があるわけなんですけれども、現在大豆の単位面積当たりの所得、収穫と言ふんですか、収益と言ふても同じようなものなんだろうが、一部の解説によると水稲の三分の一、麦の二分の一、労働時間には麦の二倍から五倍を要している現状だと、こいうふうになつていっているわけなんです。そうすると同じ単位面積でありながら大豆をつくと麦の二分の一しか収益が上がりぬ。まあ水稲は制限されているからこれはわからぬが、麦との比較において

てもそういうことだということになると、少なくとも当面は麦と同じような収益性を確保していかぬと、不足払いのやつだといふと、財政当局からも指摘された場合にとらうと、それはどう考えますか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘の点は、具体的な数字的に申し上げれば、単収にかかると問題であらうかと思ひます。具体的に出てまいります例えは水稲の場合の単収五百キロ近い、それにおきまして、同じ広さのところに大豆を出しても重量的には百七十七キロというふうなことでございまして。そういう状況におきまして値段がスライド的に決まるということでありまして、おっしゃるような収益の格差という形になるわけでございます。

そういう状況におきまして、一方大豆自体を見てみますと、先生これのお話がございましたので、北海道と内地といふんです、都府県の場合かなり違いますし、田と畑も違つております。それで地域間あるいは作物の使用の仕方というふうなことでもかなり違つていっているわけでございます。もちろんその米のところまでいくというのは平均的にはなかなか難しいところでございますけれども、私どもが関与しております共励会というものがございまして、品評会、コンクールみたいなものをやっておるわけでございますが、そこにおきまして各地域でかなり広い面積で反当三百五十キロというふうな大体倍半分の違いのあるような生産性のすぐれたといひましようか、収量を上げていける農家があるの地域で輩出をされているわけでございます。

そういう状況にかつて加えて、先ほど事務局長からお答えをいたしましたように、品種の改良が進みます、あるいは機械といったようなものの奨励策ということで、ごくごく直近の昨年からコンバインというものの実用化されるというふうな状況でございますので、そういうことと相まちますれば米にあるいは麦に近づけるような生産性を上げていくということもできるということでございます。

して、反当の上でもかなり篤農家の方々はそのだけの数量を上げていただいております。そういうことで私もそれを普及という組織の中で広げていこうという努力を今後も続けていこうというふうに考えているところでございます。

○三治重信君 まあひとつしつかりと、この大豆、菜種の開放市場の中で生産をどういうふうにして維持していくかというところは非常に試金石だろと思うんです。これはだから生産をふやせば財政事情とぶつかると、それから財政事情から押さえていけばせつなく重点の作物としてやろうとしたのが農家の方がついて来ぬようになるし、そこで本当の苦勞が始まるんだね。よほど何と言わんでも、単位面積拡大と今おっしゃったようないわゆる高収益農家をとかく育てていくということにひとつ全精力を挙げてもらいたいと思えます。

最後に一つ。だからこういうような大豆、なたねが先行していくと、てん菜、サトウキビ、カンショ、パレイシヨ等のパレイシ方式の価格決定というものが今行われているわけなんだが、こういうのも生産費方式に変える考え方はあるのかないのか。またさらに、これは今のよう不足払い方式に転換、これは相当な財政事情を要するわけなんです、そういうようなことについて検討が行われているのかどうか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御質問がございましたように、現在甘味資源につきましてはいわゆるパレイシ方式での価格決定を行っておるわけでございます。先ほど来農畜園芸局長からいろいろ御説明申し上げましたとおり、大豆とそれから甘味資源、すなわちてん菜、サトウキビ、でん粉用の芋等との生産流通の事情はかなり違っているわけでございます。大豆は全国的な生産が行われておりますし、その中で大変な構造変化が進んでおるといふことでございまして、これが今回の改正の重要な要素であるわけでございます。

他方、てん菜、サトウキビ、それからでん粉用の芋につきましては、てん菜につきましてはその

産地は北海道に限定をされておりますし、またサトウキビにつきましては沖縄と鹿児島県の南西諸島に限定をされておるわけでございます。またでん粉用のパレイシヨも北海道、あるいはカンショは鹿児島県がほとんどである、こういうようなことでございまして、そのあたりにつきましては大豆とはかなり事情が異なっておるわけでございます。また甘味資源につきましては、生産はたいていま申し上げましたいろいろな農作物から生産をされるわけでございますけれども、消費の形態となりますと、同じ砂糖でございますとか、あるいはでん粉から生産されますいわゆる異性化糖というようなことで流通、消費の形態のところはかなり重なり合がある、こういうような事情があるわけでございます。このようなこれらの作物の実情にかんがみまして、私もどなたもいたしましては現行方式のもとで生産性の向上とその価格への反映に努めてきておるわけでございます。今後より一層そのような方向で運営の改善に努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 大臣にお尋ねしたいと思えます。今回の改正の目的をまず見た場合に、抽象的に本当にこの改正の意図がどこにあるのかという力点が浮き彫りにされていないのではないかと、そういう感じを抱いております。例えば生産性の向上と財政負担の軽減、自給率の向上云々とありますけれども、我が国の農業の実態、あるいはまた農産物の輸入の状況、そして国民生活のいろいろな面から考えてみました場合に、どうしても自給率の向上ということがもつと具体的に強調されなければいかぬじゃないか、こう感じてなりません。大臣いかがでしよう、その点は。

○國務大臣(加藤六月君) けさほど来お答えいたしましたところでございますけれども、提案理由の説明に申し上げましたような趣旨でございます。一層の生産性の向上、品質の改善、これをよりはつきりさせるために今回の法律案を提出したわけでございますが、それを通じて、これまた同じくけさ

ほど来いろいろ議論されておりましたが、食用大豆、伝統的な我が国の大豆にかかわる食品というもの、自給率、豆腐、あとみそ、しょうゆが約一〇%、納豆が二〇%前後でございますが、これらのものの自給率をさらに上げるというのがある面では究極の目的になってくるわけでございますけれども、具体的にそのことは先ほど、午前中來申し上げましたように、生産性の向上、品質の改善というのを通じてできるという意味でございますのでよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○喜屋武眞榮君 私が最初にその点を申し上げました意図は、今日長寿国日本と言われている。その長寿国日本の国民生活のいわゆる日本型食生活ということが今国際的にも養望的になりつつあるわけですね。その点から日本型食事のまた中核をなすものは大豆が中心であると私は思っております。大豆が不可欠の食品である。

こういう点から今度は特に最近栄養食品という面からのパレイシに富んだ内容を持っておりませんが、特に最近栄養食品という立場からと、今度は健康食品という、この面が最近特に強調されております。ただ栄養価値があるだけじゃなくて、本当に人間の、そして日本人の命を、健康をつくる健康食品である。こういう点からと、それから日本の農業経営の面から見た大豆の位置づけですね。合理的な輪作体制の確立とか、そういう面から大豆の持つ意義というのが、使命というのが非常に大事な、重要な面あるわけですが、それが果たしてそれに沿って裏づけられつつ、広まりつつあるかということに対して考えた場合に、前途ほど遠し、こういう実感を持つわけでありまして、生産の実態からさらに眺めた場合に、国民生活の中にながらゆる消費の面からの総需要量というものは増加しつつある。すばらしい勢いで消費需要量、国民の食生活に対する理解と関心、健康に対する理解と関心から大豆の消費量が非常に高まりつつある。けれども、需要量が増加する一方、大豆の国内産の量が逆に終戦

後の傾向を見た場合に減っております。例えば昭和三十五年では二八%、それから昭和五十二年には三%に自給率がダウンしておる。ごく最近では少しアップしつつあるわけでありまして、このようなことも、いわゆる需要量が、国民の消費量が多くなったということは、結局国民、国土の、国内の増産に伴うべきでありますけれども、結局外国輸入に助けられておる。ところが、その外国大豆と国内大豆とのまた内容の比較からしますと、日本の大豆が栄養あるいは健康の面からははるかにいいと言われているわけなんです。

それならば、ますます国内自給を高めていくってこそこれにマッチする、国民要求にこたえていくわけでありまして、その国内産量が減少の一方、ところが、総需要量は増加しつつあるというこの矛盾ですね。アンバランスからも私はそこに疑問を持っておるわけでありまして、そういう目標あるいはこの呼びかけに対するアドバランを上げたが実際内容は伴わぬじゃないかと、こういう矛盾を感じる。ここに日本農政の厳しい反省がなければいかぬじゃないかと、こう思われてなりません。そういう点から私最初この問いを發したわけでありまして、もう一遍ひとつ私のこの提言に対して、指摘に対してひとつどう思っておられるか答えていただきたい。

○國務大臣(加藤六月君) 具体的には局長からお答えしますが、まあ昔は我々は田のあぜにこの大豆を植えておったときがありまして、稲作の稲を植えるときにあぜをつくりまして、そしてそこに一定の間隔をくわの先で穴をあけて大豆を植えて、その上に焼いたツクモを置いていった。あれが一时的にはゼロになったわけでございますが、私はその間における生産量の推移あるいはこれに伴う自給率というのを考えるときに、全国の田んぼのあぜに植えておったあの大豆の量というものが意外に大きかったんだなということをしみじみ感じておるわけでございます。そういうあぜに植えておった方式から、農家が

正式に所得の対象として、そして大豆を販売するために植えるという方式に変わってきました。そういう過程においていろいろな変化があります。したがって、今回の法改正というのは、今先生がおっしゃったような問題すべてを含んで、これから基本的には大豆の生産向上、質の向上を図りながらやりますという、ひとつの意気込みにもなっているのではないだろうか。

それからもう一つは、日本型食生活ということ、私も実は農林水産大臣を仰せつかって、一体日本型食生活というのはどういうのを言うんだらうか。諸外国へ行っても随分日本料理屋もふえ、また日本食に対する諸外国の人々の関心と、あるいは普及というのが急激に深まってきております。それはけさほど議論されました植物性たんばく質を中心とするのかどうか、あるいはそれ以外のいろいろな要素もあるでしょうが、戦後いろいろな政府、国会、国民の努力によって世界最長寿命に我が日本がなったという、これにはいろいろな要因もあると思います。しかし、その中にある面では食べ物に豊富になり、そして安定供給されて、いわゆるさらにこれが進んで飽食の時代とまで言われておるわけでありすけれども、そういう中で一貫してやってきたのは、ある面では日本型食生活であると、こうも思うわけがございます。

そういうものも含んで今後私たちは総合的に判断しながら、日本の国民の長寿、健康という問題、さらにはこれらをまとめて世界の国民の健康増進に資するような日本型食生活というものの一層PRをする必要があるのではないのか。そういう中で、私も学者ではございませんが、植物性たんばく質あるいは大豆というものが、動物性たんばく質とどう我々の寿命あるいは健康に影響があるのかどうかというのはいわゆる、これは幅広く研究していただく必要があると考えております。

何はともあれ、いろいろな変化が我が国の食生活、あるいは特にこの大豆をめぐるものではあつ

たわけでございます。今のような問題、あるいはまた外国からの問題としては輸入禁止に遭って大変慌てふためいたときもあります。こういうものを経ながら着実に経験を踏まえて、これから我が国の国民の食生活、伝統的といえますと、余り日本型食生活といういろいろな問題が起ってくるんですが、日本人の好きなみそ、しょうゆ、あるいは豆腐、あるいは納豆、納豆は関西の生まれです。実は東京へ出てくるまで食べてなかったのではありませんけれども、こういう物を中心にこれらの本場の自給率を上げていく、あるいはこれらの普及を図っていくということは、政府としても今後大いにやっていく必要があると思います。

○喜屋武眞榮君 余談になるかと思いますが、い機会であります。実は長寿国日本国の中でまた長寿県は我が沖縄県でございます。その沖縄県民生活の食生活の中で、いわゆるごちそうという名のつく食べ物の中は、特に抜いてはいけないう三つの要素があります。沖縄でございましてあげようという場合のそのごちそうの中に中身が三つあります。三要素と言っております。その一つはそこちそうの中、お料理の中に豆腐が入っております。お料理の中、豆腐は昆布が入っております。三つにはお肉で、お肉は沖縄では豚肉が主でございますが、だから豆腐と昆布と豚肉、そのほか合わせの十品、何品か入ります。それが、いかなる場合でもその三つの要素が入っております。これを三要素と私は言っております。そのうち豆腐と豚肉と昆布とが、いわゆる大豆というものが、非常に県民生活のこれは昔から伝統的に食生活の豆腐というものは非常に大事にしております。いい機会でありますので申し上げておきたいと思っております。

そこで次に、沖縄の大豆の問題に触れたいと思っておりますが、沖縄におきましては、この大豆とサトウキビとカンショ、この三つが適当に組み合わせられていわれる輪作物として地力を維持増進するという大きな寄与をして、これが沖縄農業のまた姿でございますが、ところが、この戦争を契機に

して大豆の生産が減少した。これはもう戦争にいつなる基地の問題、そして農業開発の問題、そういった点から沖縄の農業形態が大きく変わってきおるわけでありまして、その輪作物体系が崩れて、そして農業生産の粗放化や単作化が進行しまして、あるべき姿がぶち壊された格好になっておるわけでありまして。

そこで、沖縄県における大豆生産の推移は、特徴的な面を申し上げます。昭和三十年の統計を見ますと、作付面積が六千七百七十三ヘクタール、そして収穫量が七千七百七十三トン、これが昭和三十年の統計でございます。昭和六十年、一昨年の統計は、作付面積が五ヘクタール、収穫量が六トン、このようにもうゼロに近い。ところが、これは人為的に生産農家が、沖縄の農家がそれを求めたものではございません。こういう現状に落ち込んでおるわけでありまして、大臣、沖縄における大豆生産の振興対策について政府はどのようにお考えであるか、伺いたい。

○政府委員(浜口義晴君) 沖縄県におきまして食生活の面で、今先生お話しのように大豆生産の生産物である豆腐というものがかなり大きな位置を占めておるというところでございまして、今の点に關連をいたしまして先生御指摘の沖縄県における大豆の生産の推移ということにつきましては、これも数字で御説明いたしたところでございまして、私も数字を御説明いたしましたところでございます。私どももいたしまして昭和三十年後半の段階というところから四十年あるいは六十年、現状におきまして、六十年現在で作付面積五ヘクタール、収量五トンというところでございまして、現在はほとんどが自給的の生産の状況で行われている、あるいはサトウキビの前作として作付られているというふうな把握をしておりますのでござい

ることによりまして地力の維持、あるいは培養といったような観点から後作の生産の安定に寄与したということであつたと思つております。大豆の作付は、その後パイナップル及びサトウキビの作付増加に伴いまして急速に減少をしてきたというのが具体的な作物の移動から見られるような推移であろうかと思つております。

この場合に、私もいたしましてやはり午前中のお話にもありましたが、畑作物にありましてはやはり輪作によりまして地力の維持増進というのがどうしても図られなければならない、それが極めて重要であるというふうな考えをいたします。大豆を含め、現在基幹作物となつておるサトウキビなどの作物に組み合わせるのに適当な作物を、一方で輪作という関係から言えば、組み合わせる輪作を実施する形によって畑作の振興というのを図っていかねばいけないということだと思つております。この大豆のかわりといつては問題があるかもしれませんが、適切な作物という形で、野菜とか芋類とか飼料作物の導入が行われておるわけでございます。それが今日の姿でございます。

この大豆は、もう一方作付条件の問題というものをみてみました場合に、大豆の栽培適温というもの、具体的な大豆の世界的な状況から見まして一応二十度から三十度と言われておるわけで、高温下における栽培については十分虫害であるとか干害の障害といったようなものの発生を防止しながらやっていかなきゃいけないというふうな、特に注意を必要とするものではないかというふうな作目上の特性から考えるものであります。

一方、国産大豆の生産については、実需者から品種の向上等が強く求められております。そういったようなことを勘案いたしますと、やはり沖縄県におきましてこの趨勢、減少の趨勢ということを実際のかなり厳しく受けとめていかなきゃいけないのではないかとこのように思つておりますが、私どもはこういふ事情を十分踏まえて、大豆が作物の上、先ほどから日本型食生活といったような意味においての重要性ということは私どもも極

めて強く認識をしておりますが、大豆が一方では生産の上での地力維持作物の一つであるというようなことも勘案いたしますと、適正な輸作体系を確保する上で、沖縄県におきまします気象条件そういったものを十分注意しながら、沖縄県におきましても安定的な大豆作が行われるよう、沖縄県当局とも十分相談しながら振興策を模索してまいりたいというふうに考えるものでございます。

○喜屋武眞榮君 今おっしゃる方法でひとつ具体的に前向きで啓蒙、指導、実現をしていただくよう期待いたします。

時間が参りましたので、次に、これは大臣に、特に差し迫った国際的な自由化の問題、そして制限品目の問題、それとも関連して、沖縄の基幹作物は申し上げるまでもなくサトウキビとパイナップルであります。ところがここで考えていただきたいことは、結論はそれだけ申し上げれば賢明な大臣お察しだろうと思いますが、私が特に余りそこまではお気づきになっていないのじゃないかという点をぜひ申し上げたいのでありますが、狭い沖縄の土地では、基地に接収されて金網に囲まれて、その余白に農業をしておる。そうすると、作物のよく実る土地は金網に大分接収されて、基地に接収されて、その金網外の土地に基幹作物であるサトウキビを栽培しておる。ところが、基幹作物のまた一つであるパイナップルは山の手を開拓して、開墾して、そこにパイナップルを栽培しておる。こういう形で沖縄の基幹作物、しかも亜熱帯農業という立場から、サトウキビにしても奄美大島、一部本土にもあるわけですが、ほとんどと言ってもいい、サトウキビも県単位では沖縄。そしてパイナップル、これはまた日本では沖縄県のみである。その大事な、国民生活にとっても必要欠くべからざるこの基幹作物は、そのような形で細々と営んでおる。そして毎年シーズンになればキビ代をどうしてももらいたいとかパイナップルをどうしてももらいたいとか、必死になって私も訴え、生産者農家もパッカーの皆さんもお百度を踏んでおられる。この姿を大臣あるいは政府の皆さんはど

うお考えだろうかと思うわけであります。そこで、今後のあの十二品目をめぐる日米関係の見通しとこれに対する日本政府の方針をお伺いしたい。特にパイナップル缶詰についての政府の考えを明らかにしていただきたい。まずそれを伺いたい。

○国務大臣(加藤六月君) 先般といつてもやや前になりますが、沖縄の関係者の皆さん方が大挙上京せられて、アメリカ大使館その他にも猛烈な運動をされ、その中で特にパイナップルは米軍政府が指導して戦後沖縄で始めたものである、それを今になって自由化するのは何事だというまでの強い要請が行われたことも私は十分承っております。

問題の十二品目につきましてはいろいろ各方面に報道されておるところでございますが、現在パナールで審査が進行中でございます。我が国としては、二国間協議による現実的な解決を図りたいという立場に変わりはございません。先般も真木経済局長を訪米させまして、二国間協議に際するよう米側と話し合いをさせたところでございます。アメリカ側としては、二国間協議の場合には全品目段階的自由化、いわゆるオール・フーズ・アウトの原則を強く主張しておるところでございます。また一方、パナールの場における結果、結局といえますか、も予断を許さないものがある、こういうところでございますが、十二品目の重要性、必要性、あるいは地域農業、地域経済に及ぼす問題等々全体を含めまして、今後とも精力的に、パナール並びに米政府に理解と納得をしていただくように頑張っていく覚悟でございます。

○喜屋武眞榮君 そこで、機を逸せず援護射撃をいたします。

繰り返すようではありますが、このパイナップル缶詰の輸入枠の拡大、それから缶詰加工を目的とした冷凍パイナップル輸入増加の問題等々、国内生産が大きく圧迫されつつある現状であります。さらにパイナップル缶詰の輸入自由化が進行されるとするならば、沖縄におけるパイナップル生産

はもちろんのこと、関連産業、ひいては沖縄の経済、雇用情勢、失業、雇用の問題に甚大な被害を及ぼすことが予想されます。そこで、少なくともパイナップル缶詰に関しては今後とも輸入自由化を行わないという政府の決意を持ってその方向に実現していただきたいということを、繰り返すようでありまして、先ほどの大臣の御決意もお聞きしてほっといたしておりますが、しかし、なつてみないとわからぬというのが私の警戒心であります。

最後に、基幹作物であるパイナップルの問題、サトウキビの問題、特にサトウキビの問題については、従来パナール方式を生産費・所得補償方式へと十年一日のごとく繰り返し繰り返し訴えてきました。が、実現しませんでした。先ほどの三治委員の御質問によって何か明るい曙光が、パナールから生産費方式の方向へ進めていくという御答弁がありました。また間違った方向に進めていたのだきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御質問がございましたサトウキビの価格決定の方式でございますが、ただいま御質問ございましたようにサトウキビにつきましてはパナールを基幹とする方式をとっておるわけでございます。この点につきましては先ほど三治委員からの御質問に対しましてもお答えをしたわけでございますが、砂糖の場合には、同じ砂糖を生産いたしますのに、てん菜とサトウキビと両方あるわけでございますし、また、芋からとれますでん粉、それをさらに加工いたしました異性化糖と用途においてはほぼ競合する部分がかなり重なっておるわけでございます。

かような実態から申しまして、私どもは、現行の方式というのはこのような砂糖の生産、流通の実態を踏まえておるというふうな考えをしておるわけでございます。現在の方式のもとで生産性の向上の促進とその価格への反映に努めてきていくわけでございますので、今後そのような方向で運用の改善に努めてまいりたいというふうに考

えるわけでございます。

○委員長(阿部三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま北修二君が委員を辞任され、その補欠として永田良雄君が選任されました。

○山田耕三郎君 私は、ただいま審議中の大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案は未確定な部分もありませんが、大豆研究会の御報告にも指摘されておりますが、大豆研究会の御報告にも指摘されておられますが、その真意は政府の財政負担の軽減を意図するものであり、このまま施行された場合には大豆、菜種作農家の崩壊につながるかねない心配をしております。その立場から質問をいたします。

第一点は、政府は我が国の食糧政策上、国産大豆、菜種の位置づけをどのように考えておられるのかについてお尋ねをいたします。大豆研究会の報告にもありました、ただいまの質問にもございましたように、国産の大豆は栄養価の高い食品として古来から日本人に親しまれ、特に米飯の副食として摂取するときには多様な栄養素をバランスよく吸収することができ、最近見直されつつあります。日本型食生活には欠かすことのできない食品どころか、単に栄養食品としてではなく、健康食品としての価値も高まってきており、わけでも成人病の原因の一つである血漿中のコレステロールを低下させる作用を有しておりますところから、お米の消費量が減り続けております現状にもかかわらず、食用大豆は消費量を年々増加しており、昭和二十五年対比、約四倍になっております。また、経営面から見ても、畑作においては地力の維持培養作物としてすぐれており、連作障害の回避の点からも合理的な輸作体系を確立する基幹作物であります。水田作においては重要な転作物であり、農地の有効利用と農業所得確保に寄与をいたしております。

以上のとおりであります。現実には生産は停

部さみであり、生産現場には余りにも不安材料が多いように見受けられますが、我が国農政の中における大豆、菜種をどのように位置づけておいていかなるべきか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(浜口義晴君) 先生今御指摘のとおり、大豆につきましては大豆研究会の食生活の面から見た大豆の位置づけという点、あるいは農業生産の面から見た大豆の位置づけといった点にありまますように、大豆につきましては植物性たんばく資源あるいは油脂資源といったしまして国民の食生活上欠かすことのできない重要な農産物というふうにお考えをしております。また、農業生産面におきましても、大豆におきましては輪作体系を構成する基幹作物といたしまして、または水田農業を確立する上で重要な農作物であるというふうにお考えをしております。このように大豆の国民食生活及び農業生産の重要性は今後も、将来ともますます高まればこそそれを変えるものではないというふうにお考えをしております。

特に昭和六十二年から開始されております水田農業確立対策におきましては水稲と転作作物の合理的な組み合わせによります地域輪作農法の確立を推進することとしておりますが、これによりまして水田利用の高度化と水田作農業の生産性を旨とするということとしてございまして、大豆は水稲、麦と組み合わせの上での合理的な輪作体系を確立する上での基幹的な作物であらうというふうにお考えをしております。したがって、いま申し上げて、従来以上に重要な役割を果たすものとお考えをしております。

他方、菜種につきましても、水稲と転作作物の合理的な組み合わせの中に取り入れる条件が整いつつあるというふうにお考えをしております。

ところで、大豆及び菜種の現状というものをみてみますと、生産性の向上等が立ちおくれいているというところ、あるいは地域間の格差が他の作物に比べてましてかなり高い、大きいということが考えられるわけでございまして、内外の価格差の拡大に伴いまして財政負担の増大しているということ

も問題の一つとして我々大豆作等の問題の直面している大きな課題でございまして、このため今後の大豆及び菜種の生産にございましては、構造政策あるいはその他の生産振興対策の推進によりまして生産性の向上あるいはコストダウンを図るとともに、現実的にこれを扱っておられる実需者あるいは消費者のニーズに応じた良品質の大豆及び菜種の生産流通を促進いたしまして、国内生産の確保及び健全な大豆及び菜種作農家の育成に努めていかなければならないと考えております。

○山田耕三郎君 たいだいま指摘されていただきましたように、農林当局としましては極めて重要に位置づけられておいてございまして、しかし政策運営の中で果たしてそのようになっておりますのかどうか、昭和五十五年閣議決定の「農産物の需要と生産の長期見通し」との関連においてお尋ねをいたしたいと思っております。あわせて国産大豆の生産の現状と課題について所信を求めます。

まず「農産物の需要と生産の長期見通し」の中で大豆の部におきましては、食用需要の過半を国内産で供給することを見込み、作付面積は基準年、すなわち昭和五十五年十三万ヘクタールの約六割増、生産量は基準年、すなわち昭和五十五年十九万トンの約二・二倍を見込むとあります。目標年次は昭和六十五年のことであるので、三年後はありますけれども、九年を経過いたしておりますので、おおむねの推測はできます。生産量におきましては達成率二四％、生産面積におきましては達成率わずかに一％であり、その上近年面積の推移は停滞を示しており、過半を国内産で供給する見込みは大きく崩れておりますし、閣議決定事項の權威は別といたしまして、この政策を続ける限り生産が伸びるどころか食糧に関する重要な施策が空文になってしまつておるようで今後のことが心配をされますが、これらはどのように展開をして目標年次に到達しようとしておいていなるのかをまず開陳をさせていただきたい。

確かに我が国の大豆、菜種の生産には、構造的にはもちろん、生産者の意欲においてもいろいろ

の問題点があり、供給問題解決の困難なことは理解ができます。しかし日本が専ら製油原料としてではあります。国内需要の八〇％までを輸入しておりますアメリカで、つい先年すなわち昭和四十八年六月に大豆の輸出規制が実施をされまして、豆腐騒動が起りました。苦い経験を持っておりますことから考えて供給問題はよろそかにはできないと思ひます。そういうことは生産の問題と直接関連をいたしますが、今日生産上の問題点として一般的に次のようなことが挙げられております。

第一点は、北海道の畑作地帯を除き、自家消費主体の栽培であつたために生産性向上に対する意欲が低い。二つ目には、新品種の育成及び栽培技術の低位性。三つ目には、作付規模の零細性と圃場の分散。四つ目は、品種の多様性と集出荷単位の零細性。以上がまず一般的な原因で作業の合理化や流通コストの低減が阻害をされております。で、この阻害要因は、ひとり生産者だけの責めに帰せられるものではなく、生産者団体や行政もその責任を感じてもらわなければならないことは当然であります。

以上の問題点を克服して、競争力のある大豆、菜種作農家の育成が果たして可能だとお考えになつておられますのか、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(浜口義晴君) たいだいま先生御指摘の点は、六十五年の見通しについて大豆の現状がどこら辺まで来ておるのか、そういう形で数字をお挙げになられたわけでございまして、私どもの具体的な数字は先生の点の作付面積あるいは十アール当たり生産量等々同じだというふうにお考えが、繰り返して申し上げますと、六十五年の見通しにつきましては、作付面積は二十一万ヘクタールでございまして、六十一一年の状況というものは約十四万ヘクタールというところでございまして、これは六六％の達成をしているというふうにお考えをしております。一方、十アール当たりの収量というものは六十五年の見通しが二百二キロということ

でございます。したがって、この十アール当たりの面につきまして六十一一年の数字百七十七キログラムは八八％の達成率ということになるかと思ひます。生産量につきましては六十五年の見通しが四十二万トンでございまして、これにつきましては低うございまして二十四万五千トンというものが六十一一年の達成率でございまして五八％というところでございまして、

私どもの考え方といたしましては、この六十一一年の状況という数字でございまして、先生御指摘の六十五年の間はむしろ四年という形でございまして、こういう一応の見通しというところで政府が掲げたものでございまして、それに対する努力を今後とも傾注していかねばいけないというふうにお考えをしております。

さらに先生は、現実のいろいろの生産が伸び悩んでいるというように点に關連しての原因と申しますかボトルネックの点についてのお話でございます。私ども、先生お挙げになりました四点につきまして、先生のおっしゃるとおりだということに思つておまして、そういう意味におきまして、大豆の生産の諸施策といったようなものを総合的に講じていく必要があるというふうにお考えをしております。

この点に關連してつけ加えてさせていただきますと、やはり生産の構造といったものが、繰り返す結果になりますけれども、地域間の格差というものが大きいというのが、他の作物、特に稲作との比較で言えることとございまして、北海道の畑作地帯と都府県の田の大豆といったようなものの生産性の格差、あるいは地域間におきまして私どもの持つております優良事例といったものと平均の格差というものが極めて大きいわけでございまして。相対的にも大きいわけでございまして、現実におきまして、稲作につきましては構造政策、生産対策等におきまして各般の施策が傾注されましたけれども、これにおきまして、大豆の生産の過程におきまして、あるいは作付の問題、あるいは収獲の問題、あるいは乾燥等の調製の問題についても、





る植物性たんばく大豆の重要性等については、もう十分に御議論をいただいたところでございいます。そしてまた、けさほど局長が発表といたします。お答え申し上げた中に、本年度水田農業確立対策におきまして三五%大豆作付面積がふえたというようなこと等もあるわけでございいます。そういう中で、本法案を提出いたしました趣旨を繰り返し申し上げてきたわけでございしますが、大豆及び菜種にかかる交付金制度について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資するようにこの法律案を提出したものでございいます。

改正法を成立させていただきましますと、我々は積極的に大豆、菜種生産に取り組みとする生産者による生産の振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長(岡部三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認めまします。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○陳山博君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

我が国の大豆は、古来でん粉を主食とする我が国の食生活において、豆腐やみそなど多彩な形態で多様な栄養素をバランスよく摂取するための食品として、日本人にとっては欠かすことのできない食品であります。にもかかわらず大豆の自給率は、一九六〇年には二八%だったものが一九七〇年には四%にまで落ち込み、近年わずかに五%に回復してきましました。

ところが本法律案は、大豆などの自給率向上の方向をとるのではなく、価格政策の改悪により大豆増産にブレイキをかけ、国の財政負担を免れよ

うとするものであります。

本法律案は、第一に、基準価格引き下げを目的として算定方法を改悪してあります。

大豆などの場合、パリティ価格は麦価とは違い参酌事項の一つであります。これまでの運用上、パリティ価格を最大の基準とし、生産費を下回る低価格を押しつけてきました。ところが本法律案は、さらに低価格を押しつけたためにパリティ価格を参酌事項から外し、恣意的に価格引き下げが可能となる算定方法に改悪しようというのであります。その一方で、参酌事項に現行の生産事情にかえて生産費を明記してありますが、その生産費について、平均作付規模七アールという大豆生産の実態を無視して、販売することを主たる目的として生産を行っていることを主たる生産者に限定し、圧倒的多数の大豆作農家を切り捨てようとしてあります。また、需要と供給の動向を参酌事項に入れています。今日の円高のもとで、アメリカ産大豆の輸入拡大を前提とした需給動向参酌による市場原理導入は、低価格押しつけの根拠とされるの明白です。さらに、生産性向上や品質の改善に資するといふ配慮規定も、価格の引き下げに結びつくことになり、生産性向上や品質改善のための生産者の意欲を損なうものであり、これら農産物の生産を減退させるものとなるでしょう。このように基準価格算定方法の改正内容は、現行パリティ方式をさらに反動的に改悪するものです。これが本法律案に反対する第一の理由であります。

反対の第二の理由は、基準価格に種類銘柄別の価格を導入し、実質農家手取りの格差を一層拡大し、品質格差の水増し次第では、再生産の確保を旨とする基準価格の基本を崩しかねない点です。

反対の理由の第三は、この法律案が生産者を犠牲にした財政負担軽減策であるということです。今回の改正案は、さきに指摘した問題点のほか、最低標準額を設定し、標準販売価格がこの最低標準額を下回った場合、最低標準額までしか不足払いしないとしています。これは交付金単価の上限額の設定であり、財政負担軽減策であることは明白です。特に、この最低標準額については、輸入大豆価格も含めた市場価格で設定するとしており、この水準いかんでは基準価格が農家の実質手取り額を意味しなくなり、不足払い制度の根幹を崩しかねないのです。

今、大豆などの生産を振興し、自給率を向上させること、そのために価格政策を充実し農家の再生産を確保することこそが求められているのであります。こういう当然の方向に背を向けた本法律案に強く反対することを表明して、反対討論を終わります。

○委員長(岡部三郎君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認めまします。それでは、これより採決に入ります。

大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡部三郎君) 多数と認めまします。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

稲村君から発言を求められておりますので、これを許します。稲村君。

○稲村稔夫君 私は、ただいま可決されました大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派及び各派に属しない議員山田耕三郎君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

大豆及びなたねは、国民の食生活に不可欠な農産物であるばかりでなく、畑作における輪作体系の中の基幹作物として、また、近年では水

田における重要な転作物として、農地の高度利用と農家の所得確保を図るうえで大きな役割を果たしている。

よって、政府は、中長期的展望に立って、国内産大豆及びなたねの自給力の向上を図るための諸施策を強力に推進するとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、生産農家の経営安定に万全を期すべきである。

一 基準価格については、生産者の理解が得られる算定方式を確立するとともに、その算定に当たっては、従来の経緯、生産実態等をも十分勘案し、再生産を確保し得る価格を実現すること。

なお、生産性向上の反映については、農家への還元にも十分配慮して行うこと。

二 種類等別基準価格の設定については、関係者の意見が十分反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、各品種の地域的な適応性、優良品種の開発普及状況等地域ごとの制約にも十分配慮すること。

三 最低標準額については、従来の国内産大豆及びなたねの市場実勢を尊重し、生産者団体等の販売努力により達成し得る水準に決定するとともに、輸入価格の低落等が国内産価格の低落に著しい影響を及ぼす場合には、速やかにその変更を行うこと。

四 大豆及びなたねの生産性向上を図るため、土地基盤の整備、経営規模の拡大、生産の組織化及び団地化、機械化一貫作業体系の確立等生産条件の早急な整備に必要な各種施策の拡充強化に努めること。

五 品質の向上と出荷単位の大規模化を図るため、共同乾燥調製施設の整備、広域的な集出荷体制の確立等を積極的に推進すること。

また、良質かつ安定多収品種の育成、地域に定着した栽培技術の改良、高性能機械の開発等の試験研究の充実強化を図るとともに、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

六 水田転作として大豆及びなたね作については、狭小な作付面積、不良な排水条件、多様な品種、低い栽培技術水準、割高な機械費用等、不利な生産条件の下にある実態にかんがみ、その克服のための諸施策を強力に推進すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(岡部三郎君) ただいま稲村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よって、稲村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岡部三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡部三郎君) 次に、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) 食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

麦は、国民の食生活において米と並んで主食と

しての地位を占める農産物であるとともに、我が国農業において、代表的な土地利用型作物の一つとして、また、水田農業の確立を図る上での有力な転作物、製作物として、重要な地位を占めております。

一方、麦作をめぐる現下の諸情勢を見ますと、生産性の一層の向上を図るとともに、実需者等のニーズに即した品質のよい麦の生産を誘導していくことが重要な課題となっております。このため、これらの課題にこたえることを基本として麦作の振興を図っていくことが必要であると考えております。

麦の政府買い入れ価格につきましては、食糧管理法の現行規定において、昭和二十五年産及び昭和二十六年産の麦の政府買い入れ価格の平均価格に農業バリエーション指数を乗じて算出したいわゆるバリエーション価格を下回らず、かつ、これを基準とするものとされておりますが、昭和二十五、二十六年当時と現在とは麦の生産構造は大きく変化しており、また、現行規定では、生産性の向上、良品質麦への生産誘導といった今日的課題に十分対応し得ない等の問題を有しております。

このため、この法律案により、麦の政府買い入れ価格については、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参酌して定めることとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。後藤食糧庁長官。

○政府委員(後藤廉夫君) 食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

きます。

この法律案におきましては、麦の政府買い入れ価格につきまして、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し麦の再生産を確保することを旨として定めるものとするとともに、この場合においては麦作の生産性の向上及び麦の品質の改善に資するように配慮するものとするとしております。

なお、附則におきましては、この法律の施行期日を公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日とするものと、この法律による改正後の規定は、昭和六十三年産の麦から適用することとしております。

以上をもちまして、食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(岡部三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岡部三郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さう

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

八月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案(第百

八回国会提出、衆議院議決)

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四十条ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件、麦ノ需要及供給ノ動向並ニ物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ麦作ノ生産性ノ向上及麦ノ品質ノ改善ニ資スベク配慮スルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の食糧管理法第四十条ノ二第二項の規定は、昭和六十三年産の大麦、はだか麦及び小麦から適用し、昭和六十二年以前の生産に係る大麦、はだか麦及び小麦については、なお従前の例による。